

西南学院大学博物館研究紀要

第 3 号

— 論 文 —

- 明清時代の中国における鯨資源の利用 謝 婧 9
 下園 知弥
 宮崎 克則
- 福岡城「枳形門」に関する考察 濱野 貴司 15
 宮崎 克則
- 清朝における禁教政策と絵踏 —日中禁教政策の比較— 安高 啓明 31
 方 圓

— 研究ノート —


- ピエロ・デッラ・フランチェスカ作《キリストの復活》に関する一考察
 —市庁舎の装飾壁画としての機能— 内島美奈子 41

+ ————— + ————— +

— 資料紹介 —

- 西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」(3) 安高 啓明 116(54)
 稲益あゆみ

2015年3月

 西南学院大学

西南学院大学博物館研究紀要

第 3 号

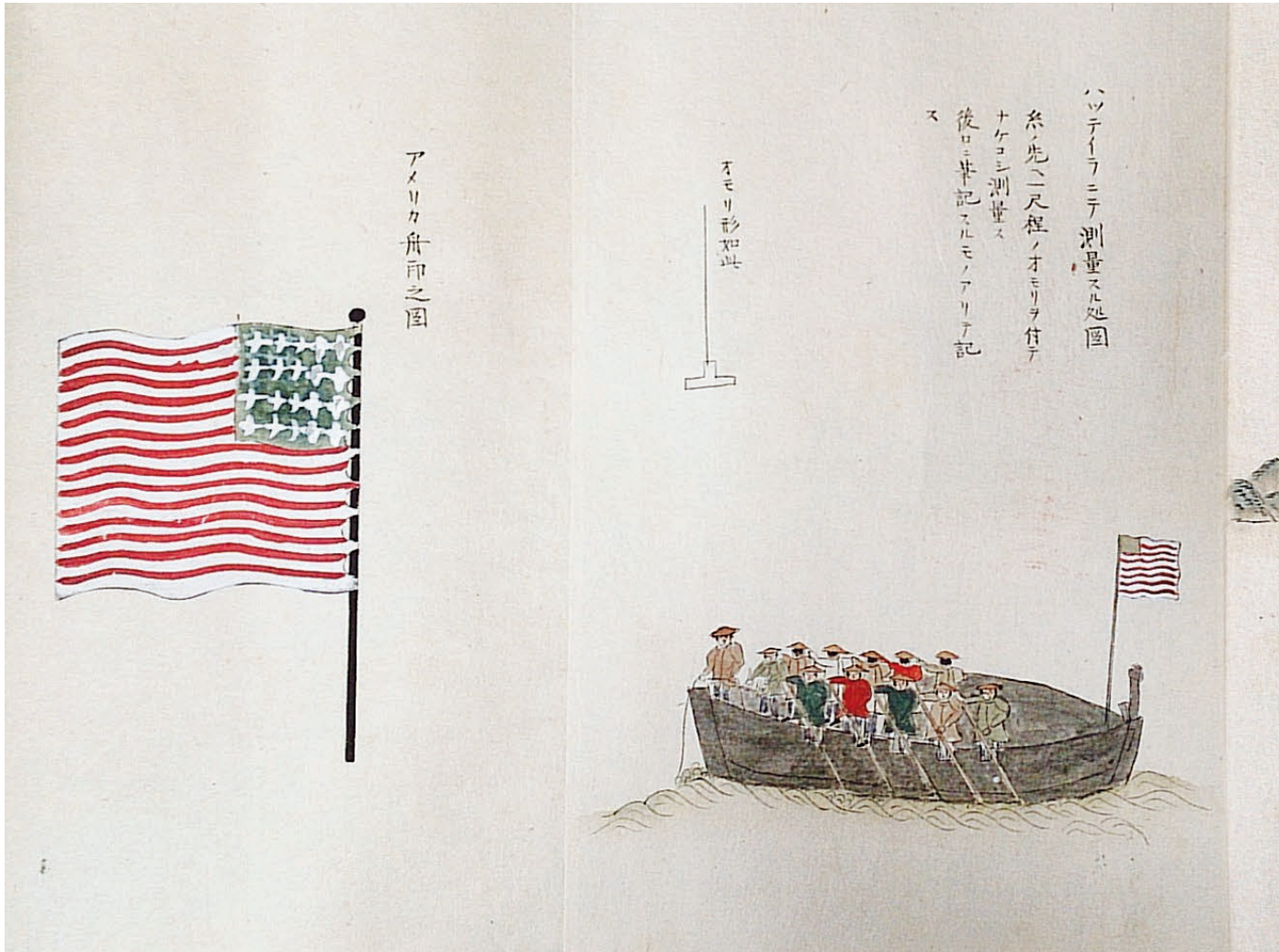
2015年3月

 西南学院大学



嘉永七年宗門御改影踏帳
(西南学院大学博物館蔵)

【関連：資料紹介 54(六三)~116(一)頁】



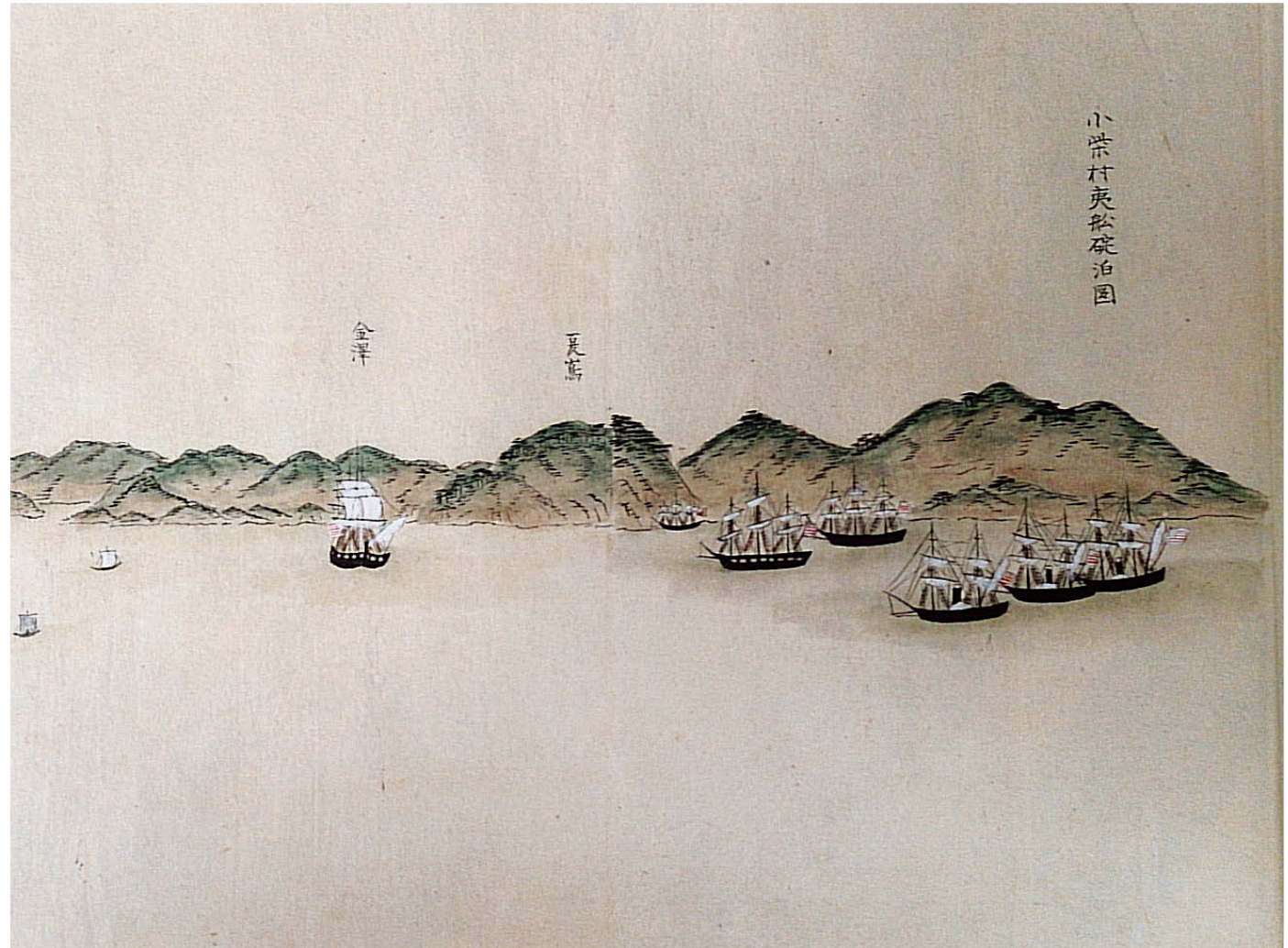
米利幹事略
 (西南学院大学博物館蔵)

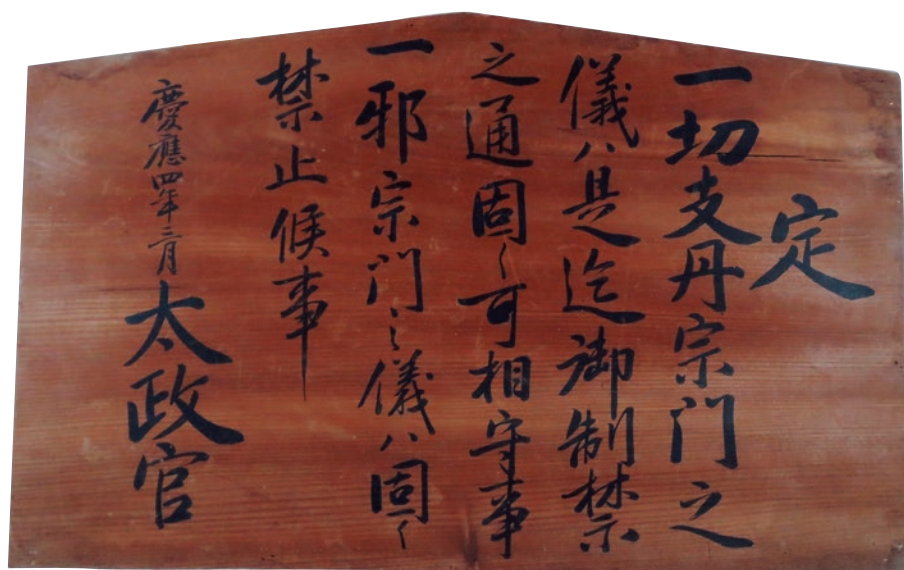
【関連：論文 31~40頁】

小糸村夷船碇泊圖

金洋

夏高





キリシタン制札
(芦沼完治氏(長野県)・芦沼康久氏(東京都)旧蔵、西南学院大学博物館蔵)
【関連：論文 31～40頁】

執 筆 要 項

1. 投稿資格は大学博物館に所属する教職員ならびに研究員、臨時職員とし、編集委員会にエントリーしたものとする。
2. 投稿種別は論文・研究ノート・資料紹介とする。
3. 枚数は400字詰原稿用紙に換算して、①論文は50枚、②研究ノートは40枚程度とし、③資料紹介についてはその限りではない。なお、図版は枚数に換算しない。
4. 投稿希望者は題名(仮題でも可)及び論文・研究ノートなどの種別を明示し、7月30日までに『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会(以下、編集委員会とする)まで申し出ること。
5. 提出原稿の体裁はA4版、40字×30行とする。ただし、編集委員によって、体裁を整えることがある。形式は縦書き・横書きを問わない。
6. 註は末尾に通し番号で一括すること。
7. 図表・写真等は掲載場所を指示すること。
8. 編集委員会は館長を委員長とし、博物館学芸員を委員とする。必要に応じて委員を学内教員に委嘱することもある。
9. 編集委員会で査読したうえで、投稿者に修正を求めることがある。
10. ほかの執筆者との統一のため、編集委員会の責任において、原稿に修正を加えることがある。

2012年12月5日

『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会

明清時代の中国における鯨資源の利用

謝 靖
下園 知弥
宮崎 克則

はじめに

鯨は世界における最大の生き物であり、食用や照明用の燃料、蠟燭原料、機械の潤滑油などとして使われ、捕鯨はそれぞれの地域の重要な産業であった。自然資源への意識が高まっている現在では、「反捕鯨」や「クジラ保護」がホットな話題として国際社会の注目を集めているが、かつて日本とアメリカは盛んに捕鯨を行っていた。

日本における鯨の利用(食用・鯨骨製品)は、縄文時代からあったとされ、日本列島の各地でその痕跡が発掘されている。ただし古代から中世にかけては、死んで浜に打ち上げられた鯨や、座礁や湾内に迷い込んだ鯨を捕獲したり、小型の鯨を弓矢や網、鉞などを使って狩猟していたと考えられている。16世紀から17世紀初め頃、捕鯨専門集団による組織的な捕鯨が、三河・尾張から紀州地域に始まり、土佐や北部九州へと伝播し、各地の基幹産業として展開した。日本における沿岸捕鯨は19世紀に最盛期を迎えたが、鯨の回遊の減少ために不漁が続き衰退していった。鯨は食用として利用されている他、鯨から採取された鯨油は灯火用の燃料や水田の害虫駆除用などとして全国に流通し、鯨髭もさまざまな工芸品の材料として使用されており、「捨てる部分なし」と言われたほどであった。

一方、アメリカにおける捕鯨は、17世紀にイギリスを中心とする入植者たちによって、鯨油の採取を主たる目的として行われた。彼らは当初、アメリカの東海岸で捕鯨を始めたが、資源の枯渇や新たな資源の追求のために、18世紀初頭から大型の帆船を本

船として捕えた鯨を解体し、船上に大釜を設置して採油する遠洋捕鯨を行うようになり、太平洋へも進出してくる。こうして19世紀前半にアメリカ捕鯨は最盛期を迎えることになるが、1859年にペンシルベニアで石油が発見されて以降、鯨油の価値は著しく低下し、急速に衰退していった。

17世紀から19世紀、日本とアメリカにおいて捕鯨業が栄えていた時期、中国において、捕鯨はどのように行われていたのか、鯨をどのように利用したのか、また鯨をどのように認識していたのか。これらの疑問に対する回答は、先行研究においてほとんど残されていない。ただし、明清時代に南シナ海の沿岸地域における捕鯨活動や鯨資源の利用についての記録はいくらかあるので、その記録を紹介することによって、中国における捕鯨について明らかにしたい。

1 日本の記録に見る中国の鯨認識

日本においては、捕鯨業が盛んになるにつれ、18世紀頃から捕鯨に関する絵巻が相継いで描かれるようになった。これらの絵巻には、当時の日本人が鯨の習性を利用してどのように捕鯨をしていたか、捕獲した鯨をどのように利用したかが絵画として描かれている。また、人見必大によって著された江戸時代の本草書『本朝食鑑』¹⁾には、「愚案ずるに、華人いにしえより今にいたるまで、これはを採らず、これを食わず、華人つねに魚の湿熱をいといて、みだりに大魚をくわらず。江海の利をむさばりて、これを採りて貨することをしらざるは、危きをなさざるか」

とある。このことから、日本では17世紀以前から中国側の鯨への認知度に関心を持っており、中国人は捕鯨を行わず、また鯨肉を食用に利用していなかったと認識していたことが分かる。日本における最も古い鯨の専門書とされる『西海鯨鮓記』²にも中国における鯨に関する記事がある。それには「鯨大者長数里、(中略)鯨頭骨如数百斛、一孔大如甕、述異記南海有明珠、即鯨魚目瞳可以鑒、俗謂夜光」とあり、中国では鯨を大袈裟に表現し、神格化していたとされていることから、当時の日本では、中国人は鯨の実物を見る機会があまりなかったと考えられていることが分かる³。とはいえ、日本の記録に見える中国人の鯨への認識は、明朝以前のことだと考えられる。その理由は、明朝から清朝にかけて、鯨の利用や鯨の捕獲に関する記録が多少ながら残っているからである。

古代の中国では、鯨は海中生物の中で最も神秘的

な魚であった。躰が大きく、種類も多く、さまざまな呼び方があった。例えば、『然犀志』⁴においては、鯨を「海鱈」と呼び、海の中で最大の魚なので鱈と名付ける、と記されている。鱈は酋と同じ発音で、中国語で「首長」という意味である。また、広東省の徐聞県当地では鯨のことを「海龍公」と呼ぶ⁵。鯨を海王と見なし、鯨への敬意を表していた。さらに『海錯百一録』⁶では、「鯨は海魚の中で一番大きく、捕獲しにくいものである。時々、漁網で黒い児鯨が捕ることができ、漁網の中で必死にもがく」と指摘されている。

2 渤海・東シナ海地域における鯨の認識

中国には、渤海・黄海・東シナ海・南シナ海の4大海域がある(図1)。渤海と黄海は、狭い海峡によって外洋と繋がっている内海に占められ、海域の面積

はさほど大きくない。また、ともに古代の「中原文化」⁷に影響を与えたため、社会的要素と人文的要素の観点から見ても、両海域の文化は類似しており、主に牧畜・植物栽培を中心に伝統的な農業が発達している地域である。記録によると、渤海・東シナ海域の鯨に関する記録はほぼ座礁した鯨に関するものであり、捕鯨についての記載はない。これらの地域では、鯨はよく餌とする魚群を追うことから、鯨が泳ぐルートに従えば、多くの漁獲がもたらされた。従って、鯨はしばしば漁師たちから魚の神様だと考えられていた。漁師は海に出て魚を捕る際に、鯨の群が海を通るのを見かけた場合、すべての船が道を空け、依代⁸を焼きながら、彼らへの捧げ物として海に米を流した。そうして、鯨の群が離れた後、再び漁業の仕事へと



図1「中国沿岸部の地図」

戻っていった。要するに、この海域の人々は、鯨の現れと収穫の吉兆とを繋げ、往々にして魚の神様の保護を求めていたのである。ちなみに、ベトナム中南部の港町ニャチャンには鯨の廟があり、鯨を海神として祭ってある。毎年、旧暦の8月10日に鯨の祭礼を行い、鯨に祈りを捧げるとともに、お供え物を作って祝う。ここでは鯨は「南海の主」として崇拜されているのである⁹。このことは、渤海や東シナ海地域とも共通し、これらの地域では鯨が信仰の対象とされていたと考えられる。

3 明清時代における南シナ海での捕鯨活動

南シナ海は、中国の南に位置するためにこのような名で呼ばれており、西太平洋の一部である(図2)。南シナ海は中国で最大の外海であり、渤海、黄海、東シナ海の総面積の3倍、南太平洋の珊瑚海とインド洋のアラビア海に次ぐ世界第3位の海域である。緯度0度から北緯23度付近まで幅広く広がっている熱帯・亜熱帯の海域であり、海洋資源は豊富である。

渤海や東シナ海地域と異なり、南シナ海では鯨についての認知度が高く、漁業も比較的発達していたため、捕鯨に関する記録は広東地区、広西地区、海南地区の地方誌にいずれも残されている。なかでも、広東地区は鯨の数が最も多く、捕鯨活動も盛んであった。明末の17世紀、屈大均は『広東新語』¹⁰の中で「長縄を銛につけ、投げて鯨を採る、また獲得した脂皮で万金をもらう」と記している。つまり、広東沿岸では銛で鯨を捕獲する捕鯨活動は既に行われていたのである。また、明朝の嘉靖期(1522～1566年)、顧山介は『海槎余録』のなかで次のように記している。

梧川山界有海湾，上下五百里，横截海面，且极其深。当二月之交，海鰾来此生育，俟风日晴暖，则有小海鰾浮水面，眼未启，身赤色，随波荡漾而来。土人用舢舨装载藤丝索为臂，大者每三人守一茎，其杪分赘逆须枪头二三支于其上。溯流而往，遇则并举枪中其身，纵索任其去向，稍定时，复似前法施射一二次毕，则棹船并岸，创置沙滩，徐徐收索。此物初生，眼合无所见，



図2「南シナ海の沿岸部(部分図)」

且忍创疼，轻样随波而至，渐登浅处，潮落搁置沙滩，不能动。举家分啜其肉，作煎油用亦大矣哉¹¹

日本語に翻訳すると、梧川山界に海があった。上下五百里にも海面が渡り、またその水深も深い。2月頃、「海鯨」(鯨)がここに来て生育する。風が穏やかな暖かい天気の中、子の鯨が海上に浮かび、目を閉じたまま、全身が赤くて波に漂っている。地元の人は「舢舨」という船に腕の太さもある籐ロープを積み込み、そのロープの上に槍頭二、三支をつけ、3人で一つのロープを握り、流れに逆らって行く。鯨にあった時に3人並んで槍をあげ、鯨の体に刺す。そのまま離し、鯨が去ったままにする。やや時間が過ぎたら、前と同じ方法で鯨を1、2回刺す。その後、船を水辺に泊めロープを回収する。目がまだ開いて

いない鯨の子供が痛みのため、潮に流されてしばらくすると砂浜に打ち上がり、潮が引くと動けなくなってしまう。家族みんなでその肉を分け合い、それで油を取るの絶好のことである。

また、清朝の康熙11(1672)年『雷州府志』¹²巻二では、「蛋戸聚船十,用长绳系标枪掷击之,谓之下标,三下标乃得之,次标最险,盖首未知痛也,末标后犹负痛行,数日乃得之.埃其困毙,连船曳绳至水浅处,始屠。(中略)有三節痕,首下標者得頭節,次得中節,三得尾節,一魚之肉載十余船,貨錢百萬」とある。要約すると、「10人の船頭が舢先に集まって立ち、長い縄のついている槍で鯨を刺す。これは下標という。普通は3回ほど(鯨に槍を刺して)仕留めることができる。ただし、2回目に刺す際はもっとも危険で、1回目に刺した時に鯨に痛みを感じさせてはいけないのである。最後の一撃を刺した後、鯨は痛みを我慢して進み、数日後に死んでしまう。

そのあと、縄を船と結び、砂浜まで引っ張ってきて解体作業が始まる。捕獲した鯨にある3つの目印で鯨を分配する。1番鉞の人がもっともいい部分がもらえる。また鯨肉を10艘の船に乗せ、値「百万」である。

これらの記録から、南シナ海区域で生活している漁民たちは渤海区域のように鯨を神様として扱うのではなく、鯨の習性とその捕獲方法をよく把握しており、捕鯨の過程について非常に詳しく説明していることが分かる。また、綱を付けた鉞や槍で鯨を捕獲する方法は、日本の江戸時代前期に見られた捕鯨方法である「突取法」と同じである。日本では17世紀後半から綱を利用



図3「徐聞縣圖」

した「網掛突取法」が考案されて捕獲率が上昇するが、中国では網の利用はなかったようである。

『雷州府誌』のほか、『高州府誌』¹³『吳川県誌』¹⁴などの記録にもほぼ同様の記述がある。これらの地域は地理的にも近くであるから、鯨に関する各地区の動きは類似していたと考えられる。清朝における南シナ海の捕鯨は雷州府に集中し、雷州府は南シナ海のなかでもっとも捕鯨が盛んな地域であった。例えば、雷州府にある徐聞県の地方志¹⁵によると、

清嘉庆年间，新寮六湾村民陈万明、梁其寿等人组织30吨级的帆船10艘，共计100人的捕鲸队进行捕鲸。清末民初，外罗、新寮、公港等地普遍做海公船，进行季节性捕鲸，极盛时有船一百多艘

とあり、清朝の嘉慶期(1796～1820年)、新寮六湾の陳万明、楊其寿という名の漁民たちは30トン規模の帆船10艘を備え、100人を組織し、捕鯨活動を行っていた。そして、清末民国初期、外羅・新寮・公港などの村で「海公船」と呼ばれる専門的な捕鯨船を作り、鯨が沿岸に寄ってくる季節ごとに捕鯨を行い、盛んな時の船数は100に達していた(図3)。

さらに、広東だけではなく、広西・海南の沿岸側の地方誌にも捕鯨に関する記録が残されているが¹⁶、捕鯨の記載は簡素である。広東地方に比べて広西の海域面積は狭かったため、あまり捕鯨活動は盛んではなかったと考えられる。

4、鯨資源の利用

鯨資源をいつから利用し始めたのかは記録には明確に記されていないが、これまであげた記録から、少なくとも明朝の嘉靖期(1521～1567年)に鯨を捕っていた時には既に鯨を利用していたと推測できる。また、渤海と東シナ海では捕鯨は行われていないものの、流れ鯨や寄せ鯨を利用する場合があります、鯨の利用方法を把握していたことが分かっている。ここでは、明清時代における鯨の利用を全体的に見

ていきたい。

前掲の『雷州府誌』にあった、鯨肉を10艘の船に乗せ、値「百万」とあるという箇所と、『海槎余録』にあった、家族みんなでその肉を分け合い、それで油を取るの絶好のことであるという箇所から、明清時代の中国人は鯨の利用方法を知っており、商品として販売していたのではないかと推測できる。『丹徒县誌』¹⁷には、「其脂能逆风延织。明万历年，兵部檄，取以为火攻，具而黠甚」¹⁸との記述があり、日本語に訳すと「鯨油を燃やすと非常に激しく燃え、逆風になっても不滅であり、戦争の際、鯨油を用いて焼き討ちとして使う効果がとてもよい。戦争の燃料にも使える」となる。そして『本草綱目』の「イルカ¹⁹の油を石灰と混ぜれば、船補修に絶好の材料となる」という記述からは、日本やアメリカでは見られない利用法が窺える。また康熙33年(1694)『登州府誌』には「其肉可以煎膏熬油，其骨可以作桥梁屋栋」とあり、咸豊8年(1858)『文昌县誌』には「肉食之，稀痘蒸油点灯避邪，脊骨可为舂臼」とある。鯨肉を食用とし、鯨の皮脂から採られた油は照明の油として利用するほか、丈夫な骨は家や橋を建てる梁と器にも使用することができるという。しかし、残念ながら、鯨の利用の時期についての記載は史料に残っていないため、ここでは、いつから鯨を食べ始め、骨で屋根を建てられたのかを明確にすることはできない。

おわりに

明清期における中国では、渤海や東シナ海の漁民にとって鯨は漁獲の手がかりであり、豊漁の前兆とされ、「海の神様」のような存在であった。南シナ海地域は捕鯨の歴史を持ち、すでに鯨を捕っていたが、日本やアメリカのように捕鯨に携わる捕獲部門、解体部門、販売流通システムを備えた大規模な捕鯨業は形成されず、あくまでも局地的な捕鯨活動であった。また、捕鯨は副業として人々の生活を潤していたが、子供の鯨を狙う場合が多く、漁として未成熟な段階に留まっていたと考えられる。南シナ海にお

いては、雷州半島がもっとも長い捕鯨の歴史を持ち、1953年まで鯨を断続的に捕っていた²⁰。このように、海に恵まれた南シナ海の漁民たちは鯨資源を十分に

利用し、東アジアにおける捕鯨文化の一つとしてその文化を充実させていた。

注釈

- 1 人見必大『本朝食鑑』元禄10(1697)年(平凡社東洋文庫、1976年)
- 2 谷村友三 享保5(1720)年『西海鯨鯢記』(柴田恵司、『海史研究』第34号、1980年)
- 3 宋正海、郭永芳、陈瑞平『中国古代海洋学史』北京海洋出版社、1986年
- 4 上下2巻に分けて、乾隆44年(1779年)に完成された。作者の李調元は清朝の学者、詩人であり、広東地方へ見聞に行った時、実際に見た93種類の海洋物を記録したもの。古代中国における海洋生物の研究にとって最も参考価値のある史料とされている。
- 5 『徐聞県志』(清)王輔之等纂修成文出版社、1973年
- 6 清朝の海洋産物を記録する専門的な書籍。作者は郭柏蒼(1815～1890)、博物学者、詩人であり、清朝道光年間に中国沿岸の水産物を考察した上で記したもの。
- 7 中原の文化とは中原地方の物質的な文化と精神的な文化の総称である。最も早い時期は紀元前約6000年から紀元前約3000年の中国の新石器時代まで遡る。河南省を中心に、黄河下流地域を中心に、外に広がっていく文化とされる。
- 8 神仏に差し上げる紙で作った銭のこと。
- 9 秋道智彌「鯨を祈る」『文明のクロスロード』季刊第17巻、博物館等建設推進九州会議、2005年
- 10 全書は28巻からなる。広東地方における地理、経済、民俗などが記録され、広東大百科と評判される。作者の屈大均(1630～1696)は明末清初の著名な学者、詩人であり、「驗之以身經，征之以目睹」を指摘し、自らの経験のもとに記録したものである。
- 11 顾山介『海槎余録』(執筆年代は明朝嘉靖)、本文は以下のサイトを参照した。百度文庫http://wenku.baidu.com/link?url=7lm3W3F3kqgZV63HLu8sbU10oY6lypaJYd29TpzjZv8mgrpJnilZmOfjC_9qR8FKHynicr8a-WH6d4j6SM_a8Gu5jKV4KTrgeBCNApqpXp6O (閲覧日：2013年8月29日)
- 12 『雷州府志』(清)吳盛藻、清康熙11(1672)年刻本
- 13 楊霽陳蘭彬『高州府志』清光緒16(1890)年刻本
- 14 毛昌善陳蘭彬『吳川縣志』清光緒23(1897)年刻本
- 15 徐聞縣志編纂委員會『徐聞縣志』廣東人民出版社2000年
- 16 沙大禹「鯨魚考」中国海洋大学、殷都学刊2012年3月
- 17 江苏省西南部に位置する鎮江市の地方誌である(旧名丹徒)。
- 18 陳万青『鯨与捕鯨』北京科学出版社、1978年
- 19 イルカは、クジラ類ハクジラ亜目に属する種の内、比較的小型の種の総称である。
- 20 前掲書『徐聞縣志』(2000年)

福岡城「枅形門」に関する考察

濱野 貴司
宮崎 克則

1 はじめに

福岡城は梯郭式平山城と呼ばれる「織豊系城郭」⁽¹⁾の典型的城郭である。梯郭式とは本丸の二方、または三方を他の曲輪が囲んでいる形式であり、平山城とは丘陵に建てられた城を指す。福岡城の築城主である黒田長政(永禄11(西暦1568)年生－元和9(1623)年没)は城及び城下町を敵から守るために、立地条件を生かした縄張をし、堀や土塁等の防御施設を築いた。熊本城の築城主である加藤清正も、自身の城は3～4日で落ちるが福岡城は30～40日は落ちない、とあって福岡城を高く評価したという。そのように堅固であった福岡城には城下の他の門はもとより、他城郭の門と比べても規模や形式に大きな特色を持つ「枅形門」と呼ばれる門が存在した。城門は平時・戦時問わず警備や防衛の拠点として極めて重要な役割を果たし、城郭には不可欠の防御施設である。敵に門を破られると落城の可能性が一気に高まるため、築城主は門の設置場所や構造には特に精力を傾けたものと思われる。ところが、福岡城ではこの「枅形門」だけが際立って異彩を放っているのである。では、なぜ「枅形門」のような特異な門がつくられたのだろうか。

本稿では、福岡城「枅形門」についての諸史料を紹介し、また、他城郭の門と比較することによって、「枅形門」設置の理由やその影響等について考察したい。

2 福岡城の概要

(1) 成立

黒田長政は慶長5(1600)年9月15日の関ヶ原の戦いにおいて、徳川家康率いる東軍に属し、石田三成等の西軍を破りこの戦いに勝利した。長政は家康より大いに軍功を認められ、同年10月1日に筑前国15郡、50万2400余石⁽²⁾を与えられた。当時、豊前国中津城主であった長政は転封に伴い、同年12月8日に家臣を遣わして筑前国名島城(福岡市東区名島)を受取り、自らも同月11日に同城に入った。前領主小早川氏が築いた名島城は三方が海に囲まれた要害堅固の城塞であった。だが、長政は入城早々、新城への移転を決意した。貝原益軒(寛永7(1630)年生－正徳4(1714)年没)の『黒田家譜』には、その移転理由を「名島の城ハ(中略)、境地かたよりにて城下狭き故、久しく平らぎを守るの地にあらず」⁽³⁾と記している。長政は父如水(官兵衛孝高)と相談し、住吉・箱崎・荒津山・福崎が新城建設の候補地となった。その中で那珂郡警固村福崎が最も相応しいとして、ここに新城を築くことにした。新城の名称は黒田氏の故地である備前国^{おおく}邑久郡福岡に因み福岡城と名付けられた。

長政は城地決定後速やかに築城開始を指示し、慶長6(1601)年8月より天守台の石垣普請が始まった。一月程で天守台が完成した後は、直ちに本丸石垣普請に移り、さらに本丸作事と並行して二ノ丸、三ノ丸へと外縁部の普請が順次進められた。長政から普請奉行の野口左介一成に宛てた書状で「たとへ如水御このミ相違候とも、前のことくに申し付くべく候」⁽⁴⁾と命じている。長政はたとえ如水の好みと違って

いたとしても、当初の計画のとおりに進めるようにと、父如水の意見を考慮しながらも自らの考えを前面に押し進めての築城であった。そして、「本城端城およそ七年の内にことごとく成就せり」⁽⁵⁾と貝原益軒が記しているように、慶長12(1607)年の秋から冬頃にかけて竣工したものと思われる。

(2) 構造

近世城郭の構造を大きく二分すると、内郭と外郭で構成される。一般的に、内郭とは本丸・二ノ丸・三ノ丸・西ノ丸等からなる城郭の主要部であり、城主の居宅や政庁、軍事施設等が置かれた。外郭は内郭の周辺部であり、主に武士の屋敷地や町人地、寺社地等からなっていた。さらに、^{そうがまえ}総構という語も存在する。小和田哲男氏は総構について、「惣構や総曲輪等ともいい、城や城下町を土塁や石垣、堀で囲んだ外郭のこと、または外郭で囲まれたそれら内部を指す」⁽⁶⁾と説明している。西ヶ谷恭弘氏は、「家臣団屋敷街を三ノ丸外側に形成しすっぽりと外濠で囲む城郭、または家臣団屋敷地の他、町屋・職人街・下級武士街・寺社街までも囲む構造を総構という」⁽⁷⁾と述べている。このように、外郭と総構についてはその定義に多少の差異が見られるようである。福岡城にも内郭と外郭が存在するが、その定義や範囲については、こちらも見解に違いが見られる。では、福岡城の城域に関する代表的な解釈を二例見てみよう。

まず、丸山雍成氏が示した見解⁽⁸⁾をまとめると次のとおりとなる。

- 内郭は、内城と外城とからなる。
- 内城は、本丸・二ノ丸・三ノ丸等の諸曲輪、その中の諸施設とこれを圍繞する石垣・土塁、門及び外城とを連絡する橋を含む。
- 外城は、侍・足軽屋敷、町屋敷・寺屋敷等からなる城下町福岡を包含する曲輪であり、その範囲を、東西は那珂川の中島橋口枡形(東取入)から唐人町口の黒門(西取入)までで、北は博多湾、南は内城の外側、丘陵谷地一帯と見なすべきである。
- 外郭は、内郭を除いた、河海・堀や土塁等で圍繞

される外輪部の区域である。福岡城の総構は、前述の内郭(内城・外城)に加うる外郭全体を指す広義の城域で、それは東限を御笠川の石堂口門とする、主に商人の町博多から、西限を早良(室見)川渡口とする侍・足軽屋敷を含む農村部が、これに相当する。

一方、西田博氏は以下のような見解⁽⁹⁾を示している。

- 内郭とは外郭を持つ近世城郭において、外郭に対する城郭の主体を指し、本丸、二ノ丸、三ノ丸を含む。
- 外郭とは侍屋敷、町屋、寺屋敷等で構成される城下町を取り囲んだ曲輪で、防御線と郭門によって郭外と分けられる。福岡城の場合、その範囲を那珂川、肥前堀、中堀、内郭、ヤナ堀、そして海に囲まれた部分である。
- 外郭のさらに外側の郭という意味での総郭は、博多部を含む、唐人町西の堀、樋井川、大堀、福岡城内郭南の丘陵地、薬院川、房州堀、石堂川の内側である。

丸山・西田両氏の見解の最も大きな相違点は、総構(総郭)の西限が早良川か、あるいは樋井川かという点である。このように、研究者によって意見が割れている要因は、貝原益軒が『筑前国続風土記』で「郭の東は那珂川をかぎり、(中略)唐人町の東の^{ほり}隍を以て内郭とせり」⁽¹⁰⁾としながらも、外郭について明確な東限の石堂口門及び博多の記述を欠き、他方、「城の西は、早良河を以て、外郭とし」⁽¹¹⁾しているからである。

西田氏が早良川(室見川)西限論に異を唱えているのは、早良川に人工の防御線が認められていないことや江戸期から明治初期にかけての多くの史料で貝原益軒の定義を否定しているからである。実際に、樋井川は福岡築城前は大堀(当時は入海であった)に流れ込んでいたのを現在の流路に変えたため、この樋井川を人工の防御線と考えることができる。

正保3(1646)年に作製された『福博惣絵図』(以下、『正保図』と記す)は福岡藩が幕府に提出した公用図(『正保の城絵図』)の控図であり、現存する福岡城下

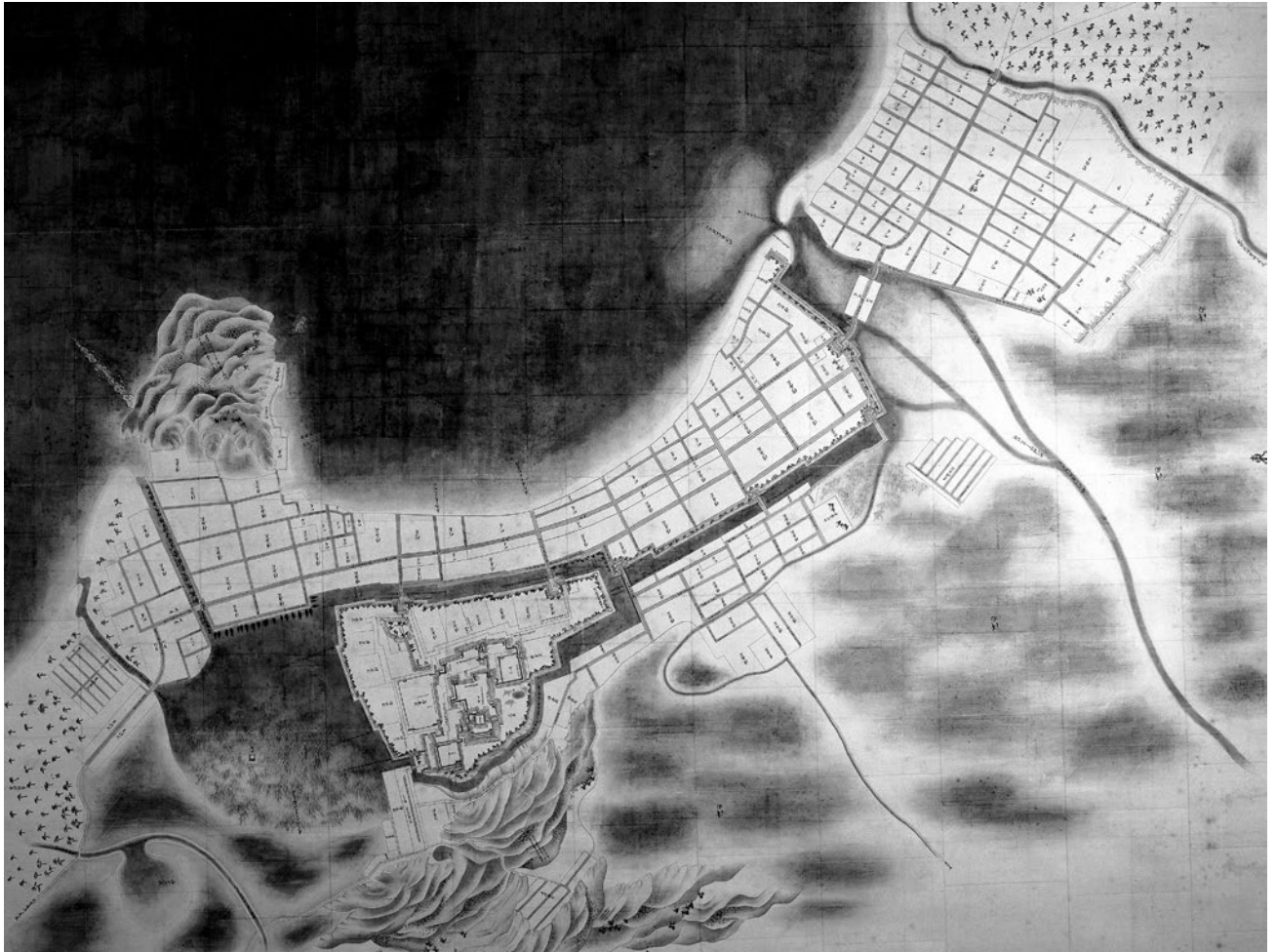


図1「(正保)福博惣絵図」全体図(黒田家資料、福岡市博物館所蔵)

の絵図の中でも極めて重要な絵図である。【図1】この図に描かれた西限は樋井川付近である。さらに、福岡藩が福岡城御門法で規定した城門の分布範囲は西田氏の主張する城域とほぼ一致している。これらのことは、当時の福岡藩の城域についての認識は西田氏の見解と同一であったことを示している。

なお、早良川を外郭とする益軒の見解と福岡藩の認識に違いがあることについて、小林茂氏は『続風土記』が書かれた元禄期までの福岡市街地の西への発展を意識したものであろう、と説明している。⁽¹²⁾

(3) 城門の数

福岡城の城門は、内郭と外郭を合わせて十数カ所という見解が一般的である。実際には、例えば二代藩主忠之以降、三ノ丸西部に御殿が建設され門が新設される等、江戸期を通じて城門の数はその都度増減している。⁽¹³⁾

内郭と外部を結ぶ門は、大手門である上之橋御門と下之橋御門、搦手門(背面の門)である追廻御門の3カ所である。

外郭から郭外に通じる門は、西取入門(通称「黒門」)・赤坂門・薬院門・春吉門、そして東取入門(通称「枅形門」)がある。【図2】これらの門の形態は、



図2 福岡・博多の門(「(正保)福博惣絵図」、福岡市博物館所蔵)

「黒門」のみが平入りであり、他の門は全て枡形虎口である。枡形虎口とは枡形門ともいい、城の虎口(門)に用いられる構造で、2門一組で構成されることが多い。最初の門(一の門)をくぐると周囲に石垣と壁が張り巡らされた方形の空間があり、さらに右手に二の門を築いて、城の内部(または次の曲輪)への侵入を阻む仕組みになっている。この一の門と二の門の間の中庭部分が、枡の形をしていることから名づけられた。なお上記に限らず、一の門あるいは二の門のいずれかが欠けている場合もあり、福岡城外郭の枡形虎口は、全て一の門を有さない。

本稿では、福岡城東取入門の通称、固有名詞の「枡形門」は鉤括弧付きで、枡形虎口の別称である枡形門は鉤括弧無し、または枡形虎口と表記して区別している。

他にも、総構の東端に位置する門として、石堂口門と辻堂口門があった。また、これらに加えて、幕末の史料には今川橋口門の名称が見える。⁽¹⁴⁾

3 「枡形門」について

(1) 概要

「枡形門」は福岡城外郭の門の一つであり、外郭東側にあたる那珂川に面した場所(現在の福岡市中央区天神一丁目の昭和通り(市道博多姪浜線)と県道554号線の交差点付近)に設けられた。この門は唐津街道沿いの、福岡(天神町・橋口町)と博多(中島町)を結ぶ西中島橋の西詰に置かれ、福岡・博多両市中



図3 現在の西中島橋より「枡形門」跡方面を望む
(左の建物が赤煉瓦文化館)

を繋ぐ役割を担う門であった。門があったと推定されている場所には、現在赤煉瓦文化館(福岡市文学館)が建っている。【図3】また、西中島橋西詰には福岡市道路元標が埋め込まれており、同市の道路の起終点となっている。

(2) 名称

前述のとおり、この枡形門とは元来一般名詞であり、枡形の虎口を持つ門を全て枡形門と呼ぶことができる。福岡城の場合は前項に示した門を「枡形門」と呼称することが多い。この門は諸史料では以下のようにさまざまな名称で登場する⁽¹⁵⁾が、本稿では“「枡形門」”と表記を限定する。

博多口門・博多口之門・博多橋口・博多門
中嶋取入・中嶋橋口御門・中嶋橋口
橋口大門・橋口北御門・橋口南御門・橋口取入・
橋口門
東取入
枡形門・升形口

(3) 規模

『正保図』に記載された「枡形門」枡形の寸法は、東西13間(約24メートル)、南北12間(約22メートル)となっている。これは枡形の標準と言われる「五八の枡形」(5間×8間)を上回る「大枡形」という分類に入る。なお、『正保図』に記されている門の寸法は次のとおりである。

「枡形門」	東西13間、南北12間
	矢倉跡の下 石垣高2間4尺
春吉門	北 長8間
	東 長4間 高2間半
	西 長11間 高2間半
薬院門	北 長9間
	東 長7間
	西 長7間 高2間半
赤坂門	北 長9間
	東 長7間
	西 石垣長7間 高2間半

以上は福岡城外郭の門のうち「黒門」を除いた4門

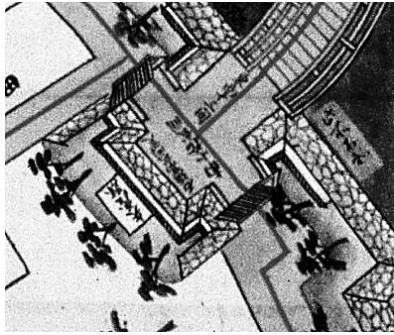


図4「枅形門」

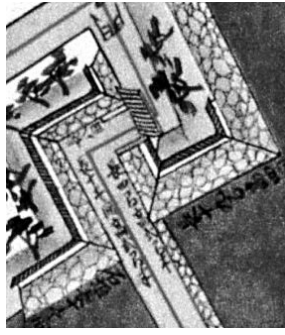


図5 春吉門

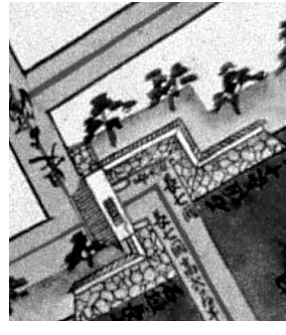


図6 薬院門

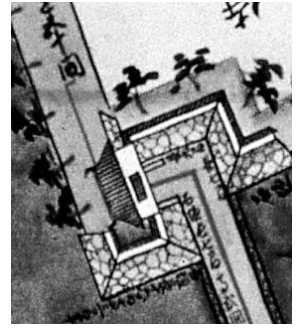


図7 赤坂門

図4～7は「(正保)福博物絵図」部分(福岡市博物館所蔵)

である。『正保図』には「黒門」の寸法は記されていない。

「枅形門」枅形の寸法は東西13間×南北12間であり、次いで門正面の矢蔵(櫓)跡の石垣の高さが2間4尺(約4.8メートル)となっている。ところが、春吉門・薬院門・赤坂門については、枅形の寸法は記されておらず、門付属の石垣の長さが高さのみが記されている。3門とも石垣の高さは2間半(約4.5メートル)であり、長さも東西北を合計するといずれも23間(約41.4メートル)となっている。したがって、「枅形門」以外の3門はほぼ同規模ということになる。

次に、『正保図』に描かれた上記の4門を同縮尺で並べると、図4～図7のようになる。

このように、絵図中に描かれた門を比較すると、「枅形門」の規模が他の3門を上回っていることが一目で理解できる。また、形状も「枅形門」だけが異質であることがわかる。

さらに「枅形門」には、那珂川沿いの北は博多湾、南は春吉門付近まで、およそ700メートル以上にわたって高さ4間(約8メートル)もの石壁が付設されていた。この大枅形と高い石壁が「枅形門」の一つ目の特徴である。

本項の最後に「黒門」について付言しておきたい。「黒門」の規模は史料が乏しく不明な点が多いが、古写

真を見る限り、枅形を伴わない平入りの門であり防御性も低い。【図8】東の備えを一手に引き受ける「枅形門」の嚴重さに対し、西の備えを担う「黒門」がなぜこのように脆弱につくられたのかということについては、今後の課題としたい。

(4) 外観

前項の『正保図』を見て分かるように、「枅形門」は北門と南門の2つの虎口から成っている。前述の一般的な枅形虎口の構造とは異なり、南北の門が向かい合わせになっており、それぞれ別の通路となっている点が「枅形門」の特徴の第二である。北門に通じる道路は唐津街道となり、西へ向かうと福岡城下町を經由して「黒門」、さらに唐人町方面へ抜ける。一方、南門に通じる道路は大身屋敷が連なる天神町、大名町を經由し、福岡城大手門(上之橋御門・下之橋御門)に到る。



図8 写真「西取入門と黒門橋」(安川巖収集資料840、福岡市博物館所蔵)

さらに設置当初、「枅形門」の正面石垣上には櫓が設置されていたことが文献と絵図に見える。まず、『岡本家文書』⁽¹⁶⁾に残る長政の書状を見てみよう。

因幡上候節、状披見候、

- 一 博多口門式ツ并矢倉出来之由得其意候、川上への事ハ先々無用、下着之砌可申付候
- 一 彼矢倉ニ急ニ鐘をつり候へと、空与ニ申渡へく候
- 一 惣様出来次第、白土急ニ付させ可申候也

三月廿八日

長政 御判

年代が明記されていないが、おそらく築城開始後間もない慶長6、7年頃のものと思われる。「枅形門」(博多口門式ツ)と櫓(矢倉)が完成したという報告を受けた長政が、那珂川沿いの石壁の塀のことは自分が福岡に帰国した後に指示すること、その櫓に鐘を吊り下げよう空与(智福寺の僧)に申し伝えること、さらに、最終的には塀の壁に白土(漆喰か)をつけること、の三点を指示している。このことから、設置当初の「枅形門」は櫓を有しており、さらに櫓には吊り鐘が設けられていたことがわかる。次に『吉田家文書』⁽¹⁷⁾を見てみよう。【図9】

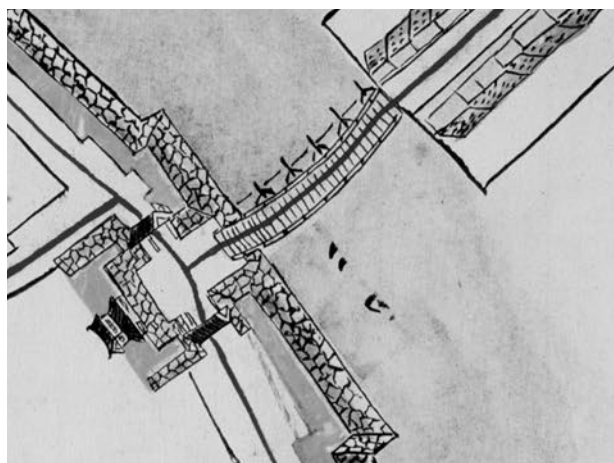


図9 「枅形門」(『福岡城下絵図』部分、『吉田家文書』528、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)

本図は、城下の修築に関する文言が付記されていることから、修築許可申請に関する幕府提出図の控図ではないかと考えられている。作製年代は不明であるが、地図中の地行付近が松林に覆われ金龍寺が描かれていないため、本図の作製は同寺の現在地

への移転、即ち正保4(1647)年から慶安3(1650)年以前と推定されている。

本図の「枅形門」正面には櫓が描かれている。本図の作製年代が、櫓が撤去された寛永期(1624～44)以前のものとは特定することはできないが、前掲の『岡本家文書』の記述とも合致しており、門設置当初は櫓が設けられていたと考えられる。この櫓が「枅形門」の第三の特徴である。

以上のように、①大枅形②二つの独立した虎口③門正面に櫓を持つ城門は、福岡城下はもちろんのこと、日本全国他に類を見ない。

では、門と石壁の様子を絵図や古写真で見てみよう。

ア)絵図

①正保3年『福博惣絵図』(黒田家資料・福岡市博物館所蔵)

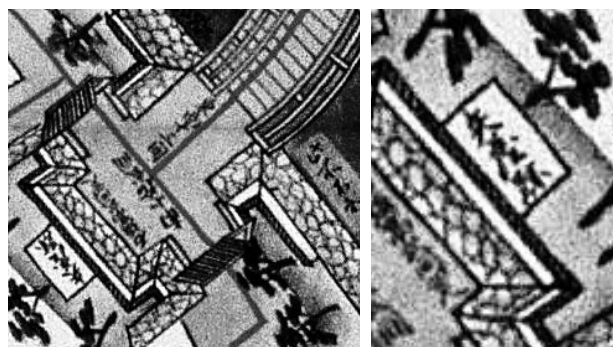


図10「枅形門」(『(正保)福博惣絵図』部分)

図11 拡大図
(『(正保)福博惣絵図』部分)

『正保図』は、正保3(1646)年に幕府に提出された『正保城絵図』の控図である。『正保城絵図』は正保年間に国絵図とともに幕府に提出された城下絵図であり、全国で作製された。現在、『正保城絵図』の多くは国立公文書館に所蔵されているが、福岡城下図は現存しない。本図は、東は石堂川東岸から西は樋井川河口付近まで、北は海岸から南は福岡城の南側に隣接する丘陵までの範囲を収めている。

本図では、「枅形門」の北門・南門はともに櫓を有しない平門となっている。さらに「矢蔵跡」の文字が確認できる。【図11】このことから「枅形門」の特徴の一つであった櫓(矢蔵)は、正保3年の時点には存在していなかったことになる。

②元禄12年『福岡御城下絵図』(福岡県史編纂資料651号・福岡県立図書館所蔵)

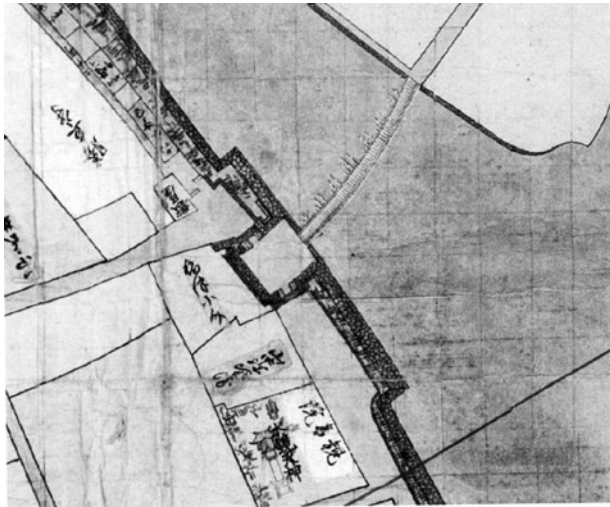


図12 「枅形門」周辺(『福岡御城下絵図』部分、福岡県立図書館所蔵)

本図には年代の記載はないが、明和6(1769)年の『福博惣絵図』の包紙に記載された内容から元禄12(1699)年の作製であるとされている。東は石堂川東岸の崇福寺付近から西は藤崎付近まで、北は荒戸山の沖から南は現在の中央区谷付近までを描いている。

本図でも『正保図』同様、「枅形門」北門・南門はともに平門となっている。『正保図』では広大な侍屋敷となっていた門の後方(西側)は、本図では侍屋敷の南側が水鏡天神(水鏡天満宮)となっている。

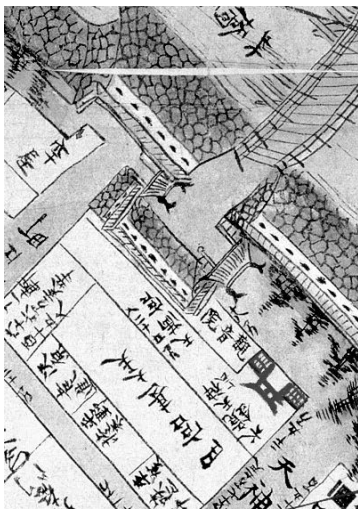


図13「枅形門」周辺(『福岡城下町・博多・近隣古図』部分、九州大学所蔵)

本図は福岡藩の家老であった三奈木黒田家に伝来したもので、文化9(1812)年に作製された。図中の侍屋敷には居住する藩士の名が記される等、19世紀初頭の福岡・博多の様子を克明に描いた貴重な絵図である。

「枅形門」北門・南門が平門として描かれているのは本図も同様である。門の後方の侍屋敷は全て水鏡天神の敷地が変わっている。また、門の石壁上の長塀が漆喰の白壁であり、前掲の『岡本家文書』の記述と合致する。

イ) 絵画

①『福岡図巻』(黒田家資料・福岡市博物館所蔵)

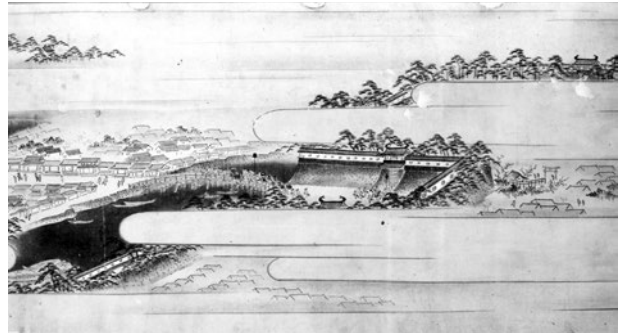


図14「枅形門」周辺(『福岡図巻』三紙目、福岡市博物館所蔵)

『福岡図巻』は、福岡両市中やその周辺の地域の風景を海側から鳥瞰して描いた絵巻物であり、およそ18世紀頃の景観を描いたものと推測される。作者は不明である。

本図中央には、「枅形門」の南門と北門の屋根の一部が見え、どちらも櫓門として描かれている。しかし、本図以外の史料では全て平門となっているため、作者が「枅形門」を誇張して描写したものと思われる。

②『筑前名所図会』(福岡市博物館所蔵)

『筑前名所図会』は博多の文人画家奥村玉蘭(宝暦11(1761)年生-文政11(1828)年没)が文政4(1821)年に著した。博多の醤油醸造業の家に生まれた玉蘭は、

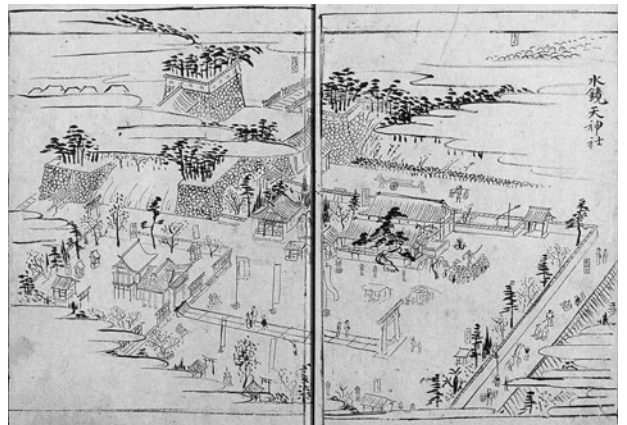


図15 「水鏡天神社」(奥村玉蘭「筑前名所図会」、福岡市博物館所蔵)

独りで筑前国中を歩き回り、名所旧跡ばかりでなく祭りや伝統工芸などをいきいきと描いた。十年余りの歳月をかけて同書全10巻を完成させた。このうち、「水鏡天神」図中左上に「枅形門」の裏手部分が描かれている。これを見ると、先ほどの文化9年の絵図と同様、門後方は全て水鏡天神の敷地となっており、かつて櫓があった場所にも松などの草木が植わっている様子がわかる。

③『博多図並賛』(東光院仏教美術資料・福岡市美術館所蔵)

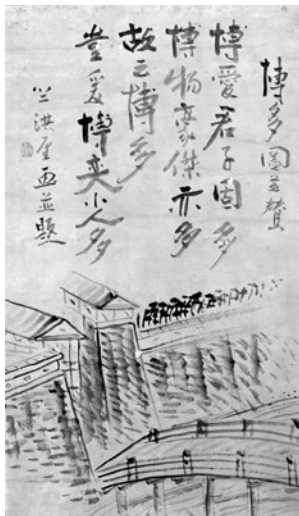


図16「博多図並賛」(福岡市美術館所蔵)

アに富んだ作風が特徴である。本図は、博多図と題して「枅形門」と西中島橋を描き、次の賛を付している。

博愛の君子固より多し

博物の豪傑も亦た多し

故に云う博多と

豈爰に博奕の小人多からんや

本図は門自体よりも石壁の壮大さが際立った描写となっている。まさに眼前にそびえ立つという形容が最も相応しい。この絵のように、博多部からは福岡城下町の様子を全く見る事ができない。「枅形門」が博多町人の前に巨大な石壁として立ちはだかり、福岡と博多の交流を阻害していた門の実態と

仙厓義梵(寛延3(1750)年生 - 天保8(1837)年没)は臨濟宗妙心寺派の禅僧で、寛政元年(1789)から文化8年(1811)の間、日本最古の禅寺である博多・聖福寺第123世住持を務め、天保8年に88歳で没した。仙厓はその生涯で多くの絵画を遺し、禅の境地を分かり易く説き示す軽妙洒脱でユーモアに富んだ作風が特徴である。本図は、博多図と題して「枅形門」と西中島橋を描き、次の賛を付している。

仙厓義梵(寛延3(1750)年生 - 天保8(1837)年没)は臨濟宗妙心寺派の禅僧で、寛政元年(1789)から文化8年(1811)の間、日本最古の禅寺である博多・聖福寺第123世住持を務め、天保8年に88歳で没した。仙厓はその生涯で多くの絵画を遺し、禅の境地を分かり易く説き示す軽妙洒脱でユーモアに富んだ作風が特徴である。本図は、博多図と題して「枅形門」と西中島橋を描き、次の賛を付している。

博多の人々の「枅形門」やその奥の福岡城下町に対する心情を、仙厓は皮肉混じりにこの図に表現したのではなかろうか。

④『旧稀集』(福岡市博物館所蔵)



図17「西中嶋橋升形之景」(『旧稀集』、福岡市博物館所蔵)

『旧稀集』とは、博多中島町の商人庄林半助が明治時代に著したといわれる、江戸時代後期における福岡・博多の見聞集である。約200件の記事の中に40件の挿絵が描かれており、本図はその一つである。この「西中嶋橋升形之景」は幕末の慶応2(1866)年、第二次長州征討の折、福岡藩家老の黒田美作が長州より小倉へ敵軍勢が上陸したとの情報を得て国境警備のため出兵した時の様子を描いたものである。福岡城大手へ通じる「枅形門」南門から西中島橋を渡って行く福岡藩の兵士の隊列が描かれている。

⑤『福岡・博多鳥瞰図』(檜垣文庫・九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)

本図は御笠川東上空から博多及び福岡の西方面を見通した鳥瞰図である。明治20(1887)年2月に発行され、福岡橋口町の林圓策が編輯兼出版人とある。後述するように、この絵が描かれた明治20年までに



図18 「枅形門」周辺(檜垣文庫「福岡・博多鳥瞰図」部分、九州大学所蔵)

門南側の石壁は撤去されており、図のように門北側の石壁だけが残っている。図の左に見える建物が福岡県庁であり、現在はアクロス福岡・天神中央公園となっている。アクロス福岡の東側には石壁の一部が現存している。



図19 アクロス福岡東側に残る石壁の一部

ウ)古写真

①写真「枅形門」(福岡市博物館所蔵)



図20 写真「枅形門」(平成4年購入資料・写真類6、福岡市博物館所蔵)

明治初期に撮影された「枅形門」と西中島橋の写真である。高い石壁と漆喰の白壁、平門の北門等は上記で見た諸史料を裏付ける。印象的なのは、高さ数十メートルはあろう松の木の存在感である。

(5)設置から撤去まで

「枅形門」設置の正確な年代は史料上特定できない。しかし、前掲の『岡本家文書』や『御入国砌諸土屋鋪割帳 福岡之御城取立之節』⁽¹⁸⁾の長政関連の史料にその記載が見えることから、長政が建設に関わっていたことは明らかである。おそらく福岡城築城の早い時期から存在していたと考えられる。

当初、設けられた門正面の櫓は、寛永期(1624～44)の福岡城の修築の際に撤去されている。前述のように、『正保図』には「矢蔵跡」と記されており、以後再び造られることはなかった。櫓を撤去した理由については不明である。

前述のとおり、「枅形門」は南北の二門を有していたため、修理・改築については両門同時に行われずに南北のそれぞれで順次実施された。『御要害作事箇所附』⁽¹⁹⁾には、まず北門が修理・改築され、その翌年～数年後に南門が修理・改築されたことが記録されている。

その後、明治維新に至って「枅形門」の形式的役割は終わったが、門及び石壁は依然として残されたままであった。黒田藩政期には防御施設としての役割を果たすことがなかった「枅形門」であるが、奇しくも明治6(1873)年に起こった筑前竹槍一揆でその役割を一度だけ発揮した。初代福岡市長を務めた山中^{たてき}立木(弘化2(1845)生-昭和6(1931)年没)の回顧録には、博多部にいた一揆勢が福岡部に侵入するのを「枅形門」が阻止したことが述べられている。

「党民は夫れより福岡に押寄せんと、中島橋を越んとせしより、橋頭の枅形門より野戦砲を引き出し、直ちに党民に向て打払はんとするものあれば、また暫く打たと遮るものあり、目前に敵を控へて議論喧囂^{けんごう}を極めしが、折柄一群の乱民中嶋の裏手より川尻を渡り、須崎より福岡へ乱入せんとせし(中略)博多へ充満せし数万の東郡党民は中島橋より福岡に入込むこと能わず、方向を変して小鳥屋橋又は水車橋等より^{ちんにゅう}闖入し、春吉橋を越へ、福岡の裏手より進んで下之橋に至り、先導の数輩榊形の石塁を乗り越へ、内より鎖せる城門を開きしより、一同どつと城内に馳せ入り、県庁へ乱入して諸器具を破壊し、官舎へ放火したのであります。」⁽²⁰⁾

明治8(1875)年、旧福岡城三ノ丸に置かれていた福岡県庁が天神町に移転新築されることとなり、それに伴い「枅形門」南側石壁が撤去された。取り除かれた石は県庁建築の用材に利用された。しかしその後も、前掲の鳥瞰図にも描かれたように、門の北側

の石壁は残存していた。

市制施行以前の同20(1887)年、山中立木福岡区長は2252円33銭9厘の石塁取毀及石波戸築造費の予算案を福岡区会に計上した。山中は予算の提案理由として、

「(那珂川)河口より西中島橋に到る右側河岸に築きある石塁たる、昔時封建時代、割拠政略の外寇防禦の具備には最も必要なりしも、今日は^{ただ}蓄に不必要の具に属したるのみならず、運輸に商業に風致に一として其利益あるを見ざれば、寧ろ^{もし}毀却し其の材料を以て他の必要の需に供せざるべけんや」⁽²¹⁾

と述べ、撤去した石で新たに100間余りの波戸を築造し、石塁跡には一条の新道を開く計画を提示した。この予算案は全会一致で可決され、ついに最後まで残っていた「枅形門」以北の石壁は全て取り除かれたのであった。280年余りの「枅形門」の歴史はここに幕を閉じたのである。

4 文献に見る「枅形門」

前掲の文献史料以外に「枅形門」が登場するものとして『博多津要録』⁽²²⁾がある。37年間博多年行司を務めた原田安信(生没年不詳)の著によるものであり、江戸中期(17世紀中頃～18世紀中頃)の博多に関する様々な事項が記録されている。その『博多津要録』巻五に以下の二つの記述を見ることができる。

④ 柳町先年之由来之儀、御尋御座候ニ付委
ク書付指上ケ申候亘

元禄三年庚午歳五月廿日

貝原久兵衛殿博多旧記御改之時分、柳町之此
通之書付指出シニ付、則写置、

聞伝申覚之事

(中略)

一 ます方大石かきニ御植被成松、遊女共うへ
申事、

(後略)

前掲の絵画や古写真にも「枅形門」周辺は松の木がたくさん繁っている様子が描かれている。『博多津

要録』にあるこの記述では、これらの松は柳町の遊女たちが植えたのだとしている。その真偽の程は分からないが、もしこれが事実であれば、なぜ遊女たちは松を植えたのだろうかという疑問が湧いてくる。

次に、幕府の役人が博多に訪れた際に案内した博多町人との間で行われたやり取りの一部である。

⑨ 西与市左衛門殿御通路ニ付御尋書之亘

元禄五壬申歳四月五日

西与市左衛門様御尋被成候口上之覚

(中略)

一 中嶋町東ノ橋ノ上ニて御意被成候ハ、此石
かきノかまへ、城かまへニて有之候哉と御尋
被成候、城かまへニてハ無御座候、是ハ福岡
之かまへにて御座候由申上候事、

一 中嶋町ニて御尋被成候は、是より福岡ニて
有候哉と御尋被成候、我々申上候ハ、先へ見
へ申候橋ハふく岡之かまへと申上候事、

(後略)

幕府勘定方に属する役人、西与一左衛門(市左衛門)が博多の町を案内された。博多と中島町(現、中洲)を結ぶ東中島橋では、役人は橋上から中洲の向こう岸を見て、「あの石垣の構えが福岡城の構えか」と尋ねている。役人が目にした石垣とは「枅形門」の石壁と思われる。博多の年行司は、「あれは城の構えではなく福岡城下の構えである」と答えている。さらに中洲に入ると、またも役人より、「ここから福岡か」と聞かれ、年行司は、「先に見える西中島橋より福岡城下の構えである」と答えている。このやり取りは、藩外の人間が見た「枅形門」やそれに続く高い石壁がとても不可解なものに映ったということを示している。

5 他城郭の事例

福岡城「枅形門」のような城門は他の城郭にも存在していたのだろうか。福岡藩に隣接する外様の大藩、細川藩の小倉城と鍋島藩の佐賀城の例を見てみたい。

(1)小倉城

豊前國小倉城は永禄12(1569)年に毛利元就が築城を開始した後、高橋鑑種あきたね、さらに豊臣政権下では毛利(森)勝信の居城となった。関ヶ原の戦いの後、丹後宮津城主細川忠興が中津城主として豊前に入り、慶長7(1602)年、忠興は中津城から小倉城へ移った。これを機に小倉城の大改修が始められ、同12(1607)年に完成をみた。城郭の形式は輪郭式平城であり、典型的な「織豊系城郭」の一つである。輪郭式とは、本丸の外側を二ノ丸、その外を三ノ丸(曲輪の名称が城により異なる)が回の字のように順に囲んでいる形式であり、平城とは、平地に建てられた城をいう。

図21は幕末の安政頃(1854～60)の『小倉藩士屋敷絵図』⁽²³⁾である。この時代には焼失しているはずの天守も描かれている。細川氏以前の城下町は図中央の紫川から西の板櫃川の間(西曲輪)であったが、細

川氏時代にこの西曲輪に加えて人工の砂津川を開削し新しい町(東曲輪)をつくった。城郭のある西曲輪には直臣を居住させ、東曲輪にはおもに陪臣と町人を混住させた。郭外との通路口としては、西曲輪側に溜池口・篠崎口・到津口・蟹喰口が、東曲輪側に門司口・中津口・香春口の各門がつくられた。

細川氏の築城した小倉城は建設当時、同氏と隣接の大名との緊張関係を反映した構えとなっている。東隣の毛利氏(長州藩)は関ヶ原の戦いで西軍の大將を務めていたため、東軍に属していた細川氏とは敵対関係にあり、一方、西隣の黒田氏(福岡藩)とは関ヶ原では同じ東軍同士であったが、その直後に起こった先納年貢米の未返還事件をきっかけに両者の関係は急速に悪化していた。そのため、細川氏は特に堅固な堀や城門を建設する必要があったのである。小倉城には大小あわせて48カ所の門があったとされる

が、現在は門の跡が数カ所確認できる程度で、門自体は全く残っていない。城下から郭外に通ずる街道には、それぞれ厳重な門を構えており、それらの門は全て枳形虎口の形態がとられていた。さらに、ほとんどの門には寺院などの防御施設が配されていた。寺院は墓石が弾丸除けになったり、その境内が非常時には軍事基地として利用するため、多くの城郭で門や堀のそばに置かれていた。また、平時における門の警備についても万全な態勢が整えられていた。特に門司口門と到津口門については、他の門より多い20名の門番が配置されていた。門司口は門司(大里)往還、到津口は長崎街道の出入口であっ

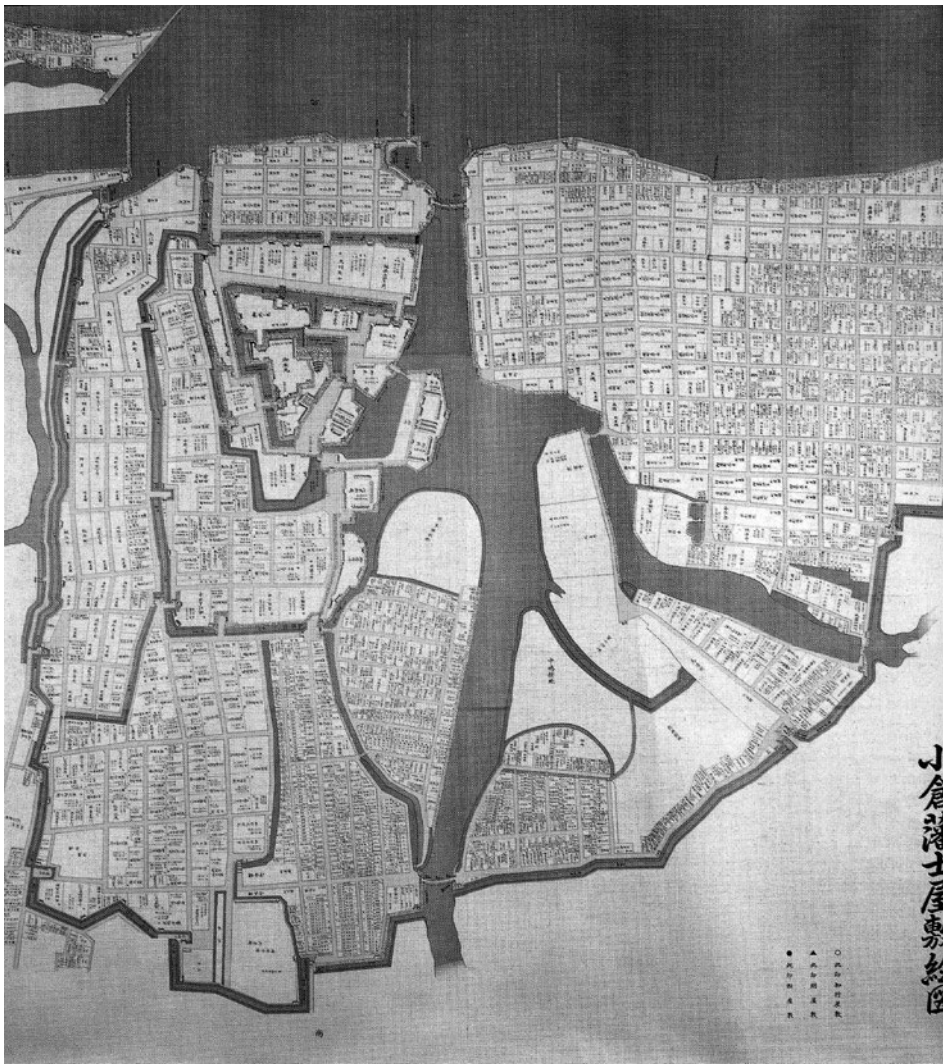


図21 小倉城下町(『小倉藩士屋敷絵図』、北九州市教育委員会所蔵)

たため、それぞれ長州藩と福岡藩に対する備えを意識して、特別な警戒態勢が取られていたようである。このように、小倉城では城門の数や警備等は福岡城を上回る態勢が取られていた。しかしながら、福岡城「枳形門」のように、特定の門のみの規模や形式を変えたりはしていない。また、武家地はもちろんのこと、城下の東曲輪の町人地も含め堀や門で防御しており、城下町を分断するような門は存在しなかった。

(2) 佐賀城

佐賀城は天正年間に龍造寺氏が建てた村中城を拡張したもので、慶長13(1608)年から佐賀藩祖鍋島直茂が大普請を開始し、同16(1611)年に完成した輪郭梯郭複合式の平城である。佐賀城は、防衛と機密保持の二つの理由から別名「沈み城」とも呼ばれた。この城は低平地に、堀を掘削して泥土を掻き揚げ、盛り上げただけの微高地に築かれたため、周辺の十間堀川などの河川を堰き止めれば城下はたちまち水浸しとなるように設計されていた。また、城下町北部を横断する長崎街道は、城下に入れば入るほど城の位置から遠ざかっていくようになっていたため、街道沿いから城は見るができなかった。さらに内郭の周辺の土塁上には松や楠が植えられ、城がそれらの木々の中に沈み込んで見えたことが「沈み城」と呼ばれた所以である。

その他、佐賀城の構造上の特徴としては、「四十間堀」(40間=約72メートル)と通称されていたように、内郭の周囲の堀(内堀)の幅が広いことがあげられる。また、福岡藩の加勢も受けて内郭北側の堀(通称「筑前堀」)を掘り上げる等、防御の要となる堀の建設には心血を注いだようである。

佐賀城築城当初、鍋島直茂・勝茂父子はこの城を大規模なものにしようと計画していたようである。慶長年間に作製された『慶長御積絵図』⁽²⁴⁾にその構想を見ることができる。ところが、城の防衛上不可欠な門・石垣・櫓については、計画どおり建設が進まなかった。まず門については、計画段階では内郭に通じる北門・南門・西門・裏門の4つの門は枳形

虎口を有するものであった。しかし、実際に枳形が用いられたのは西門のみであり、他の門は平入りとなり枳形門とはならなかった。なぜ西門だけが枳形門になったのか、その理由は不明である。石垣に関しては、本丸・二ノ丸を全てと三ノ丸・西ノ丸の一部に築く計画であったが、それも本丸の一部のみにとどまり他は土塁で護岸された。櫓についても、城内の隅部を中心に五棟の多層櫓を設ける計画が、結局は三ノ丸の隅に一棟しか築かれなかった。このように、計画を大幅に変更した理由は、幕府に対する相次ぐお手伝い普請が重なり財政難に陥ったため、当初の計画を断念せざるを得なかったと考えられる。

佐賀城下町に関しては、天正19(1591)年から領内の町人を誘致して建設が始められた。その後、慶長13(1608)年の佐賀城大普請に合わせて本格的な町割りが行われ、33の町がつけられた。これらの町では下級武士と町人が共に生活し、同じ職業に従事していたという。前述のように、城下には長崎街道が通り多くの人や物資が往来していた。



図22 佐賀城西門付近(右奥が西門跡)

図23は『寛永御城并小路町図』⁽²⁵⁾といい、寛永3(1626)年に作製された。東の高尾橋から西の扇町橋(高橋)まで城下の広範囲を収めており、佐賀城下や周辺部の構造を知ることができる。本図には堀や川、土塁や石垣についてその長さや深さ等、城下の軍事施設について詳細に記されている。ところが、門についての記載は一切見られない。オランダ商館付の医者として元禄3(1690)年に来日したドイツ人ケンベルは『江戸参府旅行日記』で、佐賀城下町について「城門には大勢の番兵がいるが、いずれも防備のた

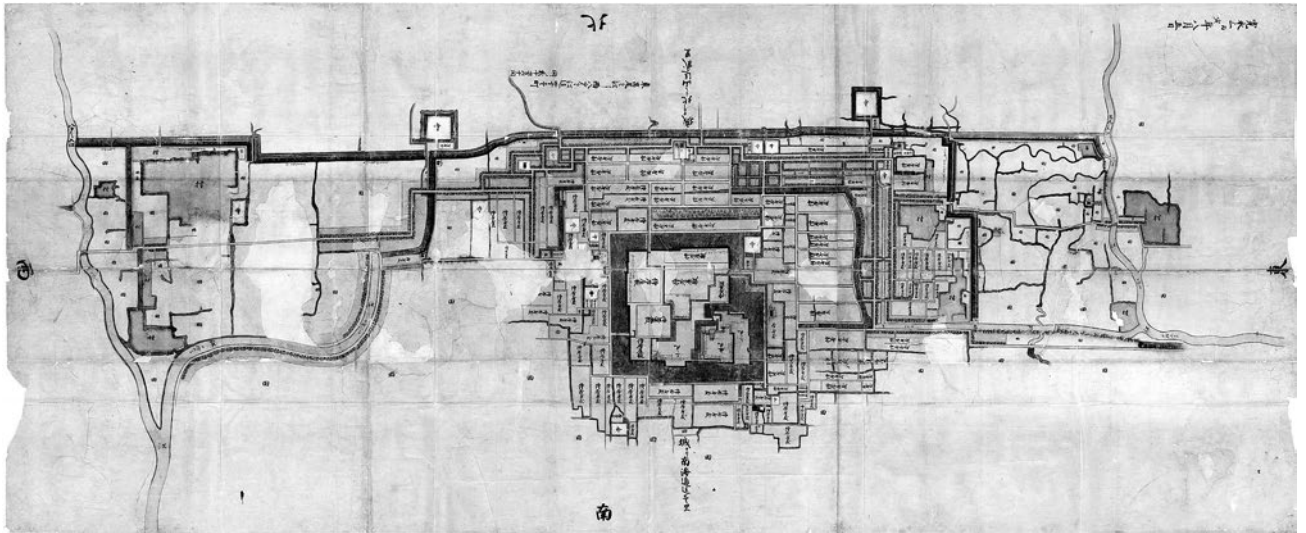


図23 佐賀城下町(『寛永御城并小路町図』、鍋島報效会所蔵)

めというよりは、むしろ飾りのためである」⁽²⁶⁾と記録している。このように、防御施設としての佐賀城下の城門の存在価値は低く、また門の警備も17世紀まではそれほど厳しいものではなかったようである。やがて18世紀後半になり、城下の防犯・治安対策として長崎街道やその他城下の道路に新たに15か所の木戸や番所が設けられた。しかしながら、佐賀城下では福岡城「枳形門」のような厳重な門がつけられることは最後までなかったのである。

6 「枳形門」設置の理由

では、なぜ黒田氏は「枳形門」をつくったのか。その理由を以下の3つの側面から考えてみたい。

(1) 象徴的目的

「枳形門」を福岡城のシンボルとして位置づけ、福岡城の表玄関に相応しい風格を持たせたかったとする説である。一般的に、城郭の象徴といえば天守閣である。従来、福岡城には天守閣は建てられなかったとされてきたが、現在は、築城当時に天守閣が築かれものの、後に破却されたという説が有力になっている。長政は内郭のシンボルタワーとしての天守閣とともに、福岡城下町の表玄関にあたる那珂川東取入に、太守の居城のもう一つの象徴として「枳形門」を設けたのではなかろうか。

(2) 軍事的目的

防衛目的、すなわち、福岡城東側より侵入する敵軍勢に備えるため、あるいは博多湾に侵入した敵船が那珂川下流から上陸するのを防ぐためである。長政は博多湾からの襲撃に備えるため、慶長年間に福岡城下町の北側の海岸沿いに22の寺院を配置していた。寺院を防御施設として利用したのである。そのため、海上より侵入した敵軍勢が上陸するためには那珂川河口方面に回り込まなければならない。その際に「枳形門」が防衛の最前線となるため、他の門よりも一層厳重につくられたのではないだろうか。

(3) 政治的目的

博多商人を牽制し、管理統制する目的から門を設置したとする説である。黒田氏の入部以前の博多商人は、神屋宗湛や島井宗室を双壁とする豪商たちが豊臣政権の後ろ盾を得て、莫大な財力と権勢を保持していた。慶長3(1598)年に秀吉が亡くなり、2度目の朝鮮出兵も失敗に終わると、博多商人たちの全盛期も終焉を迎えることとなった。ところが、関ヶ原の戦い後に黒田氏が新領主となってからも、彼らは富や名門意識を持ち続け、黒田氏に対しては同輩意識さえ持っている、黒田氏にとって目の上のたんこぶであった。そのような博多商人たちを押さえ込むために、黒田氏が仕掛けた装置の一つとして「枳形門」がつけられたというわけである。

この政治的目的について、木島孝之氏は次のように述べている。「東取入の高石垣と両袖枳形虎口は、博多町衆と黒田氏の微妙な緊張関係を投影した装置であった。これにより博多は、領主の膝元である福岡との間に隔絶性(独自性)を持つ空間として区別される一方、防衛的・身分的序列の面では、その経済面での優位性に反して福岡の下位の空間に位置づけられた。」⁽²⁷⁾さらに、「東取入の高石垣は、柵内の「問題分子」(博多町衆)を眼下に収め牽制する監視塔に相当する装置であった」⁽²⁸⁾と論じている。

(4) 結論

福岡城は前述のように関ヶ原の戦いの直後から築城が始められたが、まだ時代は戦乱が一時的に休止しただけに過ぎなかった。実際に、慶長20(1615)年の大坂夏の陣で豊臣氏が滅亡するまでは、再び乱世に逆戻りする可能性すらあったのである。天下分け目の戦いに勝利した東軍側の諸将が論功行賞で取立てられる一方、敗北した西軍側の大名には改易や減封の処分が下され、大量の牢人が発生することとなった。不満分子がぐすぶっている中で、諸大名やその家臣たちはいつ起こるか知れない争乱に常に備えておかなければならなかった。そのような背景の中で築かれたのが福岡城であり、「枳形門」である。長政や父如水はあらゆる可能性を想定した上で、城地の選定や縄張を行い、その結果福岡城の完成をみたのである。

ところが博多に関しては、黒田氏に重大な誤算があった。博多商人を福岡城下町へ移住させることが予想以上に困難となり、長政が精魂込めて建設した福岡城下町の発展が危ぶまれたからである。このような状況の中で、様々な観点から考慮した諸々の目論見を複合的に組み立てた結果、「枳形門」は厳めしい姿となってしまったのではないだろうか。

政治的目的で考慮しなければならないのが、福岡城築城にあたって、黒田氏は博多の豪商たちから莫大な資金提供を受けたという事実である。それがなければ堅固で雄大な福岡城を築くことはできなかったのである。もちろん黒田氏が博多の支配者であっ

たとはいえ、わざわざ資金提供者の不興を買うような施設をつくらなければならないほど、博多商人に強い態度で望まなければ黒田氏の領国経営は成り立たなかつたのであろうか。

結論を出すに必要な史料が乏しいためこれ以上の言及を止めざるを得ないが、「枳形門」はその建設当時の時代背景に基づき、必要に迫られてつくられた建造物であることだけは間違いない。

7 おわりに

今回、これまでの先行研究を手がかりに諸史料の検証や他城郭との比較等を進めていったが、過剰に堅固で壮大な「枳形門」をつくった黒田長政の真の狙いに辿り着くことはできなかった。しかし、門の存在が設置以来二百数十年にもわたって福岡・博多の人々の意識に影響するものとなったことは紛れもない事実である。

明治20(1887)年の「枳形門」石壁の完全撤去について、後に初代福岡市長を務めることになる山中立木は回想録で、

「従来の弊習として福岡人士と博多人士は自然相容れざるが如き感情あるも、是亦其中間に峙つ石塁を除かば人気自ら疎通するの一助たらん」⁽²⁹⁾と述べ、残存していた石塁を全て撤去したことは、「福博を見通し自ら感情融和するの一端とはなりたのであります」⁽³⁰⁾とその真情を吐露している。

ところが、門の完全撤去で福岡・博多の人々の相容れざる感情が直ちに融和することはなかった。

福岡・博多両住民は明治22(1889)年の福岡区の市制移行にあたり、名称を「福岡市」にするか「博多市」にするかで激しく対立した。結局、市名は県の告示で「福岡市」と決定し、市名問題は一応の終止符が打たれた。

ところが、市制施行後すぐにこの問題が再燃した。明治23(1890)年に開かれた第二回市会で博多部選出議員から突如、「市名を博多市と改称したい」という提案がなされたのである。市内は、この提案に賛否

両論が沸き立ち、騒然となった。また、地元の二大新聞の論調も真二つに割れた。福陵新報は、「市発足の当初から博多市とすべきであったし、改称は当然である」と改称論を掲げる一方で、福岡日日新聞は、「市名は博多市でも福岡市でもよいが、市名変更問題に血道をあげて、自治体の和を乱してはならぬ」と慎重論を掲げた。当時の会議場であった東中洲の共進館の傍聴席には、市名変更の提案に激昂した福岡部の住民が殺到し、審議状況を監視する異様な状況であったという。

当時の市会の構成員は30名で、その内訳は博多部選出議員が17名、福岡部選出議員が13名であったため、博多部選出議員が一致団結すれば、改称論が多数を制することが見込まれた。ところが採決では、議長を除く出席議員26名のうち、それぞれ13名の可否同数となったため、当時の規定並びに慣例に従い、再審議となった。再審議の途中、一部議員から「議長の意見も聞きたい」旨の発言があり、不破国雄議長は議長代理者(副議長に相当)と交替した。不破議長は自席に着席し、「提案には不同意」との意見を述べ、再審議の採決に参加した。不破議長は福岡部選出の旧士族であった。そして、再審議の採決の結果、再び賛成13名の可否同数となったため、議長代理者は、「市名はこのまま変更せざることに決す」と宣告し、改称の提案は否決されたのであった。⁽³¹⁾

市名改称が成らなかった博多の人々は、同年に開業した九州鉄道の駅名が「博多駅」となったことでわずかに慰められたというが、市名問題はその後も度々再燃したのであった。

この出来事が示しているように、長年福岡・博多を分けた「枅形門」の心理的影響は極めて甚大だったのである。

しかし現代に至り、福岡・博多の融和が具現化されるに至っている。博多の伝統的祭りが福岡市民の祭りに様変わりしたことがその代表例である。

現在の「博多どんたく」に繋がる博多松囃子は、もとは小正月に新年を祝う民俗行事であり、治承3(1179)年に没した平重盛を追悼するために始まったとされている。⁽³²⁾江戸時代に入り、博多の町人た

ちが松囃子を仕立てて福岡城の藩主を表敬訪問する、正月の年賀行事として定着した。明治以降、何度か中止を余儀なくされたものの、第二次大戦後に至り、福岡市や商工会議所、市民の有志の手によって「博多どんたく」として、5月の連休中に行われるようになったのである。このように、博多町人の祭りが福岡市民の祭りとなった「どんたく」は、現在メイン会場であるどんたく広場(明治通り、天神一呉服町間)を始め、福岡・博多の各地で盛大に行われている。

また、同じく博多の伝統的祭りである「博多祇園山笠」も、現在では博多だけでなく、福岡部にまで乗り入れている。「博多祇園山笠」の起源については諸説ある。⁽³³⁾鎌倉時代の仁治2(1241)年、博多で疫病が流行した際に、承天寺の聖一国師が疫病除去のために木製の施餓鬼棚に乗って祈祷水を撒いて廻ったのが始まりとされている。この祭りは博多総鎮守である櫛田神社に奉納する伝統行事であり、神社の氏子である博多町人等によって受け継がれてきた。山笠の方も第二次大戦後に大きく変貌することとなった。昭和37(1962)年に福岡市の要請で「集団山見せ」が行われることとなった。これによって、商人の町博多で生まれた山笠が、初めて城下町福岡に昇き入れられることになったのである。さらに、平成26(2014)年に黒田家16代当主が「集団山見せ」で台上がりを務めたことは、福岡・博多の歴史上、画期的な出来事であった。

江戸時代には「両市中」と呼ばれ、歴史も性質も全く異なった双子都市福岡と博多は、明治になり福岡市として共に歩む存在へと生まれ変わった。その福岡市のもとでも困難はあったものの、21世紀の現在に至って福岡と博多はようやく互いの個性を認め合い、それぞれの特質を生かし協力し合う関係へ成長するまでになった。今後はこれまでの両者の歴史を前提としつつ、九州の中核都市並びに大陸との交流拠点として、より魅力的で活気溢れる「FUKUOKA」になることを期待したい。

結びにあたり、本稿の執筆に際して大変親身に御指導頂きました西南学院大学国際文化学部教授の宮

崎克則先生に深謝申し上げます。また、多くのご指摘を下さいました福岡アーカイブ研究会の皆様と資

料提供やご助言を頂きました福岡市博物館の高山英朗氏・八嶋義之氏にお礼申し上げます。

注

- (1) 『織豊系城郭』とは、織田信長に始まって豊臣秀吉、更には彼らの配下にあったいわゆる織豊系大名によって完成された城郭群の総称である。その特徴として、瓦・高石垣・礎石建物を持つとしている。
- (2) 慶長14(1609)年検知高による。
- (3) 貝原益軒『黒田家譜』巻之14・慶長6年(川添昭二・福岡古文書を読む会編『新訂黒田家譜』1、文献出版、1983年)
- (4) 『黒田家文書』2(福岡市博物館、2002年)
- (5) 貝原益軒『黒田家譜』巻之14・慶長6年(川添昭二・福岡古文書を読む会編『新訂黒田家譜』1、文献出版、1983年)
- (6) 小和田哲男『戦国城下町の研究』(清文堂、2003年)
- (7) 西ヶ谷恭弘『城郭』(東京堂出版、1993年)
- (8) 丸山雍成『九州の近世城郭と福岡城』(『海路』第4号、海鳥社、2007年)
- (9) 西田博『福岡城の歴史と構造』(『西南地域史研究』10、文献出版、1995年)
- (10) (11) 貝原益軒『筑前国続風土記』巻之3・福岡城(伊東尾四郎編『筑前国続風土記』、文献出版、2001年)
- (12) 小林茂『黒田氏五十二万石「岡市中」繁栄の城下町』(『熊本・九州の城下町』、平凡社、1998年)
- (13) 伊津見孝明『福岡城の御門法に関する考察』(2011年5月22日に福岡市博物館で行われた『新修福岡市史—特別編 福岡城』の編集会議の研究会にて報告)によれば、『御要害御門法』(『伊丹家資料』449、福岡市総合図書館所蔵)、『御要害作事箇所附』(『桧垣文庫』5-6、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)及び『文化五年壬午 興雲公二百年忌御本九御神祭御宮節』(『桧垣文庫』134-12、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)から抽出の結果、37の門を確認した。
- (14) 『菊池家文書』44『覚』(菊池裕氏所蔵)
- (15) 西田博『福岡城の堀幅と枳形門について』(『西南地域史研究』8、文献出版、1994年)
- (16) 『岡本家文書』278 黒田長政判物写(西日本文化協会『福岡県史 近世史料編 福岡藩初期 上』、福岡県、1982年)
- (17) 『吉田家文書』528『福岡城下絵図』(九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)
- (18) 福岡県立図書館複写本 K288//ゴ(福岡県立図書館郷土資料室所蔵)
- (19) 『桧垣文庫』5-6(九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)
- (20) 山中立木『旧福岡藩事蹟談話会筆録』(『筑紫史談』第37集、大正15年5月15日発行・復刻版、福岡県文化財資料集刊行会、1974年)なお、筆者により旧字は一部新字に置換した
- (21) 『福岡区会議事録』(福岡市総合図書館所蔵)
- (22) 原田安信『博多津要録』(秀村選三編『博多津要録』1、西日本文化協会、1975年)

- (23) 『小倉藩土屋敷絵図』(北九州市教育委員会所蔵)
- (24) 『慶長御積絵図』(江戸後期書写、原図は慶長年間、鍋島報効会所蔵)
- (25) 『寛永御城并小路町図』(鍋島報効会所蔵)
- (26) ケンペル『江戸参府旅行日記』(斎藤信訳、東洋文庫303、平凡社、1977年)
- (27) (28) 木島孝之『都市の成り立ちと歴史的文脈：近世都市—福岡(福岡・博多)を題材にして』(『都市計画』57(1)、2008年)
- (29) (30) 山中立木『旧福岡藩事蹟談話会筆録』(『筑紫史談』第37集 昭和2年12月25日発行・復刻版、福岡県文化財資料集刊行会、1974年)
- (31) 『福岡市議会史 第1巻 明治編』(福岡市議会、1971年)
- (32) 起源については諸説あり、確かな起源は定かではない。『宗湛日記』には、文禄4(1595)年10月、筑前領主小早川秀秋の居城であった名島城へ博多町人が正月のように松囃子を仕立てて表敬訪問したことが記されている。
- (33) 櫛田神社の祭神の一つ祇園大神(素盞鳴尊)を勧請した天慶4(941)年説。すでに都(京都)では現在の祇園祭につながる御霊会が行われており、勧請間もなく始まったという説。また、文献的初見である「九州軍記」に基づいて永享4(1432)年起源説もある。本文の仁治2(1241)年説は博多祇園山笠振興会が取っている説である。

参考文献

- ・ 福岡市史編集委員会『新修福岡市史—特別編 福岡城』(福岡市、2013年)
- ・ 朝日新聞福岡本部『はかた学7 福岡城物語』(葦書房、1996年)
- ・ 宮崎克則・福岡アーカイブ研究会『古地図の中の福岡・博多』(海鳥社、2005年)
- ・ 『福岡県史 通史編 福岡藩(一)』(福岡県、1998年)
- ・ 『熊本・九州の城下町』(平凡社、1998年)
- ・ 西田博『福岡城の堀幅と枳形門について』(『西南地域史研究』8、文献出版、1994年)
- ・ 木島孝之『城郭の縄張り構造と大名権力』(九州大学出版会、2001年)
- ・ 小林茂・佐伯弘次『近世の福岡・博多市街絵図—公用図について—』(『福岡平野の古環境と遺跡立地—環境としての遺跡との共存のために—』、九州大学出版会、1998年)
- ・ 『福岡市史 第1巻 明治編』(福岡市、1959年)
- ・ 『北九州市史 近世』(北九州市、1990年)
- ・ 長崎街道小倉城下町の会編『城下町小倉の歴史』(長崎街道小倉城下町の会、2006年)
- ・ 『佐賀市史 第2巻』(佐賀市、1977年)
- ・ 『御城下絵図に見る佐賀のまち』(鍋島報効会、2009年)
- ・ 『鍋島直茂・勝茂の時代』(鍋島報効会、2011年)
- ・ 井上精三『どんたく・山笠・放生会』(葦書房、1984年)
- ・ 福岡市博物館ホームページ(<http://museum.city.fukuoka.jp/>)

清朝における禁教政策と絵踏

— 日中禁教政策の比較 —

安高 啓明
方 圓

はじめに

本論は清朝キリスト教史のなかで、特に禁教政策について絵踏の実態から迫ったものである。日本と交易のあった清国は、海禁、そして禁教といった日本と共通する政策を断行している。キリスト教が東方伝播するなかで、布教する側にとって、国家権力との関係は、その後の展開過程に大きな影響を与える。宗教政策は時の為政者によって、その処遇を大きく左右されることもあり、キリスト教の布教、そして信仰の実態をみれば、これを如実に反映している。

中国大陸には、日本よりも先にキリスト教が伝来して布教がおこなわれている。そのため、キリスト教政策および布教活動には、先駆的現象があらわれ、さらに日本と比較することによって、共通点および相違点が浮き彫りとなってくる。また、当時のアジア諸国を取り巻いていた海外情勢から、宗教政策にも変化が生じてくる。そこで、ここでは清朝のキリスト教史のなかで禁教を位置付け、キリスト教政策の骨子と実施形態について、具体的事例を検証しながら取り上げていくこととする。

1章 キリスト教の制限から禁教へ

元朝(1271年～1368年)の滅亡にともなって、キリスト教の信仰は国内で途絶えてしまう。しかし、明朝(1368年～1644年)末、ヨーロッパ諸国のアジア進出によって、キリスト教が再び中国に伝わってくることになる。この頃、布教にあたったマテオ・リッ

チをはじめとする宣教師たちは、キリスト教の教理と中国の伝統文化を融合してとらえ、中国でのキリスト教宣教の道を開いていった。

一例を挙げれば、GodとDeusのことを中国人が崇めている「天」あるいは「上帝」と訳しており、国民に教理を理解させやすいように努めた。また、中国人の倫理や礼儀、生活様式などに順応させ、中国人信者らの祖先や孔子を祀る習慣を認めている。さらに、宣教師の中には技術者が数多くおり、彼らが持つ西洋の高い科学知識を活かそうと、知識人や官僚の学術顧問官として受け入れられ、中国国内に溶け込んでいった。その一人である徐光啓は、マテオ・リッチを受け入れた人物としても知られる。

このように、マテオ・リッチらの活動によって、中国では、キリスト教の布教が効果的に行われ、多くの成果を挙げていった。マテオ・リッチが行った布教の根幹にある宣教理論は、「マテオ・リッチ規則」とも呼ばれた。しかし、儒教に依存している宣教手法のあり方は、その後に発生する「典礼論争」の原因にもつながることになる。

以上、中国国内におけるキリスト教史をふまえたうえで、本節では、キリスト教が制限される契機となった「典礼論争」について考えていく。また、これにより政策転換に至る、18世紀から19世紀の中国の禁教手法について検討していく。

1. 「典礼論争」

1644年、清は中国南部を平定し、首都を北京に遷し、国内の支配を開始した。清朝初期、権力を握った摂政王多爾滾(1612年～1650年)と順治帝¹(1638年

～1661年)は西洋の近代科学技術に関心をもち、宣教師たちを重用するなど、キリスト教の布教を認めていた。これ以降、キリスト教に対する寛容な態度は、康熙帝(1654年～1722年)²まで続けられることになるが、康熙晩年の時、「典礼論争」が発生したことをきっかけに、以降、キリスト教布教が制限される。

「典礼論争」の原因は、西洋文化と中国伝統文化の衝突が一因である。具体的に挙げれば、キリスト教の教理の中で、中国人の天や祖先、孔子を祀る習慣を認めないことが示されたのである。換言すれば、「マテオ・リッチ規則」を巡る国内の宗教政策の転換点ということになる。

康熙44(1705)年、ローマ法王の特使の多羅が北京に着き、康熙帝に特別法令(中国人教徒が天、祖先、孔子を祀ることを禁止すること)を奏上した。康熙45(1706)年、康熙帝は再び多羅に会い、彼に中国における礼儀の意義を説明した。そこで、康熙帝は「中国の礼儀を変えるわけにはいかない。もし、西洋人宣教師は中国の礼儀に反対するのであれば、中国で布教を認めることはできない」と述べた。しかし、多羅の考えも変わらなかった。康熙46(1707)年に多羅は中国全国の宣教師に公文書を送った。この公文書は「南京通論」というもので、その内容はローマ教皇が1704年に発布した中国人教徒の祖先や孔子を祀ることを禁止したものだった。

以上のように、「典礼論争」の中でローマ教皇と清政府はどちらも譲らなかった。その結果、康熙45(1706)年に、康熙帝は「領票制度」を発布し、「領票」を所持した「マテオ・リッチ規則」を守る宣教師に限り、中国での宣教を認めたのである。さらに、「領票」を持っていない宣教師には、宣教活動を禁じ、国外へ追放することを決定した。

康熙帝は西洋の文明と中国の伝統に対して、折衷的な立場にあった。また、キリスト教に対しても容認する姿勢をとっていた。しかし、康熙帝が晩年におこなった宣教師の追放が、人々に「キリスト教は邪宗教である」という印象を与えることにつながった。これがその後の禁教へと導いた一つの原因ともなったのである。

2. 雍正帝の禁教

①禁教の流れ

1722年、康熙帝が死去すると、第四子である胤禛³(1678年～1735年)が即位し、雍正と改元する。雍正元(1723)年、満保をはじめとする役人たちは、雍正帝にキリスト教の厳禁を進言した。その理由は、典礼問題とかかわるところであり、「教会の中で男女が混合していること」や「祖先を祭らない」などが理由にあった。この件について、『重修浙江通志稿』⁴の中に次のように書かれている。

雍正元年十二月十七日浙闽总督满保奏请严禁天主教，礼部议奏各省西洋人除应送京效力者外，余俱安插澳门。奉上谕：西洋人乃外国之人，各省居住年久，今该督奏请搬移，恐地方之人妄行扰累，著行文各省督抚，伊等搬移时，或给与半年或数月之限令。其来京与安插澳门者，委官沿途照看，毋使劳苦。钦此。

これによると、雍正元(1723)年、浙闽総督である満保は「天主教の厳禁」を雍正帝に進言している。これを受けて、雍正帝は「宣教師はもともと外国人で、すでに各省に長く住んでいる。地方の人々の勝手な振舞を防ぐためにも、宣教師たちに半年あるいは数ヶ月の期限を与えて、北京(朝廷)とマカオへ移らせなさい。」と宣教師の滞在地を北京とマカオに限定し、地方での布教を禁じた。北京に残れるのは、ほとんどが朝廷のために働いている技術者であるので、多くの宣教師がマカオへ送られることになった。

この命令が出されたことで、大きな打撃を受けた宣教師たちは、連名して雍正帝に嘆願書を出した。その内容は、マカオには大きな船が停泊できる場所がないので、その経由地である広州に滞在させてもらいたい。そして、広州から帰国できるように配慮してもらえないだろうかというものだった。周知のように、当時のマカオはポルトガル領であり、中国領ではない。つまり、広州に滞留できれば、たとえ中国全土に布教できなくても、中国大陸への入り口を残すことにつながったのである。

そして、これを読んだ雍正帝は、巴多明⁵、馮秉正⁶をはじめとする北京に滞在している宣教師たち

を引見した。その会話の内容は、馮秉正の手紙⁷で確認できる。

(前略)你们想让所有的中国人都成为基督徒,这是你们的宗教要求,朕很清楚这一点。但这种情况下我们会变成什么呢?变成你们国王的臣民,你们培养的基督徒只承认你们,若遇风吹草动,他们可能惟你们之命是从。朕知道目前还没什么可以担心的,但当成千上万的般只到来时就可能出乱子。

中国北面有不可小看的俄罗斯人的王国,南面有更值得重视的欧洲人和他们的王国,西面则有策妄阿拉布坦(中略)

朕允许你们留在这里和广州,只要你们不貽人以任何抱怨的口实,就可以一直住下去,但日后你们若引起抱怨,那么无论是这里还是广州,朕都不让你们住了。朕绝不愿意你们在地方各省居留。(後略)

これは当時、雍正帝が宣教師に話した内容である。この中で、禁教の原因について、雍正帝は「中国人をキリスト教徒にならせるのがあなたたちの目的であろう。そして、キリスト教徒になった中国人はあなたたちの国民のようになる。あなたたちが育てたキリスト教徒はあなたたちが言ったことのみを聞き入れる。今、朕が心配することではないが、何千艘の船が来航したときに、とても大変なことになるのではないか。中国北方にはロシア王国があり、南方には重視しなければならないヨーロッパ人と彼らの王国がある。さらに、西にはジュンガル⁸がある。」と述べた。

このように述べた上で、雍正帝は、問題を起こさないことを前提として、宣教師たちが北京と広州に残ることを認めた。しかし、そのほかの地方に滞留することについては厳禁とされた。しかし、この後、広東を管轄する役人たちは、再び雍正帝に禁教を進言する。これを受けて、雍正10(1732)年に宣教師たちはマカオへ送られることになった。

②禁教手段

雍正期の禁教手段は三つに分けられ、一つ目は前述の通り、西洋人宣教師の滞在地を北京、広州、マ

カオに限定することである。二つ目は中国人信者に対する処分、三つ目は教会の建替えである。一つ目については先に説明した通りであるが、ここでは中国人信者に対する処分と教会の建替えについて見ておきたい。

【中国人信者に対する処分】

清朝の禁教政策は日本よりも比較的軟化政策のように看取される。日本人キリシタンは特に、島原・天草一揆以降、信仰そのものが厳しく禁止され、九州域では絵踏が実施され、全国的に寺請制度のもと宗門人別改帳が作成されるなど、継続的かつ厳正なキリシタンへの監視がおこなわれている。一方、中国では、国内の一般の信者に対しては、ミサなどの宗教活動を禁じ、さらに棄教を勧めて“説得”する程度であった。具体的な禁教手段としては、神、仏、祖先の位牌を祀らせることや、背教書を書かせるものであった。

中国における表立った神仏や祖先信仰は、日本における寺請制度と通じるところがある。また、背教書の作成も、日本では神仏に対する誓詞を作成し、宗門人別改帳の前書にも同様の記載がみられることから、これと類するものといえよう。清朝における信者への規制、さらには、江戸幕府により行われた住民統制は相通じるものとなっている。

他方、清朝による裁きを受けていることは確認することができ、西洋人宣教師を匿った信者に対して、自殺を求めると判決を下した例がある⁹。これは1734年に福建省で発生した中国人信者が二人の宣教師を隠した事件である。この事件が発生した後、匿われた二人の宣教師はマカオへ追放となり、中国人信者は死刑となっている。これは、日本で断行されたキリシタン弾圧とは性格が異なるものとなっている。

【教会の建替え】

教会はキリスト教の象徴であり、信仰と布教の拠点であった。そのため、禁教期には教会など宗教施設も建替えなければならず、清朝からもその対応を求められている。これを示すものとして『福州府志』¹⁰の「卷十一学校」の中には、次のようにある。

(前略)理学书院 在化龙街西,旧为天主堂,国

朝雍正元年，总制满保、巡抚黄国材檄毁，知县苏习礼允诸生请，改为书院，中祀、周、程、张、邵五先生。（中略）

兴库书院 在西隅大街，旧天主堂地，国朝雍正元年改建，祀唐常公衮、宋二程子。

これによると、福建省の福州府にある理学書院と興庫書院は以前、天主堂だったことがわかる。しかし、雍正元年に天主堂の地は書院に建替えられており、これは禁教政策を受けて建て替えが命じられている。本件は一例にすぎないが、雍正帝は禁教令を出した後、各地にあった天主堂を、学校や公館、媽祖廟などに建て替えるように指示しており、天主堂が他の施設として転用されている事実は看過できない。

3. 嘉慶¹¹期の禁教

雍正帝の後継である乾隆帝は、キリスト教に対して、雍正帝とほぼ同じような禁教手法をとった。乾隆期には、地方において、キリスト教徒への迫害が行われていたものの、法律には、まだ邪宗教とは定められていない。当時の支配者は、キリスト教が正統な宗教（仏教・儒教）とは異なるものの、国家に対して、叛乱を起こす邪宗教（白蓮教・天地会など）とも違うと認識していた。しかし、嘉慶期に白蓮教¹²が蜂起し、後に、邪宗教の取締りが厳しくなると、キリスト教も影響を受けることになる。これまで、キリスト教の布教と信仰に対する処罰については、法律の根拠がなかったことから、嘉慶中期に、「治罪条例」が定められることになり、清朝の法律である『大清律例』の中に示されることになった。

『大清律例会通新纂』¹³の卷十五、礼律・祭礼の「禁止師巫邪術」の中には、宣教師とキリスト教信者の処罰について、次のように書かれている。

嘉庆十六年五月二十九日奉

上諭：西洋人有私自刊刻经卷，倡立讲会，蛊惑多人及旗民人等，向西洋人转为传习并私立名号，煽惑及众，确有实证为首者，□当定为缓决；基传教煽惑而人数不多，亦无名号者，定为绞监候；其仅止从人教不知悔改者着发□黑龙江给索伦达

呼尔为奴。

これは嘉慶16(1811)年に出された法令である。これによると、西洋人の中で、聖書などの書籍を発行し、普く人々に布教をするもの、位階の高い中国人宣教師で名号を持っているものは緩決¹⁴とする。中国人宣教師で、少人数に布教した場合、更に名号を持っていないものは絞監候¹⁵とする。キリスト教を信仰し、更に、改宗しないものは黒龍江の索倫達呼爾へ送られ、奴隷にするとされた。

この内容は「禁止師巫邪術」の中に書かれているから、当時のキリスト教はすでに白蓮教と同じように邪宗教と見なされていたことがわかる。そして、法の適用にあたっては、キリスト教を白蓮教と同一のものとして取り扱うようになったのである。

2章 絵踏に対する認識と導入

清朝では、禁教令が出された後、キリスト教の信仰を禁じるために、様々な政策が実施された。そのうち、日本の絵踏に似た行為として「跨越十字架」（十字架を跨ぐこと）と「十字架踏み」がある。日本における絵踏は、キリシタン穿鑿のため、そして、キリシタンではないことを証明するために行なわれたものである。中国でおこなわれた上記の二つの行為にはどのようなものであったのか。本章では、中国側の史料に基づき、清朝における「跨越十字架」と「十字架踏み」の実態を検討していきたい。

1. 清朝へ伝わった「絵踏」に関する記録

雍正帝が禁教令を出すと、国内では、反キリスト教論が盛んになった。その反キリスト教論の中に、日本の絵踏に関する記録が残されており、雍正8(1730)年に、浙江総督であった李衛は、「改天主堂为天後宮碑記」¹⁶の中で、このように書いている。

今日本于海口收港登陆之处，铸铜为天主跪像，抵其国者，不蹈天主像则罪至不赦。夫既为天主，而受海外一国如此蹂践毁蔑，卒亦无如何，其不能祸福人明矣。

これによれば、「今、日本の港には、銅でつくら

れたイエスキリストの像が置かれており、日本に上陸するものは、その像を踏まなければならない。もし踏まなければ、その罪が許されることはない(日本に入国することができない)。イエスは天の主にもかかわらず、多くの人に踏みにじられても、我々に何も起こさなかった。そのため、彼は人に災いや幸せを与えることができない存在であることがはっきりした。」と、日本の絵踏の実態に基づき、キリスト教の無益性を認め、さらには神聖性を否定している。

「改天主堂為天後宮碑記」の作者である李衛(1686～1738年)について、触れておきたい。李衛は江蘇省銅山の出身で、雍正2(1724)年に、雲南布政使¹⁷となり、塩業を監督した人物である。その翌年には、浙江巡撫¹⁸に進み、さらに、同5(1727)年に、浙江総督¹⁹になると、私塩摘発に成果を挙げた。同10(1732)年に、刑部尚書²⁰となり、直隸総督に移っている。

清朝の官制は文官と武官に分けられ、さらに等級が品位で区別された。文官と武官、いずれも一品から九品までであり、品の中には正と従があり、上下関係にあった。李衛の経歴からみると、雲南布政使と浙江巡撫は従二品である。そして、「改天主堂為天後宮碑記」を書いた時、彼は正二品の浙江総督であった。さらに、雍正10(1732)年には、従一品の刑部尚書となっており、そこで、李衛は当時、清国のハイクラスの役人であったことが明確である。彼が日本の絵踏を認識していたことは、日本のキリタン禁制や絵踏制度が清国の上層階級に伝わったと理解してよいだろう。

また、上述したものと同一内容が『南明野史』²¹の中にもみえる。

西洋天主教入日本， 务排释氏， 且作乱于其国，
日本起兵尽诛教人， 于五达之衢置铜板， 刻天主
像于上以践踏之。

これによると、「西洋のキリスト教が日本に入ってくると、叛乱が起こった。これに対して、日本政府は兵隊を派遣し、叛乱を鎮圧した。以降、銅板のイエス像を鑄造し、これを人々に踏ませている。」とある。この前段は、天草四郎時貞を首領としたキリ

シタンによる叛乱、「島原・天草一揆」のことを示していることは言うまでもない。そして一揆鎮圧以降、絵踏が行われたようになったと記している。実際には一揆以前から絵踏は行なわれていたことから、やや認識に間違いもみられるものの、日本で行われていた禁教政策は、ある程度の正確性をもって、中国にも伝わっていることがわかる。それは、長崎貿易により、日本を訪れた唐人たちが伝えたものと推測できる。そして、絵踏の作法(港で実施)や、絵踏導入の原因、さらに禁教政策を強行するきっかけとなった島原・天草一揆についても認識されており、日本での禁教政策の内容は、中国でも知られるところとなっていたのである。

2. 清朝における最初の「絵踏」の記録

中国での「十字架踏み」のはじまりについては、方豪氏は『方豪六十自定稿』の中で、最初の記録は乾隆13(1748)年であると指摘している²²。それは『蘇州致命紀略』に基づき、言及されている。『蘇州致命紀略』は、1932年にイエズス会の徐允希神父が刑部の上奏書と『蘇州府志』などに基づいて書いたもので、上海土山慈母堂より発行された。なお、現在は上海図書館に所蔵されているものである。

この主な内容は、乾隆年間にポルトガル人宣教師である黄安多(Antonius-J.Henriques)神父とイタリア人宣教師である譚方濟(Tristan d' Attimis)神父が蘇州で殉教した経緯が書かれている。黄神父は1707年にポルトガルのリスボンに生まれ、1737年に中国江南地方での宣教活動を開始した。一方、譚神父はイタリアのベネチアに生まれ、1744年にマカオに着き、1745年に江南地方での布教を始めた。2人は1747年12月に密告で捕らえられ、1748年9月に絞首刑になったという記録が収められている。

絵踏の記録は『蘇州致命紀略』の第21章にあり、乾隆13年正月(1748年2月)に行なわれている。その部分を示すと次のようにある。

第二十一章 践踏圣像

话说二位神父被捕时， 有沈陶氏和数位教友一同被拿(中略)官想他们胆小柔弱， 便命衙役拿圣堂

中抢来的耶稣，圣母像各一尊，放在地上叫他们践踏。那知该妇女不约而同的，一齐跪下，当着大众，恭恭敬敬伏拜圣像。（中略）黄神父双足已残废，不能站立。官命四刑役扶着逼他践踏，黄神父竭力抵抗。（中略）只可惜那位徐鲁直嘉禄，首先领衙役捕拿谈神父的，一闻官命，便去践踏了。官乃命唐若瑟照样去践踏，此时唐若瑟遍身已伤，仍振作精神，往前向圣像双膝跪下，又拿圣像双手捧起，以口敬亲。（中略）此后官又唤谈文多拉，他竟效徐嘉禄，举足上前去。官见他轻跨了过。没有踏到，便命重踏，谈文多拉惶恐，将二圣像重重践踏，竟背了教。（中略）

二月二十五，二十六，二十七三日间，官复提神父教友们上堂，置圣像于地，再令他蹂践，众皆不从，因而又受重刑，重行收禁。

2人の神父(黄安多、譚方濟)が逮捕された時、沈陶氏と数人の信者も一緒に逮捕された。彼らの怖がる様子を見て、役人は教会から没収したイエスキリスト像と聖母像を一枚ずつ用いて、彼らに踏ませた。しかし、彼らはそれを見ると、一緒に跪いて、聖像を参拝した。拷問を受けた黄神父は、両足が不自由で、立つことさえもできなかった。そこで、役人たちは彼を支えながら、「聖像を踏め」と命じたものの、黄神父は力を尽くして抵抗している。

しかし、信者として捕らえられた徐魯直嘉禄は、役人の命令を聞いて、すぐ踏みに行った。役人は唐若瑟にも絵踏みを命じた。そのとき、唐は重い怪我をしていたものの、持てる力を振り絞って、聖像の前に跪いた。また、聖像を捧げ、キスをした。その後、役人は譚文多拉を呼ぶと、彼は徐嘉禄を真似て踏みに行った。役人は彼がその聖像を跨いで、踏まなかったことを見ると、やり直しを命じている。譚は恐ろしくなり、その二つの聖像を重く踏み、棄教したとある。

正月27日、28日、29日に、役人は再び床の上に聖像を置いて、神父へ踏むように命じた。しかし、彼らはそれを断ったため、その後、過酷な刑罰を受けることになった。

これによると、中国での絵踏は1748年に蘇州で始

められたことがわかる。やり方についてはその後に行われた「跨越十字架」と違い、日本と同じように「聖像を踏む」という形式となっている。使用された踏絵は日本と同じようにキリシタンから没収されたものであった。つまり、信仰物そのものが十字架踏みに転用されており、その行為のために鑄造されたものではなかったのである。

3章 「跨越十字架」の実態

1. 一般化された「跨越十字架」

以上のように、乾隆期(1736～1795)に「十字架踏み」を強制された例があったものの、その行為は法律で定められたものではなかった。片岡弥吉氏の著書である『踏絵』によると、「『大清律例』には、西洋人が中国で伝道し、宗教書を刊行することを禁じ、天主教徒は十字架を跨越して、背教を証明することによって赦免されると規定している。」²³と「跨越十字架」は清朝の法律として定められていたことを指摘している。

清朝の基本法律書である『大清律例』の編纂事業は順治期(1644～1661)に開始され、順治、康熙、雍正三代君主の努力によって、乾隆5年(1740)に完成した。乾隆以降の君主たちは『大清律例』の修正事業を行ったことから、『大清律例』はいくつかのバージョンがある。現在、史料としてよく使われる『大清律例』は同治期(1861～1875)にできたものであり、その頃にはすでに信仰が自由であり、キリスト教禁制についても一切触れていない。また、『大清律例会通新纂』などをみても、「跨越十字架」の内容は見当らない。片岡弥吉氏が引用した『大清律例』は何年に出版されたものかは詳らかではないが、嘉慶22(1817)年、山西省からの上奏書²⁴をみると、「跨越十字架」は背教の証拠として行われていることがわかる。実際に、十字架を跨いだ人が罪を許された例として、次のことを挙げることができる。

(前略)当令张成虎等跨过十字架察看情形，甚为真切等情由(中略)将张成虎等保释安业，按名册存记于档案。(後略)

これによると、天主教徒である張成虎などが十字架を跨いでいるのをみると、確かに背教した様子が認められたので、張成虎などを保釈したと山西省の役人は嘉慶帝に報告している。それに対して、嘉慶帝は「わかった」と返事したことをみると、山西省の役人のやり方を認めたことがわかる。当時、「跨越十字架」により、罪を許された例は少なくないが、「跨越十字架」を法律として認めた直接の証拠を見出せず、片岡氏が指摘する「跨越十字架」がいつ頃『大清律例』に書き込まれたことなのかがわからない。但し、嘉慶後期に、「跨越十字架」はすでに一般化されていたのは事実であり、背教の証拠として認可されていたことには間違いはない。

しかし、「跨越十字架」をして、罪が許された後、再びキリスト教に入る人が多かったようである。それに対して、道光18(1838)年に、道光帝は新たな命令²⁵を出している。

道光十八年

三月戊寅

宗人府会奏审拟习教人犯。上谕曰：“图四即图升阿，于习教犯案改悔免罪后，复供奉十字架图像，同伊子文广习教念经，实属怙终不悛。图四即图升阿，文广均著革去本身红带子，并于玉牒除名，著即发往伊犁充当苦差。嗣后拿获习教各犯，讯系改悔免罪后，仍复奉教者，无论尝堂情顾跨越十字木架与否，均著照本例治罪，不准援免，以为奸狡怙恶者戒。”

これによると、キリスト教徒である図四即図飛阿は、改宗して、罪を許された後、再び十字架を祀り、さらに、経まで唱えるようになった。そのため、図四即図飛阿とその息子である文广は紅帯子(貴族の身分を示すもの)をはく奪され、伊犁(現在の新疆省にある地区)へ追放することになった。これにより、道光帝は、一度改宗し、罪を許された人が再びキリスト教に入ったとしならば、「跨越十字架」をしても、罪は許されない。本例(図四即図飛阿の事例)に従い、処罰するという命令が出されている。つまり、跨越十字架が一種のパフォーマンス化していた実態をうかがい知ることができる。

2. 「十字架踏み」と「跨越十字架」に関する記録

「十字架踏み」と「跨越十字架」は、特に嘉慶年間(1796～1820)から同治年間(1861～1875)にかけて、中国各地で広く実施された行為である。ここでは、清朝における「十字架踏み」と「跨越十字架」を記した史料を紹介していきたい。

嘉慶16(1811)年に貴筑(現在の貴陽)という所に住んでいた教徒の顧占鰲が捕らえられた。この時に拷問を受けることになるが、そこで、「十字架踏み」が強制されたという記録を『黔信芳跡』²⁶で確認することができる。その原文は、以下の通りである。

官命刽子手提之到案，盛服危坐以待之。案前放木十字。谓之曰：今日部文已到，若汝践踩十字悔改，从宽者省释，赦尔出狱回家，否则，此次决不宽贷，定依律将汝绞死，这是你的斩条，可下细看看。占鰲一见十字架，即匍匐于地，如敬拜之状，且大声曰：吾主，尔死于下字架上，为救我罪人，我宁愿万死，不敢践踏凌辱尔之十字架。官命刑役拖彼踩之，彼即长卧于地曰：此非我心甘情愿践踏之也。

これによれば、「今日、お前の処分書が届いた。もしお前が十字架を踏み、キリスト教に入信したことを悔いて、改宗するのであれば、罪は許され、牢から出し、家に帰らせる。これを受け入れなければ、絞首刑に処することになる」と役人は顧占鰲に伝えた。占鰲は十字架を見るやいなや、直ちに地に平伏して礼拝し、大声で「わが主は、我等罪人を救うために十字架に釘付けされた。それなのにどうして私が十字架を踏み、辱しめることができますでしょうか。私は死を選び、十字架を絶対踏まないと言いつつ。しかし、役人たちは強制的に踏ませると、彼は「それは私の意志ではない」と叫んだ。

結局、顧占鰲の判決は「永遠監禁」となり、死刑にはならなかった。また、同じ『黔信芳跡』には道光19(1839)年に捕らえられた教徒に対して十字架を踏ませ、釈放したことを記している。さらに、『黔信芳跡』によると、貴筑での「十字架踏み」は木十字で、十字架を踏んだ人はほとんど罪を許されている。なお、十字架を踏まない人は永遠監禁や流罪(新疆の伊犁

へ追放)になるものの、死刑にはならなかったことがわかる。

次に、『湖北襄陽府教史記略』²⁷をみると、フランス人宣教師董真福が十字架踏み強制された内容が記されている。董真福は、1802年にフランスで生まれた人物で、布教のため中国へ訪れている。道光19(1839)年に湖北省穀城県で捕らえられ、翌年に絞首刑が申し渡された。最初、董真福は湖北省の穀城県で取り調べられ、襄陽府の牢屋に1ヶ月ほど監禁された後、武昌へ送られている。それら3ヶ所でも十字架踏み強制されており、原文には次のようである。

(前略)官終令将耶穌苦像擲地，迫其踐踏，以证背教。而耶穌勇兵毅然决然曰：至死不肯，不踏苦像。中略一日过堂，官见苦其身，似无痛痒，乃设法苦其神，强令背教，足踏十字架，真福宁死不从中略官命擲苦像于地，令之踐踏，真福洒泪哽咽曰：吾何能辱我救世之天主耶。遂捧起苦像，敬而吻之。差即投擲于污地，真福被杖百。恶官继命书十字于地，伤差强牵之踐踏，真福大呼曰：众人监诸，污吾救世主圣号者，汝辈也，非予也。(後略)

役人が、聖像を地に投げ捨てると、キリスト教徒に対して強く絵踏を命じた。しかし、彼らは「死んでも踏まない」と答えている。すると、役人は彼の肉体を苦しめても背教はしないと理解して、精神的に苦しめるために、「十字架を踏め」と命じたものの、真福はこれに対して抗議した。更に、董真福が武昌に送られた後、まずは聖像を踏むように命じられたが、董は「どうしてわれわれの天主を辱めるのか」と問い、かえって十字架を手にしてキスをした。そして、役人はそれを取り上げて地に投げ捨て、董を棒で100回も打ちたたいた。その後、役人は地上に十字架を書いて、無理やりに董の足をそれにつけさせた。

これは湖北省の穀城県、襄陽府、武昌3ヶ所での十字架踏みの記録になる。これによると、湖北省穀城県では、役人がイエス像を地に投げて、侮辱行為を示したうえで信者たちに踏ませようとしている。

また、董真福が襄陽府で監禁されていた間は、十字架踏みを強制されている。さらに、董真福が武昌に送られた後、最初に聖像を踏むように命じられたが、董は抗議したため、役人は地上に十字架を書いて、無理やりに踏ませていることがわかる。

つまり、湖北省での十字架踏みに用いられた道具は、信者から没収された聖画像と十字架であった。これとは別に地上に書いた十字架が用いられていたのである。日本でもかつてキリシタンから没収したものを踏ませており、のちに踏絵が鑄造され、絵踏がおこなわれた。非常に簡易的ではあるものの、ある種、これに類する動きを上記のことから確認することができる。

3. 禁教解禁後の「跨越十字架」

1840から1842年のアヘン戦争でイギリスに敗北した清は、「南京条約」と「虎門追加条約」を締結し、治外法権や関税自主権などを喪失した。その後、同様の内容を道光24(1844)年に締結した「望厦条約」でアメリカにも認めている。このことをふまえ、同年10月に広州の黄埔でフランスと清の間でも「黄埔条約」が結ばれた。この条約ではフランスのカトリック宣教師に対して中国入国の自由が規定され、中国の通商地で教会の建設が認められた。あわせて、清国が教会を保護する義務があることも定められている。さらに、アロー戦争後、咸豊10(1860)年に、清朝はイギリス・フランス及びロシア帝国と『北京条約』を締結し、中国内陸部へのキリスト教の布教を認めさせられた。このように、清は海外列強の圧力を受けて、キリスト教の解禁を迎えることになった。

以上のような中で、「跨越十字架」はもちろん、清政府からのすべてのキリスト教禁制と迫害が終息にむかうことになる。しかし、キリスト教の伝道が中国で全面的に解禁された後、中国各地に進出したカトリックやプロテスタント諸派は、中国民衆の敵意に遭遇し、宣教師の殺傷や教会破壊、信者迫害などの事件が頻発する。これらの事件は清朝末期には「仇教運動」²⁸とも呼ばれた。その「仇教運動」の中に、反キリスト教の民衆が信徒に「跨越十字架」させる記

録がみられる。一例を挙げると、同治8(1869)年から同10(1871)年にかけて、貴州省遵義県で発生した「仇教運動」がある。

『貴州通志』²⁹の前事志三十五の中に、この事件について次のようにある。

貴州遵义县教士与平民相争，据法国公使则称，遵义县民打毁教堂医馆，抢掠什物，其起衅由于勒令跨越十字架，跪写出教甘结，（中略）若有勒令跨越十字架等情，则是显背条约，更使有藉口。事关中外交涉要件，必应持平办理，方能维持大局。

その概要を翻訳すると、貴州の遵義県で教徒と庶民の間に、衝突が起こった。フランスの公使によると、遵義県の民衆が教会や医院を破壊し、教徒に「跨越十字架」をさせ、背教書も書かせた。もし「跨越十字架」などが発生したら、それは条約違反である。このことは中国の外交に関する要件で、必ず公平に対処すべきであるとしている。

それで、清政府は湖広総督である李鴻章を貴州省へ派遣し、この事件の処理にあたらせた。その結果、中国側は銀70000両を賠償することになった。そのうち、3000両は貴州省の負担となり、残りの分は各省の分担になっている。反キリスト教の民衆運動が外交問題に発展し、国家賠償をもともなったことがわかる。

おわりに

以上述べてきた通り、「典礼問題」をきっかけとして、康熙帝はマテオ・リッチ規則を守る宣教師のみに布教を許すという命令を發布した。官許された宣教師たちにより布教がおこなわれたものの、雍正年間になると、ついに全面的な禁教令が出されるに

至っている。つまり、清朝による禁教令は段階的に規制を強めていったことがわかる。

禁教政策のなかでも、日本の絵踏に類似した儀式の「十字架踏み」と「跨越十字架」が棄教したか否かの証拠として導入された。これらは乾隆年間になると、宣教師はもとより、信者にも強制するようになっていく。しかし、キリスト教は中国で根絶したわけではなかった。宣教師たちは秘密裏かつ組織的に中国各地への布教活動を続けていたのであり、ある程度、変容した信仰形態となっていた。日本でいう潜伏キリシタンともいえるべき存在が清朝にもあったともいえよう。

嘉慶年間(1796～1820)に、白蓮教が蜂起したことをきっかけに、清朝は邪宗教への取り締まりを一層厳しくする。これは邪宗教のひとつとされたキリスト教も例外ではなかったのである。これを背景にして、キリシタン迫害が強化されていくことになり、棄教したか否かの確認手段である「跨越十字架」もこの時期に広まっていったと推測される。清朝での「十字架踏み」や「跨越十字架」は日本の絵踏と比べると、踏絵の素材や形態については共通点もみられるが、作法などにいくつかの違いがあった。

こうした禁教政策が解除されたのは、海外列強による圧力が背景にある。条約締結によって、制限なく宣教師の入国を認めることになると、これまでのキリスト教に対する規制は解禁へと向かうことになる。これは、日本でも同じことがいえ、安政五ヶ国条約の締結が解禁への序章となっている。また、その一方で、キリスト教徒と庶民との間で国家賠償をもともなうなど、中国国内において、キリスト教問題は対外的摩擦をももっていたことがわかる。日中における禁教政策は、アジア諸国を取り巻く国際情勢によって転換を余儀なくされていったのである。

1 在位期間1643年～1661年。14歳から親政を始めた。
2 在位期間1662年～1722年。8歳で即位した。14歳のときに、親政を始めた。
3 在位期間1723年～1735年。
4 浙江通志館修 余紹宋等纂 民国37年 第102册 第四章 第五節 張先

清 趙蕊娟編『中国地方志基督教史料輯要』 東方出版中心 2010年
5 Dominique Parrenin, 1663年～1741年。フランスのイエズス会士で、1697年に中国へ派遣された。
6 Joseph-Francois-Marie-Anne de Moyriac de Mailla, 1669～1748年。フランスのイエズス会士、1703年にマカオに着いた。

- 7 1724年10月16日に北京で書いた。原本はフランス語で、宛名はイエズス会の神父。筆者が使ったのは中国語に翻訳した訳『耶穌会士中国書簡集』である。
杜赫徳(フランス人)編、鄭徳弟(中国人)訳『耶穌会士中国書簡集』第二卷 大象出版社 2001年 314ページ～342ページ。編纂者である杜赫徳(Jean Bapthiste du Halde、1674年～1743年)は、中国を専門としているフランスのイエズス会士で、彼は中国へ行ったことがないが、イエズス会士の宣教師たちの手紙とレポートを集めた。
- 8 17世紀から18世紀にかけて現在のジュンガル盆地を中心に活動した遊牧民オイラトの一部族。当時、清朝と8年間の戦争を続けていた。
- 9 杜赫徳(フランス人)編、鄭徳弟(中国人)訳『耶穌会士中国書簡集』第三卷 147ページ 大象出版社 2001年
- 10 清徐景熹修、魯曾煜等編纂 乾隆19(1754)年 張先清 趙蕊娟編『中国地方志基督教史料輯要』 東方出版中心 2010年
- 11 在位期間1795年～1820年。
- 12 中国に南宋代から清代まで存在した宗教。本来は東晋の廬山慧遠の白蓮社に淵源を持ち、浄土教結社(白蓮宗)であったが、弥勒下生を願う反体制集団へと変貌を遂げた。清の時、1796年～1804年にかけて、約8年間の叛乱が続いた。白蓮教の乱とも呼ばれる。
- 13 湖南大学岳麓书院所藏
- 14 死刑の一種。
- 15 死刑の一種。すぐに死刑を実施しない。一時的に監禁し、翌年に再度審査してから、判決する。
- 16 『關邪管見録』 下文久元(1861)年 福岡県太刀洗教育委員会所藏
- 17 清国の役名、従二品。
- 18 清国の役名、従二品。
- 19 清国の役名、正二品。
- 20 清国の役名、従一品。
- 21 張先清 趙蕊娟編『中国地方志基督教史料輯要』 東方出版社 2010年 383ページ
- 22 方豪『方豪六十自定稿』 台湾学生書局 1969年
- 23 片岡弥吉『踏絵-禁教の歴史』 日本放送出版教会 1969年 175ページ
- 24 中国第一历史档案馆編『清中前期西洋天主教在华活动档案史料』 中华书局 2003年 1093～1099ページ
- 25 編委会『大清十朝圣训』 北京燕山出版社 1998年
- 26 『黔信芳跡』 1910年 重慶巴邑聖家堂印 個人蔵 13ページ
- 27 成和徳『湖北襄陽属教史記略』 民国11(1922)年 個人蔵 53～61ページ
- 28 1860年前後から義和團運動の前夜にかけて中国各地で発生した反キリスト教運動。
- 29 劉昱世・任可澄等『貴州通志』 民国37(1948)年 張先清 趙蕊娟編『中国地方志基督教史料輯要』 東方出版中心 2010年

【研究ノート】

ピエロ・デッラ・フランチェスカ作 《キリストの復活》に関する一考察 —市庁舎の装飾壁画としての機能—

内島美奈子

はじめに

イタリア都市国家の市庁舎は政治の場であるだけでなく、都市の重要性や美しさを外部へ発信する¹。つまり、政治的なメッセージを伝える役割を担うと考えられていた。市庁舎の装飾にはしばしば重要な意味が与えられており、その題材には各都市の固有の神話や出来事などが選ばれている。そのため、ピエロ・デッラ・フランチェスカ(c.1412-1492)がトスカーナの小都市サンセポルクロに描いた《キリストの復活》には、宗教的な主題以上の意味・機能が付加されているという(図1)。そして、同主題が現在の町のシンボルとなっていることから、その政治的な重要性が指摘されてきた(図2)。

本作品の主題はもともと大修道院の祭壇画に採用

されていた。同主題が描かれた背景には大修道院との関係性が指摘されている。それゆえ、本作品の解釈には、大修道院との関係性を考慮することが重要であり、先行研究によって考察がなされてきた。

しかし、14世紀から15世紀のサンセポルクロでは、コムーネ政府(イタリア都市の政治的共同体)が次第に宗教的な権威から独立して力を付けていった状況がある。その自治を象徴するともいえる市庁舎には、大修道院との関係性とはまた別にコムーネ政府独自の意図も表されている。そこで、市庁舎の装飾壁画がもつ、政治的メッセージを伝える機能について、都市の歴史的背景から考察を行いたい。また、他の都市で描かれた市庁舎の装飾壁画との関係性から、本作品の新たな機能を指摘したい。

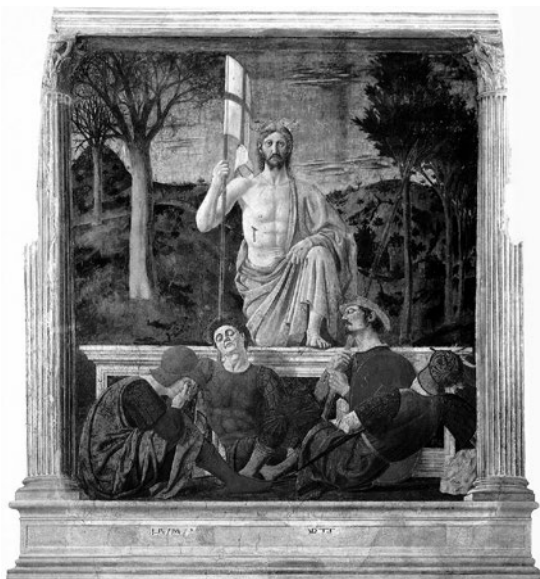


図1 ピエロ・デッラ・フランチェスカ、《キリストの復活》、サンセポルクロ、市立美術館、1458年頃-1460年



図2 サンセポルクロの紋章

1. ピエロ・デッラ・フランチェスカ作 《キリストの復活》制作背景

15世紀の市庁舎返還

サンセポルクロは14世紀末から15世紀初頭にかけて、リミニのマラテスト家の統治下のもとで経済的に発展しつつあった。だが、1430年代になると支配者が次々と代わり、政局は不安定となった²。そして、1441年2月24日にはその後長く続くフィレンツェによる支配が始まる。混乱の時代とフィレンツェの支配開始後しばらくは自治が制限された。とはいえ、フィレンツェにとってトスカナや周辺地域を支配するための重要な拠点となっていったことから、サンセポルクロの自治が次第に認められた。それにともない、市庁舎をめぐる状況が変化した。

そもそもコムーネ政府の活動拠点である市庁舎は、11世紀から12世紀にかけて多く建設された。サンセポルクロでは13世紀頃に市庁舎が建設され、コムーネ政府は1301年にサンセポルクロの自治権を当時の大修道院長から購入している³。フィレンツェ統治時代にパラッツォ・レジデンツァと呼ばれていた市庁舎は、1430年代から1440年代前半まで市民たちによる使用を禁じられていた。だが、自治が回復されていくとともに、その使用に関する規制が緩められていった。その端緒として1444年に、収税の場として使用されていた市庁舎内の空間を、市民たちからなる評議会のための広間に改築することが決定される。そして、1456年から1458年には一部の改築がなされ、その翌年、1459年に市庁舎は正式にフィレンツェから町に返還された⁴。そのため、評議会とそのまとめ役が市庁舎で政治を行うことができるようになった。この時点である程度の自治が回復されたといえる。

市庁舎の返還を祝して、1458年頃から1460年代のはじめに、市庁舎の評議会の間に《キリストの復活》が描かれたと推測されている⁵。本作品についての契約書等の資料などは残っていないものの、壁画を描いたのは町を代表する画家ピエロ・デッラ・フラ

ンチェスカだとされる。16世紀にピエロに関する著述を残したヴァザーリは、ピエロ作品のなかで最高のものだと評している⁶。

「キリストの復活」と創建伝説

－主題選択の背景

市庁舎の返還は町のひとびとの長年の願いであったため、壁画の図像は注意深く選ばれたと思われる。そのなかで、町のシンボルではなかった「キリストの復活」図像が選択された理由には、当時の状況が深く関係している⁷。

政治的な混乱に陥り自治を喪失していたサンセポルクロでは、アイデンティティの高まりがみられた。それは15世紀以前の公文書に登場しない町の創建伝説が、15世紀に集中して喧伝されたという動きからもみてとれる⁸。もともとその伝説は大修道院の建立伝説が口承で伝わっていたものであった。つまり、コムーネ政府が公文書に町の創建伝説として明示することで、大修道院の建立伝説を町の創建伝説として広めたのである⁹。そして、その伝説に関連する主題が「キリストの復活」なのであった。

伝説によると、サンセポルクロの町は10世紀頃に建てられた礼拝所を起源とする。アルカーノとエジーディオという2人の巡礼者によって建てられたという¹⁰。彼らはエルサレムとローマでの巡礼を終え、故郷アルカディアへ帰ろうと旅をしていた。その途上でクルミの谷にさしかかった時、神の声を聞き、この地にエルサレムで得た聖墳墓のかけらを祭る礼拝所を建てるようにとの指示を受けた。その礼拝所はやがて大修道院(現在の大聖堂)となったという。さらに、聖墳墓はイタリア語でサン・セポルクロ(San Sepolcro)を意味するため、町の名前の由来となったというのである。

この伝説に関連して、大修道院の祭壇画にはシエナ人画家ニコロ・デイ・セーニャ(?-c.1348)による《キリストの復活》が飾られている¹¹(図3)。創建伝説に登場する聖墳墓がキリストの復活の場面に描き込まれるものであることから、祭壇画の主題と

して選ばれたと推測される。よって、ピエロの本作品は、大修道院を飾っていた祭壇画との関連が指摘され、さらには創建伝説の喧伝の一環として本主題が市庁舎の装飾に採用された可能性がある。これは町のアイデンティティを高めるとともに、都市の宗教的権威を強めようとしたコムーネ政府の意図であった。



図3 ニッコロ・ディ・セーニャ、《キリストの復活》、サンセポルクロ、大聖堂、1350年代

このような例は、当時、イタリアの他の都市でもみられた。たとえば、トスカーナの都市プラートでは、サント・ステファノ大聖堂に伝わっていた聖母マリアの聖帯崇敬を、コムーネ政府が町の権威を向上させるために利用したと指摘される¹²。コムーネ政府は聖帯崇敬を主題とした装飾を聖堂に施すことに積極的な協力を行った。このことはその崇敬を内外に広め、都市がもつ宗教的な権威の向上に貢献した。

また、ニッコロが描いた大修道院の祭壇画のプレデッラ(裾絵)には受難伝を中心とする主題が選択されており、サンセポルクロにおけるいくつかの祭壇画との共通性がうかがえる。プレデッラをともなう大きな祭壇画は15世紀にいくつも注文されており、その主題が受難伝を中心に選択されていた。たとえば、シエナの画家サセッタ(1392-c.1450)が手がけたサン・フランチェスコ聖堂の祭壇画、ピエロによる《ミゼリコルディア祭壇画》、さらにマッテオ・

ディ・ジョヴァンニ(c.1430-1495)が手掛けた祭壇画などである。サンセポルクロでは、祭壇画に地方色を与えるために、受難伝の場面を特に好んで用いていたと指摘されている¹³。そして、本作品の主題である「キリストの復活」は、受難伝においていわば物語のクライマックスであり、重要な主題でもある。よって、本作品の主題選択はこのようなサンセポルクロの特色と関係づけられる。

以上のように、本作品の主題選択には、コムーネ政府の意図とサンセポルクロの宗教的な特色との関連性がうかがえる。

2. 「キリストの復活」図像の系譜と聖墳墓崇敬

ピエロ作品と「キリストの復活」図像の系譜

では、まず本作品をみておこう。ここではキリストが埋葬後3日目に復活した様子が描かれている。画面中央では、死に勝利したキリストが片足を墓にのせ、今にも前に踏み出すかのように描かれている。そして右手には勝利の旗を持っている。旗は死に対する勝利を表したキリスト教の象徴とされる。前景には、キリストの墓を見張っていた4人のローマ人兵士たちが、復活したキリストに気づかず、寝ている様子で描かれている。背景には丘や木々が描かれ、その薄暗い雰囲気は、復活した朝であることを表しているという。

本作品のようにキリストが墓とともに描かれ、復活を象徴するという場面は、12世紀頃から現れた。それ以前には復活の場面は描かれず、代わりに暗示する主題が描かれていた。たとえば、「キリストの墓を訪れるマリアたち」「ノリ・メ・タンゲレ(我に触れるな)」などである¹⁴。聖書において明確な記述もないため、キリストのポーズや全体の構成については地域と時代によってばらつきがある。とくに、キリストのポーズにはヴァリエーションがあり、石棺の中に立つ、墓の上に浮いているものもある。また、番をする兵士たちが描かれないこともあった¹⁵。さらに、墓より上空に飛び上がる構図もあり、



図4 タッデオ・ガッディ、《キリストの復活》、フィレンツェ、アカデミア美術館(サンタ・クロチェ聖堂の聖具室に置かれていたキャビネットの化粧版の一部)、1335年-1340年頃

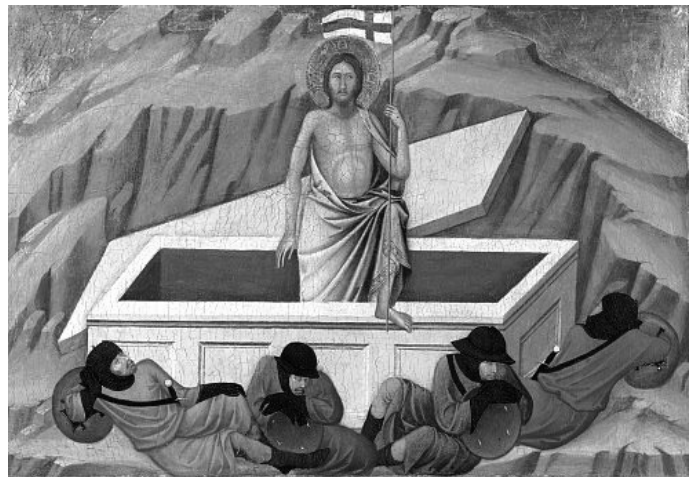


図5 ウゴリーノ・ダ・シエナ、《キリストの復活》、ロンドン、ナショナル・ギャラリー(サンタ・クロチェ聖堂の多翼祭壇画のプレテッラの一部)、1320年-1325年

「キリストの昇天」「キリストの変容」との影響関係も指摘されている。たとえば、フィレンツェの画家タッデオ・ガッディ(c.1300-1366)、アンドレア・ダ・フィレンツェ(1320/5-c.1379)の作例などがある¹⁶(図4)。他方、墓の上に足をのせるキリストは、シエナの画家ウゴリーノ・ダ・シエナ(c.1280-1339/49)の作例、およびピサで描かれた作品にもみられる(図5)。以上をふまえてピエロ作品をみると、キリストの立ち姿においては、フィレンツェよりも、ウゴリーノの作例のようなシエナの伝統に近いといえる。

ただし、背景描写においてはフィレンツェの作例との類似点も指摘される。それはキリストの左右におかれた木々の描写である(図1)。フィレンツェの例として制作時期の近い、ロレンツォ・ギベルティ(1378-1455)とアンドレア・デル・カスターニョ(c.1421-1457)の2つの作品をみると、類似した木々の配置がうかがえる(図6、7)。ピエロは1440年頃フィレンツェに滞在しており、カスターニョとの接触も指摘されていることから、ピエロがフィレンツェの作例を参考している可能性もある¹⁷。また、先行研究では左右の木々に関して次のように解釈され

ている。左右の木々には枯れた木と茂った木という対比がなされており、それらは冬と夏を象徴しているという。そして、中央にいるキリストは春、つまり再生を表しており、本作品の主題である「復活」を暗示しているという¹⁸。

以上、図像の伝統からすれば、シエナとフィレンツェの双方の影響を受けたことがみてとれる。だが、フィレンツェにおいて同時代の作品を学んだにもかかわらず、前世紀のシエナの作例からの影響を受けているのはなぜだろうか。それは、シエナの画家ニコロが描いた大修道院の祭壇画の特徴を踏襲するよう、コムーネ側から依頼、もしくはピエロが意図したのでであろうと推測される¹⁹。そもそもニコロが



図6 ロレンツォ・ギベルティ、《キリストの復活》、フィレンツェ、洗礼堂北扉、1424年頃



図7 アンドレア・デル・カスターニョ、《キリストの復活》、フィレンツェ、サンタッポローニャ修道院、1450年頃

描いた祭壇画のように、祭壇画のメインパネルに《キリストの復活》を描くというのはまれである。それゆえ、ニッコロ作品ではキリスト伝の一場面としての「キリストの復活」というより、勝利の救世主という礼拝画的な側面を色濃くしているといえる²⁰。ピエロが描いた《キリストの復活》にも、礼拝画的な要素があると指摘される。

創建伝説の喧伝と聖墳墓崇敬

ピエロの作品には、その他の作例や大修道院の祭壇画にはない描写がある。それはサンセポルクロの名前の由来となった、伝説のなかで同地にもたらされたとされる重要な聖遺物、いわゆる「聖墳墓のかけら」である(図8)。だが、この石の塊を「聖墳墓のかけら」と指摘する研究者は少なく、その存在自体に注意があまり向けられていない²¹。この石の塊は「聖墳墓のかけら」であるのだろうか。

その判断のひとつとしてある契約書があげられる。そこではピエロの壁画が「聖墳墓」と呼称されている²²。この1474年の契約書では、ある左官に対してピエロによって「聖墳墓が描かれた」壁と同様の障壁を作るよう契約が交わされていた。たしかに、契約書に出てくる聖墳墓の記述は、キリストが足をのせている聖墳墓であると解釈できる。だが、同時に画面右下に描かれている石の塊を指している可能性もある。また、さらなる判断材料として、作品中の描写に注目したい。画面の隅にひっそりと描かれた石の塊は、聖墳墓と接触している。このことは石の塊と聖墳墓との密接な関連性を示しているのではないだろうか。くわえて、石の塊が枠からはみだしている様子は、石の塊が絵の内部の世界と外部の世界、つまり観者であるサンセポルクロ市民の世界との関わりを表現していると推測される。すなわち、サンセポルクロの名の由

来となった、伝説で語られる聖墳墓のかけらが現実世界のサンセポルクロに存在することを暗示しているのではないのか。したがって、描かれた石の塊は聖墳墓のかけらであると解釈できよう。

そもそも聖遺物崇敬は信仰を集めるだけではなく都市の権威を高めるものとして当時は非常に高い価値をもつものであった²³。そこで各都市は、競って聖遺物を獲得、もしくは既存の聖遺物の喧伝に力を入れている。15世紀のサンセポルクロにおける創建伝説の喧伝も、そのような当時の聖遺物崇敬の流行との関連が推測される。よって、聖墳墓のかけらを描きこむことには、創建伝説を喧伝し、さらには聖墳墓崇敬を広めようとした可能性がうかがえる。

同地における本主題と伝説の関連を15世紀のプラケット(小さな装飾板)にみてもみよう²⁴(図9)。復活したキリストの手前には、2人の巡礼者と、2人が持ち帰ったとされる聖遺物の容器が表されている。巡礼者と聖遺物容器の描写は、15世紀以降、いくつかの作例に見られ、ピエロが手掛けた《ミゼリコルディア祭壇画》にもある²⁵。おおむね、その形状はプラケットに表されたものと共通している。現在その聖遺物容器の存在は確認することができないが、巡礼者が持ち帰った聖遺物に捧げられた礼拝堂である「諸聖遺物礼拝堂(Capella dei Reliqui)」がある。その礼拝堂は、1380年の資料から現在の大聖堂の中央に仕切り壁があり、主祭壇に向き合う形であったと



図8 図1の部分



図9 《キリストの復活》、サンセポルクロ、市立美術館、15世紀、(現在、帯装飾の一部となっている)

いう²⁶。その後、場所が移動され現在にいたる²⁷。

伝説で語られる2人の巡礼者がもたらした聖遺物は、聖墳墓のかけらの他に聖十字架のかけらがある²⁸。記録によれば、聖十字架のかけらに対しては礼拝堂が独立して捧げられていた。だが、聖墳墓の名を冠した礼拝堂は存在しない。聖墳墓崇敬はヨーロッパの各地でみられる信仰でもあり、15世紀には聖墳墓の模型が各地で制作されていた。サンセポルクロもこのような聖墳墓崇敬の流行に乗っている可能性もあり、それ以前には聖墳墓崇敬は存在しなかったのかもしれない。つまり、本作品には聖墳墓に対する崇敬を促す役割があった可能性もある。1468年にはレジデンツァの扉の上にキリストの墓の絵が描かれるための費用が与えられた²⁹。この事実は、コムーネ政府が聖遺物の存在を重視していたことをうかがわせる。

以上のことから、盛んに行われた聖遺物崇敬の影響と、さらには創建伝説の喧伝のため、ピエロは市庁舎の壁画に聖墳墓のかけらを表現したと思われる。それは、当時のコムーネ政府にとって都市の権威を向上させるために重要なことであり、ピエロの作品は、市庁舎の装飾壁画として重要な機能を課せられていたといえよう。

3. 市庁舎の装飾壁画としての機能

正義像との関連

宗教的中心の場で掲げられていた主題を政治的な場においても採用するという例は、他の都市でもみられる。とくに、サンセポルクロと類似する例として挙げられるのがシエナである³⁰。シエナにおいて2つの《マエスタ(荘嚴の聖母)》が制作されている。1315年にシエナ市庁舎の評議会の中にシモーネ・マルティーニ(c.1284-1344)は《マエスタ》を描いた。この《マエスタ》は、シモーネより数年前の1308年から1311年にドウッチョ・デイ・ブオニンセーニャ(c.1255-1318/9)が大聖堂の祭壇画として描いた作品の構図と類似している³¹。これはシモーネ、もしくはコムーネ政府の意向により意図的に類似した構図を採用したとされている。シエナは、早くから聖と俗との中心地が対等な関係を築き、しばしば利害関係から対立して対抗するような関係性にあった。よって、主題の模倣にはコムーネ政府が大聖堂に対抗して、聖母の加護を大聖堂と同様にいただくためであったと指摘される。大聖堂と同様の加護を受けるために、先例との図像的な関連性は重要であったであろう。だが、シモーネの壁画は単に大聖堂のものを模倣したわけではなく、市庁舎の装飾としての



図10 シモーネ・マルティーニ、《マエスタ》部分、シエナ、大聖堂、1315年



図11 アンブロージョ・ロレンツェッティ、《正義の擬人像》《善政の寓意》、シエナ、市庁舎、1338年-1339年

ある役割が付加されていた。それは政治をつかさどるものたち、いわば市民の代表に対して重要なメッセージを発することである。作品中の幼い姿のキリストが手に持つ巻物に掲げているように、「世を裁く者よ、正義を愛せ」という言葉とともに、正義のある公平な政治を行うよう警告と自戒を呼び掛けているのである(図10)³²。つまり、《マエスタ》には市庁舎の聖母として政治を行う評議会のものたちを見守り、監視する役割があり、正義のある公正な政治を行うようながす機能を持っていたとされる³³。この正義をうながすという点では、関連する作品が同市庁舎にさらに存在する。それはシモーネが描いた壁画の隣の広間にある。そこに描かれているのは、アンブロージョ・ロレンツェッティによる正義の擬人像である(図11)。本作品は1338年から1340年にかけて制作され、正義の擬人像のシンボルである天秤を頭上に据えている。市民が規範とすべきは正義であるということが主張されているという。同じ市庁舎におけるこのような「正義」の表現は、市庁舎の壁画として共通する役割を感じさせるのである。

正義の擬人像は法律の執行が行われる公共建造物にきわめて一般的にみられるものであり、現在の司法の場においても彫像として飾るところもある。15世紀のイタリアでは、法律の執行は都市の自治を保つうえで重要であり、正義のうえに平和が実現されるという考えが存在していた³⁴。正義の擬人像も描きこまれたシエナ市庁舎の装飾壁画は、近隣のトスカーナの都市に影響を与えているとサザードは指摘する³⁵。また、トスカーナの各都市においては、4つの枢要徳－正義、賢明、剛毅、節度がすべて描かれるよりは、正義の擬人像を単身で表す場合が多く、同地方における正義の重要性がうかがえるという。³⁶

では、サンセポルクロの場合はどうだろうか。ピエロの壁画には、その下部に何らかの銘文が刻まれていたことが、その断片からわかる(図1)³⁷。その内容は明らかでない。だが、シモーネの例のように、正義の実践をうながす内容が明記されていた可能性が指摘されている。この銘文の存在は、単なる宗教

的な礼拝像ではないことを示しており、何らかのメッセージを伝えることを担っていたと推測される。また、サンセポルクロの周辺部が本作品の風景として表されており、兵士たちはサンセポルクロの市民であるとしばしば指摘される³⁸。いうなれば、サンセポルクロに降り立ったキリストが、サンセポルクロの市民に対して、何かメッセージを発するかのようである。

さらに、サンセポルクロの市庁舎にも、正義の擬人像が描かれていた³⁹(図12)。この作品は壁から剥がされた状態で展示されている。1441年の壁画の支払い記録によると、ファブリアーノ出身のニコロ・ディ・アニョーロ・デル・ファンティーノという画家が広間に正義の擬人像を描き、その報酬として33フィオーリーニの支払いを受けとっている⁴⁰。その正義の擬人像は、天秤を左手で持ち上げるという力強いポーズをとり、もう片方の腕で剣を手にしている。その台座には正義という言葉を含む銘文が刻まれている。どの位置にあったかは不明であるが、ピエロと同じ広間にあったことが指摘されている⁴¹。フィレンツェ支配下に入ったばかりの時期、1441年に市庁舎に依頼されていることから、フィレンツェの指示で描かれた可能性もある⁴²。

よって、サンセポルクロの市庁舎の《キリストの復活》は、政治を行うものたちに正義の実践をうな



図12 ニッコロ・ディ・アニョーロ・デル・ファンティーノ、《正義の擬人像》、サンセポルクロ、市立美術館、1441年



図13 ピエロ・デッラ・フランチェスカ、《キリストの洗礼》部分、ロンドン、ナショナル・ギャラリー、1440年代?



図14 図1の部分



図15 ラファエリーノ・デル・コッレ、《キリストの復活》部分、サンセポルクロ、大聖堂、1530年代

がすキリストとして描かれたのではないのか⁴³。また、サンセポルクロにおいては、ピエロ以前の重要な祭壇画などの依頼をみると、シエナの画家の手になるものが多い。シエナの作例を参考にした可能性もある⁴⁴。正義の実践をうながすキリストとして描かれたという点について、具体的な描写とある事例との関連からもみていきたい。

ピエロのキリスト像

正義をうながすキリストの様子は、ピエロが《キリストの復活》で描いたキリスト像にも特徴的に描かれている。まっすぐ前を見つめた大きな目が特徴的であり、力強い鼻筋と表情は険しくもある。肉体はがっしりとしており、勝利の旗を持つ腕はとくに力強く、見据える先にいるものたちに警告を発しているかのようなのである。このような特徴をピエロが意図的に与えているという推測は、ピエロが手がけた他の作品におけるキリスト像との比較からうかがえる。たとえば、ピエロはサンセポルクロのサン・ジョヴァンニ・バッティスタ聖堂のために《キリストの洗礼》を描いているものの、両作品のキリスト像の様子はかなり異なっている(図13、14)。そして、約半世紀後に大修道院の祭壇のために描かれた、ラファエリーノ・デル・コッレ(1494/7-1566)が描いた《キリストの復活》と比べると、キリストの様子は

大きく異なっており、その役割の違いをも感じさせる(図15)。

このようなピエロのキリスト像について、先行研究では「審判者(レーヴィンら)」、「農民(ロンギ)」、「正義のキリスト(石鍋)」、「法廷のキリスト(レーヴィン)」などと評されてきた。画面の前にいるサンセポルクロの代表たちに向けられているまなざしは、特にキリストの顔を特徴づけている⁴⁵。古代において「正義」は、よく目が見えることで知られていたということが関連するかもしれない⁴⁶。

また、本作品を市庁舎の正義の擬人像と比較してみると、その類似性をいくつかみつけることができる。まず、キリストが足をのせる聖墳墓の正面性、もしくは平面性ともいえる視点と、柱に支えられたフレームに見られるような凝視的視点との組み合わせという、特徴的な構図である。正義の擬人像が座る玉座の下部は正面からとらえたものであるが、その側面には角度がつけられ凝視的視点で描かれている。そして、天秤を持ち上げる腕のポーズは、正義の擬人像の作例にはあまり見られず特異な点といえ、その力強さはキリストが旗を持つ力強い腕と類似している⁴⁷。これらのことは、ピエロが本作品を手がける前に、すでに描かれていた正義の擬人像の存在を意識していたといえるかもしれない。



図16 ピエロ・デッラ・フランチェスカ、《トゥールーズの聖ルイ》、サンセポルクロ、市立美術館、1460年頃

「正義の騎士」制度の復活

ピエロが描いた《キリストの復活》と当時のある行政改革との関連についても指摘したい。フィレンツェによる行政改革のひとつとして、1436年に廃止されていたゴンファロニエーレ・デイ・ジュスティツィア、つまり「正義の旗手」という役職の制度が1460年6月に復活した。これは、都市国家の最高責任者の役割を果たすものである⁴⁸。制度の復活はサンセポルクロの市民の念願であった。市民達はフィレンツェ人行政官に感謝の意をしるして、コムーネ政府の負担でその行政官ルドヴィコ・アッチャイウォーリと同じ名前をもつ聖人像を制作している(図16)。ルドヴィコはイタリア語でルイを意味することから《トゥールーズの聖ルイ》が描かれた。この壁画を手掛けたのはピエロであり、描かれた場所はパラッツォ・プレトーリオ(もしくはカピターノ)である。この建物は市庁舎とアーチをはさんでつながっており、元来、市庁舎とともに政治の中心地であった。リミニのマラテスタ家の統治時代に改築され、行政の最高責任者つまり、正義の旗手が住む館のような役割になったとされる。この作品の制作時期については、作品中に1460年の年記が銘文に刻まれているため、制作年はその周辺だと考えられる。

《キリストの復活》と非常に近い時期に制作されているのである。

では、正義の旗手の制度とピエロが描いた《キリストの復活》との共通点のみをみてみよう。ひとつめは正義という言葉である。正義の旗手という役職の名前には「正義(ジュスティツィア)」という言葉があり、ピエロが描いたキリスト像には正義をうながす機能が付加されている。ふたつめは旗である。正義の旗手とは旗(ゴンファローネ)を持つ人を意味しており、《キリストの復活》には勝利の旗が描かれている。これらの共通点から、両者には密接な関わりがあるといえよう。ピエロが描いた《キリストの復活》の制作年代については議論があるが、1458年頃と考えるならば、正義の騎士の復活を願う意味があるかもしれない。また、正義の旗手を文字通りに解釈すれば、正義を実行する存在であるともいえる。そのため、《キリストの復活》の正義をうながすキリストが、正義の旗手の姿を象徴しているかもしれない。

おわりに

本稿では、当時の背景をふまえてピエロが描いた《キリストの復活》に与えられた機能を考察してきた。ピエロは大修道院の祭壇画と同じテーマを選択し、キリストの姿や構図において参考としている。だが、新たに付け加えられた部分がある。それは聖墳墓のかけらと、正義をうながすキリストの様子である。大修道院の祭壇画に、これらの点はみられない。ピエロ、もしくはコムーネ政府が意図的に付加した部分であるといえ、都市の権威を高めようとする思惑がうかがえた。また、付加された部分には、他の都市の市庁舎に描かれた装飾との関係性もみられた。

以上の考察をふまえて、ピエロが描いた《キリストの復活》には、創建伝説の喧伝、さらには聖墳墓崇敬の喧伝の一環を担う役割と、正義の実践をうながす機能が付与されているという可能性を指摘したい。

- 1 E. C. Southard, *The Frescos in Siena's Palazzo Pubblico, 1289-1539 : Studies in Imagery and Relations to Other Communal Palaces in Tuscany*. (Ph.D. Diss., 1978), New York-London 1979, p. 9.
- 2 サンセポルクロの歴史については主に以下を参照。A. Czortek, "Da Burgus a Commune", in *Un'abbazia, un comune : Sansepolcro nei secoli XI-XIII*, Città di Castello 1997; J. Banker, *The Culture of San Sepolcro during the Youth of Piero della Francesca*, Ann Arbor 2003, pp. 14-20; G. P. G. Scharf, "Le istituzioni comunali fino alla signoria malatestiana", in *La Nostra Storia-lezione sulla storia di Sansepolcro I-Antichità e Medioevo*, a cura di A. Czortek, Sansepolcro 2010, pp. 181-190.
- 3 市庁舎は1959年にその本来の機能を終え、現在の市立美術館となっている。市庁舎の歴史については主に以下を参照。A. M. Maetzke, D. G. Nappini, *Il museo civico di Sansepolcro*, Firenze 1988; F. Chieli, *Il museo civico di Sansepolcro*, Firenze 2013.
- 4 1456年頃から1458年の改築では、中央のメインエントランスとドアステップがルネサンス様式で建築され、ピエロによってデザインされた可能性も指摘される。R. Lightbown, *Piero della Francesca*, New York 1992, p. 196.
- 5 制作背景については、バストの寄進として描かれた可能性も指摘される。M. Apa, *La "Resurrezione di Cristo": itinerario sull'affresco di Piero della Francesca a Sansepolcro*, Sansepolcro 1980, p. 26. 制作された市庁舎内での場所については議論があるが、1450年代に付け加えられた新しい建物のあるホールの壁に描かれたと推測され、そのホールは「謁見の間 (La Sala di Udientia)」、もしくは「評議会の間」であるとされる。そのホールは新しく作られた入口に面しており、玄関ホールともされている。制作年についても議論があるが、ピエロがサンセポルクロにいた証拠がある1459-1462年の間であるとされる。A. M. Maetzke, *Piero della Francesca*, Cisanello Balsamo, Milano 1998, p. 246; Lightbown, *Ibid.*, pp. 196-8; J. Banker, *Piero della Francesca: Artist and Man*, Oxford 2014, pp. 107-113.
- 6 G. Vasari, *Le vite de' più eccellenti pittori, scultori e architettori: nelle redazioni del 1550 e 1568*, Testo a cura di M. Marini, Roma 1991, pp. 378.
- 7 1571年にフィレンツェに差し出す旗と印章には、「聖墳墓」と「復活したキリスト」が用いられていることから、それ以前には町のシンボルとなっていたと推測される。
- 8 現在確認されている主な文書は15世紀半ばから16世紀にかけて半世紀の間に作成された4つの文書である。1点目は、フランチェスコ・ディ・クリストファノ・デル・チェコ・ディ・ラルギという人物がコムネの会計簿の序文に書いたものである。2点目は、作者不明であり、年代記という形をとっているものの、1454年12月3日にニコロ5世宛に書かれたものである。センシによると、教皇にサンセポルクロの聖性を訴えているものだという。その構成はボルゴ・サンセポルクロの大修道院長に与えられた特権や勅書に由来する権利のリストである。冒頭で創建伝説を語っており、その内容はラルギのものよりも広い。3点目は年代がない資料にもとづき、17世紀の人文学者が引用しているものである。4点目は教皇の勅書の内容である。M. Sensi, "Arcano e Gilio, santi pellegrini fondatori di Sansepolcro", in *Vie di pellegrinaggio medievale attraverso l'alta valle del Tevere. Atti del Convegno* (Sansepolcro, 27-8 settembre 1996), a cura di E. Mattesini, Città di Castello 1998, pp. 17-58.
- 9 伝説の内容については註8の文献を参照。
- 10 この二人の聖なる巡礼者について以下を参照。A. Czortek, "La Fondazione dell'Abbazia e la nascita del Burgus", in *op. cit.*, a cura di Czortek, 2010, p. 158.
- 11 本作品の作者については、フランチェスコ・ディ・セーニャとする研究者もいるものの、ロベルト・ロンギによって提案されたニコロ・ディ・セーニャへの帰属が一般的に認められている。ポルクリは、ニコロがサンタゴスティーノ教会から祭壇画の依頼を受けたという文書を発見したことから、本作品の本来の依頼主はサンタゴスティーノ教会であるとした。しかし、描かれている聖人の配置では、サンタゴスティーノ教会の聖人が重要な位置に描かれておらず、大修道院の守護聖人福音書家ヨハネが描かれていること、カマルドリ会のベネディクトイスが描かれていることは、大修道院からの依頼であることを示すという指摘がある。それをふまえてバンカーは、ニコロがサンセポルクロで2つの作品を制作した可能性を提案している。また、1505年から1510年に制作されたベルギーノ作《キリストの昇天》にとって代わられると、サンタ・キアラ教会、市立美術館で保管され、一時はフィレンツェにもわたった。ただし、サンタ・キアラ聖堂の前に、大聖堂に保管されていたという記録はない。ガードナーは、「キリストの復活」から「キリストの昇天」へという主題の継続性を指摘しており、ベルギーノの祭壇画の前にはニコロのものがあったことを指摘している。以上の先行研究をふまえて、筆者は大修道院の祭壇画として本作品が描かれたことを支持したい。*Il Duomo di Sansepolcro 1012 : Una storia millenaria di arte e fede 2012*, a cura di L. Fornasari, Sansepolcro 2012, p. 236; J. Banker, "La Chiesa di San Francesco culla dell'arte e la presenza in essa di Piero della Francesca", in *Il Beato Ranieri nella storia del francescanesimo e della terra altotiberina*, a cura di F. Polcri, Sansepolcro 2005, pp. 11-2; C. G. von Teuffel, "Noccolò di Segna, Sassetta, Piero della Francesca and Perugino: Cult and Continuity at Sansepolcro", in *From Duccio's Maestà to Raphael's Transfiguration: Italian Altarpieces in Their Settings*, London 2005, p. 410.
- 12 ブラートの例については、金原由紀子『ブラートの美術と聖帯崇拜』中央公論美術出版、2004年を参照。
- 13 Teuffel, *Ibid.*, p. 416-7. ここでは3つの祭壇画のブレデッラを比較検討されている。
- 14 ジェイムズ・ホール『西洋美術解説辞典——絵画・彫刻における主題と象徴』高階秀爾監修、河出書房新書、2004年、280-1頁。
- 15 『マタイ福音書』(27章62-66節)の記述による。
- 16 M. Meiss, *Painting in Florence and Siena After the Black Death: The Arts, Religion, and Society in the Mid-fourteenth Century*, New York, Evanston, San Francisco, London 1973, pp. 38-9 [ミラード・ミース『バスト後のイタリア絵画——14世紀中頃のフィレンツェとシエナの芸術・宗教・文化』中森義宗訳、中央大学出版部、1978年、54-55頁] .
- 17 ただし、カスターニョ作品との影響関係については疑問を呈する研究者もいる。林克彦「ピエロ・デッラ・フランチェスカ作《キリストの復活》再考——その制作年および制作背景に関する試論」『日伊文化研究』、45号、2007年、74-76頁。
- 18 最初にトルナイが唱え、カルヴェージアアーバも採用している。C. De Tolnay, "La Résurrection du Christ par Piero della Francesca : essai d'interprétation", in *Gazette des beaux-arts*, 43, Paris 1954, pp. 36; M. Calvesi, *Piero della Francesca : nel XV e nel XX secolo*, Roma 1997, pp. 116-7; Apa, *op. cit.*, pp. 51-2. このような解釈から、サンセポルクロの創建伝説との関連、つまりサンセポルクロがエルサレムの生まれ変わりであると主張されたことに関連している可能性もあると筆者は考える。この点については別稿で改めて考察を行いたい。
- 19 Lightbown, *op. cit.*, p. 202.
- 20 Teuffel, *op. cit.*, p. 409.

- 21 C. Bertelli, *Piero della Francesca : la forza divina della pittura*, Cinisello Balsamo c.1991, p.198. 林によると、石の塊は巡礼者が神の訓示を受けた場を示す「泉」を暗示しているという。林、前掲論文、71頁。
- 22 E. Battisti, *Piero della Francesca*, Milano 1971, p. 33.
- 23 秋山聰『聖遺物崇敬の心性史——西洋中世の聖性と造形』講談社、2009年、76頁。
- 24 P. Refice, “Il Volto Santo”, in *op. cit.*, a cura di L. Fornasari, 2012, pp. 147–152.
- 25 マッテオ・ディ・ジョヴァンニ作《サン・ジョヴァンニ・バッティスタ祭壇画》(1460年代?)、大聖堂の正面扉の装飾(1480年から1509年)、ジェリーノ・ダ・ピストイア作《聖母子と諸聖人》(1508年)、フェデリコ・ゾイ作《聖アルカーノ》(17世紀)などがある。
- 26 A. Czortek, “La vita religiosa a Sansepolcro tra 1203 e 1399”, in *op. cit.*, a cura di Czortek, 2010, p. 244.
- 27 礼拝堂については主に以下を参考。A. di Lorenzo, C. Martelli, M. Mazzalupi, “La cattedrale di Sansepolcro nel Quattrocento : altari, patronati, opera d’arte”, in *op. cit.*, a cura di L. Fornasari, 2012, pp.101–104.
- 28 M. A. Lavin, *Piero della Francesca’s Baptism of Christ*, New Haven, London 1981, p. 23.
- 29 F. Polcri, “Alcune vicende storiche : documenti e spigolature”, in *op. cit.*, a cura di L. Fornasari, 2012, p. 22.
- 30 石鍋、前掲書、202頁; Banker, *op. cit.*, 2014, p. 113.
- 31 出佳奈子「政庁装飾画としてのシモーネ・マルティナーニ作《マエスタ》——「マエスタ」としての幼児キリストを中心とした一考察」『美術史』、50号(1)、47–63頁。
- 32 ここで書かれている言葉は「世を裁く者よ、正義を愛せ (Diligite iustitiam qui iudicatis terram)」であり、旧約外典『ソロモンの知恵の書』(1章1節)に由来する。
- 33 石鍋、前掲書、202頁。
- 34 市庁舎における正義の擬人像の装飾については以下を参照。Southard, *op. cit.*, pp. 86–91. ここではシエナや他のトスカーナにおける正義の擬人像について述べられている。
- 35 Southard, *Ibid.*, p. 115.
- 36 Southard, *Ibid.*, p. 71.
- 37 残っているのは「HUMAN (m) ORTE」という断片で、その内容について様々な提案はあるものの、定説はない。
- 38 De Tolnay, *op. cit.*, pp. 103–4; M. Salmi, *Piero della Francesca*, Novara 1979, pp. 102–4.
- 39 サンセポルクロの正義の擬人像については以下を参照。Southard, *op. cit.*, pp. 530–3; Salmi, *Ibid.*, p. 16; Maetzke–Nappini, *op. cit.*, p. 124, 127; *Nel raggio di Piero. La pittura nell’Italia centrale nell’età di Piero della Francesca*, a cura di L. Berti, Venezia 1992, pp. 14–5. サザードはサン・ジョヴァンニ・ヴァルダルノに類似した正義の擬人像が存在し、サンセポルクロ近隣のアンギアーリの都市にも市庁舎の入り口ホールに作者不明の正義の擬人像が表わされたフレスコ画が存在するという。
- 40 画家について明確なことはわからないが、サルミはフェッラーラ派のジョヴァンニ・フランチェスコ・ダ・リミニとの関連を指摘する。一方、ベルティはフィレンツェ風だと評している。Salmi, *Ibid.*, p. 16; Berti, *Ibid.*, pp. 14–5.
- 41 L. Coleschi, *Storia della città di Sansepolcro*, Città di Castello 1886, pp. 163–5. サザードがトスカーナの正義の擬人像は市庁舎の入口に描かれている場合が多いことを指摘している。このことから、ピエロの作品とともに玄関ホールに描かれていた可能性が高いと考えられる。たとえば、サンセポルクロ近隣のアンギアーリの都市にも市庁舎の入り口ホールに作者不明の正義の擬人像が表わされたフレスコ画が存在するという。Southard, *op. cit.*, p. 60.
- 42 フィレンツェが本作品を依頼した意図などについては、今後の課題である。1441年という年は、3月20日にサンセポルクロがフィレンツェに売却され、27日はフィレンツェ人ニコロ・ヴァローリが最初のコミッサリオとして着任した。この年には法規が制作されるという、フィレンツェ支配がはじまった時期であった。
- 43 石鍋真澄『ピエロ・デッラ・フランチェスカ』平凡社、2005年、202頁。
- 44 14世紀から15世紀のサンセポルクロではシエナ画家への注文が多いと指摘される。1437年のサン・フランチェスコ教会のサセッタの他に、1445年にシエナ画家ピエトロ・ディ・ジョヴァンニ・ダンブロージョが《栄光のアレクサンドリアの聖女カタリナと美德》を旗に描いた。S. Casciu, “Antecedenti a Piero nell’aretino”, in *op. cit.*, a cura di L. Berti, 1992, pp. 33–45.
- 45 しばしばその容貌には、地元の信仰が強く反映されているとの指摘もある。それは大きな木彫りの着衣のキリスト像である《聖顔 (Volto Santo)》との類似性である。13世紀の初めにはサンセポルクロの教会内に存在していたと推測されている。その容貌は、腫れぼったい目と、見降ろすかのような視線が特徴的である。Teuffel, *op. cit.*, p.413; Banker, *op. cit.*, 2014, p.111; マリリン・アロンバーク・レーヴィン『ピエロ・デッラ・フランチェスカ』諸川春樹訳、岩波書店、2004年、241頁。《聖顔》については以下を参照。F. Polcri, “Il Volto Santo di Sansepolcro : storia di una devozione”, in *Il Volto Santo di Sansepolcro:Un grande capolavoro medievale rivelato dal restauro*, a cura di A. M. Maetzke, Cinisello Balsamo 1994, pp. 100–123. イタリア中部に位置する都市ルッカでは類似したキリスト像が内外において篤い信仰を得ており、神の意志によって完成されたものと信じられていた。サンセポルクロの《聖顔》にそれを当てはめるならば、神の意志によって都市がつくられたという創建伝説の喧伝を背景に、《聖顔》の容貌がピエロに着想を与えた可能性もあると筆者には思われる。
- 46 ホール、前掲書、178頁。
- 47 もしくは、この特徴的な手を持ち上げている身振りは、正義の擬人像の図像の伝統においてしばしば指摘される、「ユディト」との関連性が推測される。1338年から1440年にかけてアンブロージョ・ロレンツェッティが描いた正義の擬人像は、剣と、ユディトの持物である生首を携えている。
- 48 1293年にフィレンツェ政府が敵とみなした豪族に制裁を与える軍の隊長として創設された職で、「正義の規定」によって制定された。プラートではそれを模倣して1295年に設定された。金原、前掲書、30–31頁。

〔附記〕

本稿は平成25年度西南学院大学国際文化学部学内GPI「国際文化研究科院生のスキルアップに関する実践的取組」先進研究奨励費による研究成果の一部であり、国際文化学会(平成26年度3月22日)における口頭発表に基づき加筆修正したものである。本稿執筆にあたり西南学院大学国際文化学部教授松原知生先生に貴重なご助言賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

野澤作太右衛門殿
市川五郎太夫殿

浄源寺印
善法寺印
護國寺印
光傳寺印
桜井寺印
快光院印
崇台寺印
龍泉寺印
晴雲寺印
江東寺印

江東寺 印

晴雲寺 印

龍泉寺 印

快光院 印

崇台寺 印

安養寺 印

櫻井寺 印

護國寺 印

光傳寺 印

善法寺 印

浄源寺 印

勝光寺 印

正覚寺 印

西方寺 印

徳法寺 印

称名寺 印

大福寺

一切死丹宗門并轉之者御穿鑿恒例急度被仰付拙僧とも且那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座候
ハ、急度可申上候若從脇訴人御座候ハ、拙僧共不可遁其科則且那名前頭二判形仕差上申候此外
銘々別紙證文差上申候為後日依而如件

大福寺

称名寺 印

徳法寺 印

西方寺 印

勝光寺 印

正覚寺 印

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一安養寺印 同

ノ五人内男三人 女二人

一晴雲寺印 生島原

ノ一人男

一徳法寺印 生島原

ノ一人男

一護國寺印 生島原

ノ一人女

一快光院印 生島原

ノ一人男

一勝光寺印 生島原

ノ一人男

生島原

同

同

ノ三人内男一人 女二人

一称名寺

禪宗

浄土宗

法華宗

一向宗

右寺分

三會町
泰之助方二而影踏濟

弟 鉄之助○

妹 登須○

家内女 津る○三

松平勘解由家来 中島鎌助権六印

松平勘解由家来 大平市右衛門印

松平勘解由家来西田多輔家内女 多希四

松平勘解由家来 尾崎市之助五

和光院家来 木下保兵衛印

板倉八右衛門家来 西村文口印

妻○

悴 與○

平松弥次右衛門家来 村越米太郎

一 同 寺 ^印	同	厄介女 まつ六
一 晴雲寺 ^印	生島原	板倉八右衛門家来 大概熊三郎十五
一 同 寺 ^印	生島原	悴 柳之助○
一 同 寺		道太郎
○ 同 寺 ^印	御産□□	悴 善吉郎○
○ 同 寺 ^印	同	病死 娘 美つ
一 同 寺 ^印	同	同 か寿○
一 龍泉寺 ^印	同	熊三郎家内女 くら○
一 光傳寺 ^印	生島原	板倉八右衛門家来 増田源太夫 ^印
一 同 寺 ^印	同	妻○
一 同 寺 ^印	同	悴 為治○
一 晴雲寺 ^印	生島原	松平勘解由家来 三原龍平 ^印
一 同 寺 ^印	同	妻
一 同 寺 ^印	同	娘 喜と
一 同 寺 ^印	同	同 きの
一 晴雲寺 ^印	生島原	松平勘解由家来 稲田岩八 ^印
一 江東寺 ^印	生島原	松平勘解由家来 村田定八郎 ^印
一 善法寺 ^印	生島原	松平勘解由家来 柴田俊助
一 同 寺 ^印	同	母

六人内男三人 女三人

○崇台寺印 生嶋原

手代 幸三郎十二

二ノ帳入

〆老人男

一快光院印

町同心 平馬

〆

一晴雲寺印 生島原

手代亀紀 妻○

〆老人女

一快光院印 生島原

手代元之進家内女 ちか○

〆老人女

一浄源寺印

手代 鉦太郎

〆老人男

一浄源寺印 生島原

手代 瀧之助印

一同 寺印 同

弟 亀次郎○

〆式人男

○晴雲寺

町同心平 六十二

一晴雲寺印 生島原

板倉八右衛門家来 大槻長右衛門印

一西方寺印 同

妻○

〆式人内男一人 女一人

和右衛門

一晴雲寺印 生島原

板倉八右衛門家来 大槻儀兵衛印二

一同 寺印 同

倅 力之助○

荒木傳六養子二成左藏

一同 寺印 同

同 虎之助二

○同 寺印 同

高久妻二 娘 小免三

一晴雲寺印 生島原

同 須恵○

一 同 寺 ^印	同	娘 くら三
一 安養寺 ^印	生島原	御簾組 鎌次 ^印
一 護國寺 ^印	生島原	御簾組 武太郎 ^印
一 快光院	生島原	慎八
一 善法寺 ^印	生島原	外組 太左衛門
一 同 寺 ^印	同	母九
一 同 寺 ^印	同	倅 廉蔵
一 桜井寺 ^印	同	妹 きん九
一 称名寺 ^印	生島原	外組 米左衛門廿八
一 耆人男	生島原	番人 泰三郎 ^印
一 崇台寺 ^印	生島原	妻四
一 晴雲寺 ^印	同	倅 嘉寿男一
一 同 寺 ^印	同	同 長寿四
一 同 寺 ^印	同	娘 ちへ五
一 護国寺 ^印	同	
一 五人内 ^{男三人 女二人}		
一 晴雲寺 ^印	生島原	外組 伊左衛門 ^印
一 西方寺 ^印	同	妻二
一 晴雲寺 ^印	同	倅 兼三郎〇二
一 同 寺 ^印	同	同 兼松二
一 同 寺 ^印	同	娘 け以二
一 同 寺 ^印	同	同 よ祢二

文久三年

四

宗門改影踏帳

亥正月

宗門方

一人女

一快光院印

生嶋原

下横目 力之丞印

一人男

一桜井寺印

生嶋原

番人孫輔 家内女三

一江東寺印

悴 要之助

式人内男一人
女一人

一快光院印

生嶋原

下横目 熊三郎

一人男

一崇台寺印

生嶋原

御簾組 伊曾馬印

一人男

一善法寺

丑蔵

一晴雲寺印

生嶋原

御簾組 清之助印○

一同 寺印

同

妻三

生駒半蔵殿
片山登殿

晴雲寺 印
浄林寺 印
江東寺 印
本光寺 印

崇台寺 ①

護國寺 ①

光傳寺 ①

安養寺 ①

善法寺 ①

淨源寺 ①

專念寺 ①

常光寺 ①

西方寺 ①

德法寺 ①

一切死丹宗門并轉之者御穿鑿恒例急度被仰付拙僧共且那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座候ハ、急度可申上候若從脇訴人御座候ハ、拙僧共不可遁其科候則且那名前頭二判形仕差上申候此外銘々別紙證文差上申候為後□依_而如件

德法寺 ①

西方寺 ①

常光寺 ①

專念寺 ①

淨源寺 ①

善法寺 ①

安養寺 ①

光傳寺 ①

護國寺 ①

崇台寺 ①

桜井寺 ①

快光院 ①

龍泉寺 ①

一本光寺印 生嶋原

ノ 壹人女

一浄源寺印 生嶋原

ノ 壹人女

一浄源寺印 生嶋原

ノ 壹人女

一専念寺印 生嶋原

一同 寺印 同

一安養寺印 同

一龍泉寺印 同

一安養寺

五

ノ 四人内男主人 女主人 四人

禅宗

浄土宗

法華宗

一向宗

右寺分

松尾丈大夫 妾○

田嶋忠右衛門 厄介女○

久保勝右衛門 妾

中山要右衛門 母○

妻○

娘 三保○

中山内蔵助○

佐登○

本光寺印

江東寺印

浄林寺印

晴雲寺印

龍泉寺印

快光院印

桜井寺印

一	一光傳寺 ^卍	〆 老人女	生嶋原	洪川主水厄介	きよ〇
		〆 老人女			
	一安養寺 ^卍	〆 老人女	生嶋原	宮川慶右衛門	妾〇
		〆 老人女			
	一浄源寺 ^卍	〆 老人女	生嶋原	梅村周助嘉左衛門	妾厄介女〇
		〆 老人女			
	一浄林寺 ^卍	〆 老人女	生嶋原	智多弥惣左衛門	家内女
		〆 老人女			
	一護國寺 ^卍	〆 老人女	生嶋原	臼井伊兵衛	妾〇
		〆 老人女			
	一本光寺 ^卍	〆 老人女	生嶋原	林泰元	厄介女〇
		〆 老人女			
	晴雲寺				
	一專念寺 ^卍		生嶋原	奥平勇藏三龜男	妾厄介女〇
		〆 老人女			
	一本光寺 ^卍	〆 老人女	生嶋原	奥平九郎左衛門家内	いわ〇
		〆 老人女			
	一晴雲寺 ^卍	〆 老人女	生嶋原	金森左仲	妾
		〆 老人女			
	一龍泉寺 ^卍		生嶋原	徳兵衛改名	
		〆 老人女			
	一徳法寺 ^卍		生嶋原	世古平治厄介	いと〇
		〆 老人女			
				平野内記厄介	満寿〇
				本多元雲家内女	そで

一江東寺印 同

ノ式人内女男
三人

一安養寺印 生嶋原

一安養寺印 生嶋原

一同寺

三

ノ式人内女男
二人

一江東寺印 生嶋原

一護國寺印 同

一江東寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ六人内女男
三人

一江東寺印 生嶋原

一安養寺印 生嶋原

一浄源寺印 同

一同寺印 同

ノ四人内女男
三人

一本光寺印 生嶋原

ノ老人女

一快光院印 生嶋原

ノ老人女

一護國寺印 生嶋原

ノ老人女

一本光寺印 生嶋原

妻○

佐野弥八印

弥八母○

妻

本多好右衛門印

妻○

悴 萬之助○

同 好三郎○

娘 川た○

同 川も○

荒木善平印

善平妻○

母○

妹 あき○

板倉清兵衛 厄介女○

三度

牧郷左衛門 厄介女

内村隼十郎 厄介女

大原左部 妾○

式人内男老一人
女老一人

一江東寺印 生嶋原

一安養寺印 同

一江東寺印 同

式三人内男老二人
女老一人

一善法寺印 生嶋原

一同寺印 同

一江東寺印 同

式三人内男老二人
女老一人

一浄源寺印 生嶋原

式一人男

一安養寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

式四人内男老三人
女老一人

一江東寺印 生嶋原

一快光院印 同

一善法寺印 生嶋原

式三人内男老二人
女老一人

一江東寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

式主人内男老一人
女老一人

一浄源寺印 生嶋原

松岡徳大夫印

妻〇

妹 たか〇

内嶋金平治印

母〇

妻

荒木兵大夫印

大場丈吉印

妻〇

悴 丈治郎〇

娘 こと〇

中村門平印

妻〇

門平娘 いち〇

赤崎八大夫印

病死母〇

妻〇

寺田立平喜代助卜改印

ノ五人内男老一人
女四人

一安養寺印 生嶋原

一同 寺印 同

一江東寺印 同

一安養寺印 同

一同 寺印 同

一江東寺印 同

一同 寺印 同

一安養寺印 同

一同 寺印 同

一崇台寺

ノ九人内男四人
女五人

一江東寺印 生嶋原

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一同 寺

五

ノ四人内男三人
女一人

一崇台寺印 生嶋原

一安養寺印 同

一同 寺印 同

一江東寺印 生嶋原

一同 寺印 同

塩塚久之丞印

妻○

悴 小太郎○

同 治郎吉○

同 小三郎○

姉 さん○

娘 春王

同 ゑひ○

同 希い

志川

大崎右平印

妻○

悴 定治郎○

同 松次郎

きささ

尾崎十右衛門印

母○

妻○

川井大助印

妻○

一同 寺印

同

弟 周蔵

一同 寺印

同

娘 とも

一同 寺印

同

同 ひろ

一同 寺印

同

本多市兵衛 妻

一同 寺印

同

四度 病気断 同人祖母

一同 寺印

同

同人 母○

一同 寺印

同

倅 良之介○

一同 寺印

同

同 古次郎

一同 寺印

同

同 友三郎

一同 寺印

生嶋原

市兵衛倅 賢蔵

一同 寺印

同

同人弟 敬治○

一同 寺印

同

妻○

一同 寺印

同

倅 芳之助○

一同 寺印

同

娘 や春○

一同 寺印

同

同 た川○

ノ廿式人内男式人
女式人

一同 寺印

生嶋原

内嶋七左衛門

一同 寺印

同

倅 三木之助○

一同 寺印

同

娘 満川○

一同 寺印

同

同 みや○

ノ四人内男式人
女式人

一同 寺印

生嶋原

藤野三代蔵印

一同 寺印

同

妻○

一同 寺印

同

娘 満と○

一同 寺印

同

同 美と○

一同 寺印

同

同 満寿○

ノ五人内女男四人

一晴雲寺印 生嶋原

ノ一人女

一光傳寺印 生嶋原

ノ一人女

一晴雲寺印 生嶋原

ノ一人男

一快光院印 生嶋原

一善法寺印 同

ノ式人内女男二人

一快光院印 生嶋原

一同寺

一同寺印 同

一同寺印 同

一快光院印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ六人内女男四人

一專念寺印 生嶋原

一同寺印 同

一龍泉寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

一龍泉寺印 生嶋原

当病

小野久左衛門 母

杉岡猪十郎 妻○

林実大夫印

松尾権左衛門印

式度 当病 妻

竹田錦左衛門印

悴 信輔

娘 里春○

同 とき

錦左衛門娘 きん○

同 ぎん○

古ま

同人悴 安次郎○

本多市右衛門 母○

同人 妻○

悴 市三郎○

同 恭藏○

同 大治○

同 良(以下欠損)

市右衛門悴 友松

一 晴雲寺 <small>印</small>	同	母
一 崇台寺 <small>印</small>	同	倅 亀吉
一 同 寺 <small>印</small>	同	同 當病 司免吉
○ 同 寺 <small>印</small>	同	娘 當病 司免吉
一 同 寺 <small>印</small>	同	同 志い
一 快光院 <small>印</small>	生嶋原	西野光兵衛 <small>印</small>
一 同 寺 <small>印</small>	同	娘 當病 か祢
一 光傳寺 <small>印</small>	生嶋原	吉田盛吉 妻
一 安養寺 <small>印</small>	同	尾崎源右衛門 <small>印</small>
一 光傳寺 <small>印</small>	同	妻○
一 同 寺 <small>印</small>	同	娘 すへ○
一 晴雲寺 <small>印</small>	生嶋原	八度 同 か祢
一 崇台寺 <small>印</small>	生嶋原	小野嘉之右衛門 妻○
一 光傳寺 <small>印</small>	生嶋原	林田三郎右衛門 妻○
○ 同 寺 <small>印</small>	同	尾崎右捨 <small>印</small>
一 同 寺 <small>印</small>	同	娘 とみ○
一 同 寺 <small>印</small>	同	林田平作妻ニ成ル
一 同 寺 <small>印</small>	同	同 さた○
一 同 寺 <small>印</small>	同	同 川る○
一 同 寺 <small>印</small>	同	同 すへ○

一 同 寺		悴 常之助○
一 同 寺印		母○
一 同 寺印		妻○
一 同 寺印		妹 き越○
一 同 寺印		悴 峯龜○
一 同 寺印		厄介小林猪兵衛 後(以下欠損)
一 江東寺印	生嶋原	悴 金三郎○
一 晴雲寺印	生嶋原	原口喜三郎 祖母○
一 淨源寺印	生嶋原	西田瀧左衛門 妻○
一 桜井寺印	生嶋原	波多野健兵衛印
一 同 寺印	同	娘 きく○
一 安養寺印	生嶋原	松尾紋治 妻
一 晴雲寺印	生嶋原	増田甚右衛門 妻
一 晴雲寺印	生嶋原	寺嶋銀治(以下欠損)
一 崇台寺印	生嶋原	芝辻太兵衛印○

一快光院印 生嶋原

林瀬大夫 妻

○晴雲寺印 生嶋原

死平田作右衛門 妻○

ノ老女

一安養寺印 生嶋原

林田吉右衛門印

ノ老男

一桜井寺印 生嶋原

山本実兵衛印

○同 寺印 同

龍右衛門養子と成組入悴 豊吉○

ノ式人男

一桜井寺印 生嶋原

富田健藏印

一晴雲寺印 生嶋原

當病断 〔健藏悴 銀太郎〕

ノ式人男

一桜井寺印 生嶋原

志波勘左衛門印

ノ老男

一江東寺印 生嶋原

谷口金市 妻○

ノ老女

一晴雲寺印 生嶋原

岡野庄左衛門 妻○

ノ老女

一護國寺印 生嶋原

田中惣右衛門 妻○

ノ老女

一江東寺印 生嶋原

田浦六郎平印

一晴雲寺印 同

娘 いく○

一同 寺印 同

同 寿代○

ノ三人内男式女式

一江東寺印 生嶋原

安達雄藏卜改

一江東寺印 生嶋原

西村雄四郎印

- | | | | |
|-----------------------------------|-----|---------------------|------|
| 一 晴雲寺 ^① | 生嶋原 | 小川源兵衛 | 妻○ |
| ノ 老人女 | | | |
| 一 晴雲寺 ^① | 生嶋原 | 梅雪 ^① | |
| ノ 老人男 | | | |
| 一 晴雲寺 ^① | 生嶋原 | 伊藤大之丞 ^① | |
| ノ 老人男 | | 大之丞孫 | と羅○ |
| 一 護國寺 ^① | 生嶋原 | 稲田曾平治 | 妻○ |
| ノ 老人女 | | | |
| 一 江東寺 ^① | 生嶋原 | 白井怡寿馬 | 母○ |
| ノ 老人女 | | | |
| 一 善法寺 ^① | 生嶋原 | 寺田龍右衛門 ^① | |
| ○ 崇台寺 ^① | 同 | 娘 | いす○ |
| ノ 式人 ^内 _{男 老人} | | | |
| 一 崇台寺 ^① | 生嶋原 | 寺田長平 ^① | |
| 一 崇台寺 ^① | 生嶋原 | 長平倅 | 龍之進○ |
| ノ 式人男 | | | |
| ○ 江東寺 ^① | 生嶋原 | 上田平内 ^① | |
| ノ 老人男 | | 二ノ帳二入 | |
| 一 光傳寺 ^① | 生嶋原 | 松尾久平 ^① | |
| ノ 老人男 | | | |
| 一 晴雲寺 ^① | 生嶋原 | 松本友記 | 母○ |
| ノ 老人女 | | | |
| 一 安養寺 ^① | 生嶋原 | 齋宮定内 | 妻○ |
| ノ 老人女 | | | |

一晴雲寺^印 生嶋原

一同 寺

一同 寺^印 同

一同 寺^印 同

一同 寺^印 同

五

四人内<sup>男式大
女式大
三</sup>

一江東寺^印 生嶋原

一人男

一江東寺^印 生嶋原

一人女

一晴雲寺^印 生嶋原

一人女

一快光院^印 生嶋原

一善法寺^印 同

一人女

一崇台寺^印 生嶋原

一人女

一淨源寺^印 生嶋原

一人女

一安養寺^印 生嶋原

一人女

一晴雲寺^印 生嶋原

一同 寺

一人男

一晴雲寺^印 生嶋原

岡野鐘吾^印

母

悴 辰男^〇

娘 よし^〇

同 た美^〇

柴田初大夫

柴田右兵衛 妻^〇

成瀬勝之丞 母^〇

小久保良之進 母^〇

同人妻^〇

西村数兵衛 母^〇

岩堀久左衛門 妻^〇

松村元太郎 祖母

山本弥寿男^印^〇

悴 玉寿

渡邊安右衛門 妻^〇

一 崇台寺^印 同

一 同 寺^印 同

一 同 寺^印 同

ノ 四人男

一 光傳寺

悴 伊曾馬○

同 嘉久男○

同 喜登三○

林田平作 妻

一 本光寺^印 生嶋原

ノ 一人男

一 晴雲寺^印 生嶋原

ノ 一人女

一 晴雲寺^印 生嶋原

ノ 一人男

一 崇台寺^印 生嶋原

一 同 寺^印 同

一 同 寺^印 同

一 同 寺^印 同

四

ノ 五人内<sup>男式大
女式二</sup>

一 善法寺^印 生嶋原

ノ 一人女

一 晴雲寺^印 生嶋原

ノ 一人女

悴 鶴之助○

娘 ゆき○

病死同 飛て○

同 春代○

吉田丹波^印

松平勘解由家来 稲田恒左衛門 母○

松平勘解由家来 小柳津治太夫

天野兵左衛門^印

悴 鶴之助○

娘 ゆき○

病死同 飛て○

同 春代○

清宮財右衛門 母○

岡野林右衛門 妻

一本光寺印 生嶋原

吉田平十 妻○

ノ老人女

一晴雲寺印 生嶋原

岩瀬勇兵衛 妻○

ノ老人女

一善法寺印 生嶋原

吉見嘉藤治○印

一同 寺印 同

悴 丑藏○

一安養寺印 同

姉 春か○

ノ三人内男三人
女一人

一護國寺印 生嶋原

西川嘉平印

一晴雲寺印 同

妻○

一護國寺印 同

悴 龜太郎○

一同 寺印 同

同 忠治郎○

一同 寺印 同

娘 ゆ幾

一護國寺印 生嶋原

嘉平娘 滿川○

一同 寺印 同

同 志免○

一同 寺印 同

同 て川○

ノ八人内男三人
女五人

一護國寺印 生嶋原

高田滿平治 母○

ノ老人女

一西方寺印 生嶋原

小野田喜平 妻○

ノ老人女

一桜井寺印 生嶋原

福田儀右衛門印

ノ老人男

一桜井寺印 生嶋原

福田傳左衛門 妻○

ノ老人女

一崇台寺印 生嶋原

栗原勇太左衛門印

一 同 寺 ^印	同	悴 清次郎 [○]
一 同 寺 ^印	同	同 定馬 [○]
一 同 寺 ^印	同	娘 かく [○]
一 四人内 ^{男三人 女一人}		
一 快光院 ^印	生嶋原	大槻丈平 ^印
一 同 寺 ^印	同	娘 て川 [○]
一 同 寺 ^印		同 きん [○]
一 淨源寺 ^印	生嶋原	加藤平八郎 母 [○]
一 淨源寺 ^印	生嶋原	鈴木恒兵衛 母 [○]
一 淨源寺 ^印	生嶋原	渡邊良兵衛 母 [○]
一 淨源寺 ^印	生嶋原	草村鬼十郎 妻 [○]
一 快光院 ^印	生嶋原	成田喜藤太 ^印
一 快光院 ^印	生嶋原	片山武助 母 [○]
一 崇台寺 ^印	生嶋原	西森権五郎 ^印
一 護國寺 ^印	生嶋原	伊藤卜改幸悦 ^印
一 善法寺 ^印	生嶋原	小田登茂平 ^{○印}
一 江東寺 ^印	生嶋原	

一 崇台寺
ノ 老人男

松平勘解由家来馬場六平 妻

一 江東寺印
ノ 老人女

洞木為兵衛印

一同 寺印
同

倅 謙助○

一同 寺印
同

娘 幾ん○

ノ 三人内男貳人 女一人

一 江東寺印
生嶋原

洞木定左衛門印○

一同 寺

娘 志津

二

ノ 老人男内二人

一 江東寺印
生嶋原

藤田愛蔵印

一 安養寺印
同

倅 金太郎○

一同 寺印
同

娘 か川○

一同 寺印
同

同 か登○

ノ 四人内男貳人 女貳人

○ 江東寺印
生嶋原

中村横蔵 祖母○

ノ 老人女

二ノ帳二入

一 護國寺印
生嶋原

松下程蔵 妻○

ノ 老人女

一 浄源寺印
生嶋原

森塚嘉久蔵印

ノ 老人男

一 崇台寺印
生嶋原

高橋弥寿蔵

一 晴雲寺印
同

娘 と羅○

ノ 式人内男貳人 女貳人

一 崇台寺印
生嶋原

鈴木与次右衛門印

一 浄源寺 ^印	ノ 老人女	生嶋原	尾崎覚左衛門 妻○
一 浄源寺 ^印		生嶋原	川野安左衛門 ^印
一 護國寺 ^印		同	妻○
一 浄源寺 ^印		同	悴 亀吉郎○
ノ 三人内 ^{女男式人}			川野安之進 ^印
一 浄源寺 ^印		生嶋原	娘 飛左○
一 同 寺 ^印		同	重松悦右衛門 ^印 ○
ノ 式人内 ^{女男式人}			妻○
一 晴雲寺 ^印		生嶋原	悴 義馬○
一 桜井寺 ^印		同	同 駒喜○
一 晴雲寺 ^印		同	山村和介
一 同 寺 ^印		同	岡野太蔵 妻
ノ 四人内 ^{女男式人}			尾崎六右衛門 妻○
一 崇台寺 ^印		生嶋原	金田傳蔵
ノ 老人男			悴 鎮八
一 晴雲寺 ^印		生嶋原	同 龍吉
ノ 老人女			娘 登も
一 快光院 ^印		生嶋原	鈴木兵左衛門
ノ 老人女			
一 快光院 ^印		生嶋原	
一 同 寺 ^印		同	
一 同 寺			
一 同 寺 ^印		同	
ノ 三人内 ^{女男式人}			
一 晴雲寺 ^印		生嶋原	

一晴雲寺^印 生嶋原

ノ老女

沢廣次 妻〇

一淨源寺^印 生嶋原

ノ老女

岡田斎兵衛 妻〇

一光傳寺^印 生嶋原

ノ老女

加藤金吉 妻〇

一晴雲寺 本多甚左衛門

一同 寺 妻

ノ式人内男老式人
女老式人

〇善法寺^印 生嶋原

〇同 寺^印 同

〇同 寺^印 同

ノ三人内男老式人
女老式人

一德法寺^印 生嶋原

ノ老女

水谷市輔 母〇

一晴雲寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

ノ式人内男老式人
女老式人

一安養寺^印 生嶋原

一善法寺^印 同

一安養寺^印 同

一同 寺^印 同

一安養寺^印 生嶋原

ノ五人内男老式人
女老式人

一江東寺^印 生嶋原

ノ老女

池田幾左衛門^印

孫 申太郎

同 きく

田測与八郎^印

娘 か祢〇

下田勝左衛門^印

妻〇

忰 金一郎〇

同 鉦次郎〇

勝左衛門娘 里哉〇

谷川友八 母〇

- 一晴雲寺^印 生嶋原 稲田一馬 祖母○
- ノ老女人 生嶋原 川野寿太郎 母○
- 一晴雲寺^印 生嶋原 前田政治^印
- ノ老女人 生嶋原 政治妻○
- 一晴雲寺^印 生嶋原 娘 きん○
- 一快光院^印 生嶋原 同 とも○
- 一快光院^印 同 同 とも○
- 一晴雲寺^印 同 同 とも○
- ノ四人内^{男三人 女一人} 同 同 とも○
- 浄源寺^印 生嶋原 死大竹大藏 妻
- ノ老女人 加藤金石衛門妻○
- 一浄林寺^印 生嶋原 瀬崎徳左衛門^印
- ノ老女人 左よ○
- 一快光院^印 生嶋原 荒木寿之丞^印○
- ノ式人内^{男三人 女一人} 同 病死妻○
- 一浄源寺^印 生嶋原 手代と成四ノ帳二入忰 原五郎○
- 快光院^印 同 孫 鉦太郎○
- 浄源寺^印 同 同 鉦太郎○
- ノ四人内^{男三人 女一人} 同 同 鉦太郎○
- 一崇台寺^印 生嶋原 井村豊左衛門
- 一崇台寺^印 同 忰 幸三郎
- 一崇台寺^印 同 同 寿弥
- 一崇台寺^印 同 同 娘と羅
- ノ四人内^{男三人 女一人} 同 同 娘と羅

嘉永七年

宗門改影踏帳

寅正月

宗門方

一 我々儀切死丹^ニ無御座親祖父^ノ全轉^ニも無御座候付影踏宗門并頼置候寺又は生国銘々書付差上申候少も切死丹之儀心底^ニ含不申候付切死丹之起證文^ニ書載申候此旨相違御座候ハ、てうす伴天連ひいりよすひりつさんとふ始さんたまりや諸のあんしよへあとの罰を蒙りてうすのからさ絶果しうたつのごとく頼母敷を失ひ終^ニ頓死仕いんへるの、苦患に責られ浮事御座有間敷候事

一 自然切死丹之儀承候ハ、可申上事

一 只今迄之宗門替申度^ニ付^ハ御断申上其上^ニ替可申事

一 我々儀弥切死丹^ニ無御座候付又日本之起證文を以申上候若偽於申上は梵天帝釈四大天王惣^ニ日本国中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満大自在天神別^ニ温泉四面大明神猛嶋大明神之可蒙御罰者也依^テ起證文如件

生駒半蔵殿
片山登殿

善法寺 印
安養寺 印
光傳寺 印
護國寺 印
桜井寺 印
崇台寺 印
快光院 印
龍泉寺 印
晴雲寺 印
江東寺 印

一向宗
右宗旨分

江東寺印
晴雲寺印
龍泉寺印
快光院印
崇台寺印
桜井寺印
護國寺印
光傳寺印
安養寺印
善法寺印
浄源寺印
勝光寺印
西方寺印
妙行寺印
光泉寺印

一切死丹宗門并轉之者御穿鑿恒例急度被仰付拙僧共旦那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座候は急度可申上若脇々訴人御座候ハ、拙僧共不可遁其科候則旦那名前頭ニ判形仕差上申候此外銘々別紙證文差上申候為後日依而如件

光泉寺印
妙行寺印
西方寺印
勝光寺印
浄源寺印

式人内女男老若

一江東寺印 生嶋原

松平勘解由家来柴田鉄三郎厄介 きよ

式人女

一崇台寺印 生嶋原

松平勘解由家来馬場六平 妻

式人女

一江東寺印 生嶋原

松平勘解由家来西田多輔 妻

式人女

一勝光寺印 生嶋原

和光院家来 木下政治

式人男

一 式人男

下横目 源之丞

式人男

一晴雲寺

松平勘解由家来 三原龍平 妻

一同寺

母

一同寺

忰 熊太郎

一同寺

娘 きん

一同寺

同 き登

式人内四式 八人

一江東寺

松平勘解由家来 村田弥助 妻

一桜井寺

妻

式人内七人

禅宗

浄土宗

法華宗

一晴雲寺印 生嶋原

一同 寺印 同

ノ式人内女男老若

一晴雲寺印 生嶋原

ノ老女

一晴雲寺印 生嶋原

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一晴雲寺印 生嶋原

ノ四人内女男老若

一晴雲寺印 生嶋原

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一龍泉寺印 同

ノ四人内女男老若

一晴雲寺印 生嶋原

ノ老女

一西方寺印 生嶋原

ノ老女

○快光院印 生嶋原

ノ老女

一江東寺印 生嶋原

ノ老女

一晴雲寺印 生嶋原

一同 寺印

板倉八右衛門家来 大槻和右衛門

厄介 滿川

板倉八右衛門家来 高橋藤助 妻○

板倉八右衛門家来 大槻儀兵衛

悴 龜之助

同 力之助

儀兵衛娘 加免

板倉八右衛門家来 大槻熊三郎

悴 鎌之丞○

柳

同 善吉○

家内女 具ら○

板倉八右衛門家来 荒木丈右衛門 妻○

松平勘解由家来 中島計馬家内 てう○

松平勘解由家来 鈴木益十郎 妻

松平勘解由家来 河野鉄太郎 母

松平勘解由家来 小柳津敬藏

娘 せい

一 江東寺印 生嶋原

外組 杉太郎印

一同 寺印 同

妻

一同 寺印 同

悴 定之助○

一 光傳寺印 同

娘 すま

ノ 四人内男三人 女一人

一 称名寺印 生嶋原

外組 栄左衛門

ノ 老人男

一 安養寺印 生嶋原

町同心岩平家内女 かの○

ノ 老人女

一 崇台寺印 生嶋原

手代 龍之助印

ノ 老人男

○ 桜井寺印 生嶋原

手代武助 母○

一ノ帳二人

一 晴雲寺印 生嶋原

御庭手代 乾兵衛印

一同 寺印 同

娘 登ら○

ノ 式人内男二人 女一人

安養寺 手代甚平 祖母

ノ 老人女 三度

一 善法寺印 生嶋原

手代 勇馬印

ノ 老人男

晴雲寺 手代 数之進 母

ノ 老人女

一 晴雲寺印 生嶋原

板倉八右衛門家来 大槻長右衛門印

一 西方寺印 生嶋原

長右衛門妻○

ノ 式人内男二人 女一人

一 晴雲寺^印 生嶋原

御簾組 清之助^印

一同 寺

〔三度〕 妻

ノ 老人男

一 桜井寺^印 生嶋原

御簾組 金太郎^印

一同 寺^印 同

悴 廉蔵

ノ 式人男

一 西方寺^印 生嶋原

御簾組 勝蔵^印

一 江東寺

妻○

ノ 老人男^{老人}
式

一 江東寺^印 生嶋原

御簾組 梅太郎^印

ノ 老人男

一 晴雲寺^印 生嶋原

御簾組 亀吉^印

ノ 老人男

一 崇台寺^印 生嶋原

御簾組 喜代之進

ノ 老人男

一 江東寺^印 生嶋原

御簾組 権蔵^印

ノ 老人男

一 光泉寺^印 生嶋原

外組 新兵衛^印

一 快光院^印 同

妻

ノ 式人内^{男老人}
女老人

一 龍泉寺^印 生嶋原

外組 萬兵衛^印

一 淨源寺^印 同

妻○

一 龍泉寺^印 同

娘 か川○

一同 寺^印 同

同 婦く○

ノ 四人内^{男老人}
女三人

一晴雲寺^印 生島原

番人 義八

一同 寺^印 同

悴 市太郎

一妙行寺^印 同

娘 登も

ノ三人内女男三人

○安養寺^印 生嶋原

死番人 半左衛門

○護國寺^印 生嶋原

勘當番人半左衛門悴 豊七郎○

○同 寺^印 同

同 兔馬之助

○同 寺^印 同

娘 やそ

○同 寺^印 同

同 な加

ノ五人内女男三人

一晴雲寺^印 生嶋原

番人 喜傳太

一同 寺

母

ノ老人女男二人

二

一江東寺^印 生嶋原

下横目右仲太家内女 みせ

ノ老人女

一快光院^印 生嶋原

下横目 政十郎^印

ノ老人男

一江東寺

下横目 真平

○江東寺^印 生嶋原

死去下横目 健七郎

○同 寺^印 同

死去悴 千鶴馬

ノ式人男

一晴雲寺^印 生嶋原

下横目健平叔父 益助

ノ老人男

一光傳寺^印 生嶋原

二度下横目 源之助

ノ老人男

嘉永五年

三

宗門御改影踏帳

子正月

宗門方

一我々儀切死丹^ニ而無御座親祖父^ノ全轉^ニ而も無御座候付影踏宗門并頼置候寺又は生國銘々書付差
 上申候少も切死丹之儀心底^ニ含不申候^ニ付切死丹之起證文^ニ書載申候此旨相違御座候ハ、てうす
 伴天連ひひりよすひりつさんとふ始さんたまりや諸のあんしよへあとの罰を蒙りてうすのからさ
 絶果しうたつのごとく頼母敷を失ひ終に頓死仕いんへるの、苦患に責られ浮事御座有間敷候事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上候事

一只今迄之宗門替申度^ニ付^ハ御断申上其上^ニ而替可申候事

一我々儀弥切死丹^ニ而無御座候^ニ付又日本之起證文を以申上候若偽於申上者梵天帝釈四大天王惣^而
 日本國中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満大自在天神別^而温泉四面大明神猛嶋大明神之可
 蒙御罰者也依^而起證文如件

生駒半蔵殿
片山登殿

浄源寺 印
善法寺 印
安養寺 印
光傳寺 印
護国寺 印
崇台寺 印
桜井寺 印
快光院 印
龍泉寺 印
晴雲寺 印
浄林寺 印
江東寺 印
本光寺 印

一向宗
右寺分

本光寺 印

江東寺 印

淨林寺 印

晴雲寺 印

龍泉寺 印

快光院 印

桜井寺 印

崇台寺 印

護国寺 印

光傳寺 印

安養寺 印

善法寺 印

淨源寺 印

專念寺 印

常光寺 印

西方寺 印

徳法寺 印

一切死丹宗門并轉之者御穿鑿恒例急度被仰付拙僧共旦那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座候ハ、急度可申上候若從脇訴人御座候ハ、拙僧共不可通其科候則旦那名書頭二判形仕差上申候此外銘々別紙證文差上申候為後日依而如件

徳法寺 印

西方寺 印

常光寺 印

專念寺 印

一晴雲寺^印 生嶋原

ノ 老人女

金森左伸 妾○

一崇台寺^印 生嶋原

ノ 老人女

白井甚平 家内女○

一龍泉寺^印 生嶋原

ノ 老人女

世古平治厄介女 いと○

一徳法寺^印 生嶋原

ノ 老人女

平野内記厄介女 ます○

一本光寺 生嶋原

ノ 老人女

丈大夫改

松尾愛蔵家内 きよ妾○

一専念寺^印 生嶋原

ノ 老人女

久保勝右衛門 妾○

一江東寺^印 生嶋原

ノ 老人女

川井大助^印

大助妻○

ノ 式人内男 三

一専念寺^印

一同 寺^印

一龍泉寺^印

一安養寺

中山要右衛門母○

妻○

中山泰次郎○

要右衛門娘 三保 出生

四
ノ 主人内男 三

禅宗

浄土宗

法花宗

一快光院 [㊦]	生嶋原	牧郷左衛門 厄介女
ノ老女		
一護国寺 [㊦]	生嶋原	内村隼十郎 厄介女○
ノ老女		
本光寺		
一安養寺 [㊦]	生嶋原	大原左部 妾○
ノ老女		
一光傳寺 [㊦]	生嶋原	渋川主水厄介 きよ○
ノ老女		
○晴雲寺 [㊦]	生嶋原	弓削戸左衛門家内 と世○
ノ老女		二ノ帳二入ル
一安養寺 [㊦]	生嶋原	宮川慶右衛門 妾○
ノ老女		
一浄源寺 [㊦]	生嶋原	梅村周助 妾○
ノ老女		
一浄林寺 [㊦]	生嶋原	智多弥惣左衛門 家内女○
ノ老女		
一護国寺 [㊦]	生嶋原	臼井伊兵衛 妾○
ノ老女		
一本光寺 [㊦]	生嶋原	林泰元 厄介女○
ノ老女		
一専念寺 [㊦]	生嶋原	奥平勇蔵 妾
ノ老女		
一本光寺 [㊦]	生嶋原	奥平九郎左衛門家内 いわ○
ノ老女		

一同 寺印 同 母
一江東寺印 同 金平治妻○

一淨源寺印 生嶋原 荒木兵太夫印

〆 壹人男

一安養寺印 生嶋原

大場丈吉印

一安養寺印 生嶋原

丈吉妻○

一同 寺印

娘 こと○

〆 三人内男 女 女

一江東寺 赤崎雄四郎

一同 寺

母

一同 寺

妻

一安養寺

悴 寿太郎

〆 四人内男 女 女 女

一江東寺印 生嶋原

中村門平印

一快光院印

同

妻○

一善法寺印

同

娘 いち○

〆 三人内男 女 女

一淨源寺印 生嶋原

寺田立平印

一江東寺印

同

妻○

〆 式人内男 女 女 女

○ 本光寺印 生嶋原

生駒俊左衛門 妾○

影路御免

〆 壹人女

一本光寺印 生嶋原

板倉清兵衛 厄介女○

〆 壹人女

一安養寺印 生嶋原

一江東寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

一安養寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印

十

ノ九人内男三女六

一江東寺印 生嶋原

一江東寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ五人内男四女一

一崇台寺印 生嶋原

一安養寺印 同

一同寺印 同

ノ三人内男二女一

一江東寺印 生嶋原

一安養寺印 生嶋原

一江東寺印 同

ノ三人内男二女一

一善法寺印 生嶋原

久之丞妻〇

倅 小太郎〇

姉 きん〇

娘 ひさ〇

同 春わ〇

久之丞娘 ゑひ〇

同 けい〇

倅 治郎吉〇

小三郎 出生

大崎右平印

右平妻〇

倅 松太郎〇

同 定次郎〇

同 松次郎〇

尾崎十右衛門印

十右衛門母〇

同妻〇

松岡徳太夫印

徳太夫妻〇

妹 たか〇

内嶋金平治印

- | | | | |
|-----------------------------|-----|-------------------------|---------|
| 一安養寺 <small>印</small> | 生嶋原 | 内嶋七左衛門 <small>印</small> | 悴 三木之助○ |
| 一同 寺 <small>印</small> | 同 | 娘 ま川○ | |
| 一同 寺 <small>印</small> | 同 | 同 美や○ | |
| 一浄源寺 <small>印</small> | 同 | | |
| ノ四人内 <small>男三人 女一人</small> | | 雜賀仁兵衛 <small>印</small> | 妻○ |
| ○江東寺 <small>印</small> | 生嶋原 | | |
| ○同 寺 <small>印</small> | 同 | 伊藤林左衛門 <small>印</small> | |
| ノ式人内 <small>男三人 女一人</small> | | 新町影帳二人 | 妻○ |
| ○同 寺 <small>印</small> | 同 | | |
| ノ式人内 <small>男三人 女一人</small> | | 荒木判右衛門 <small>印</small> | 妻○ |
| ○江東寺 <small>印</small> | 生嶋原 | | |
| ○安養寺 <small>印</small> | 同 | 悴 友治郎○ | |
| ○江東寺 <small>印</small> | 同 | | |
| ノ三人内 <small>男二人 女一人</small> | | 田中弥左衛門 <small>印</small> | 妻○ |
| 一光傳寺 <small>印</small> | 生嶋原 | | |
| 一常光寺 <small>印</small> | 同 | | |
| ノ式人内 <small>男三人 女一人</small> | | 藤野三代藏 <small>印</small> | 妻○ |
| 一江東寺 <small>印</small> | 生嶋原 | | |
| 一同 寺 <small>印</small> | 同 | 娘 ま登○ | |
| 一同 寺 <small>印</small> | 同 | 同 美と○ | |
| 一同 寺 <small>印</small> | 同 | 同 満春○ | |
| ノ五人内 <small>男三人 女二人</small> | | 塩塚久之丞 <small>印</small> | |
| 一安養寺 <small>印</small> | 生嶋原 | | |

一晴雲寺印 生嶋原

林實大夫印

ノ老人男

一專念寺印 生嶋原

本多市右衛門 母○

一同 寺印 同

同人 妻○

一龍泉寺印 同

悴 市三郎○

一同 寺印 同

同 泰藏○

一同 寺印 同

同 大治○

一同 寺印 同

同 良吉○

一同 寺印 同

同 友松○

一同 寺印 同

弟 周藏○

一專念寺印 生嶋原

市右衛門娘 登も○

一同 寺印 同

同 ひろ○

一同 寺印 同

本多市兵衛 妻○

一龍泉寺印 同

同人 祖母

一專念寺印 同

同人 母○ 悴 良之助○

一同 寺印 同

弟 敬治○

一同 寺印 同

同人 妻○

一同 寺印 同

娘 や春○

一同 寺印 同

同 堂川○

一專念寺印 生嶋原

市兵衛悴 古治郎○

一同 寺印 同

同 友三郎○

式拾人

ノ拾三人内男拾女三人

一專念寺 生嶋原

中山要右衛門 母

一同 寺 同

同人 妻

ノ老人女

一 光傳寺^印 生嶋原

一 同 寺^印 同

一 光傳寺^印 生嶋原

一 同 寺^印 同

一 同 寺^印 同

ノ五人内男^四女^一

一 晴雲寺^印 生嶋原

ノ老人女

一 光傳寺^印 生嶋原

ノ老人女

一 快光院^印 生嶋原

一 同 寺^印 同

一 快光院^印 生嶋原

一 同 寺^印 同

一 同 寺^印 同

一 同 寺^印 同

ノ六人内男^四女^二

一 晴雲寺^印 生嶋原

一 同 寺^印 同

一 同 寺^印 同

一 同 寺^印 同

尾崎右捨^印

娘 と美^〇

右捨娘 さた^〇

同 川流^〇

同 すへ^〇

小野久左衛門 母^〇

松岡猪十郎 妻^〇

竹田錦左衛門^印

^三度 当病 娘 里す

錦左衛門娘 登き^〇

^六度 当病 同 きん

悴 安次郎^〇

娘 ぎん^〇

岡野鐘吾^印

^一度 当病 悴 辰男

^二度 娘 よし

同 たみ

一 快光院	松尾権左衛門 ^〇
一 善法寺	妻 ^〇
ノ式人内 <small>男^三女^一</small>	

一晴雲寺印 生嶋原

芝辻太兵衛印

晴雲寺

一剛寺印 同

母

崇台寺

一剛寺印 同

悴 亀吉

一同寺印 同

同 司免吉

一同寺印 同

娘 よし〇

崇台寺

一晴雲寺印 生嶋原

三度太兵衛娘 か祢

一同寺印 同

同 しん

ノ七人内男三人
女四人

一快光院印 生嶋原

西野光兵衛

一同寺印 同

娘 ゑい

松本新五右衛門宅二而影踏之事

一同寺印 同

同 か祢

ノ三人内男二人
女一人

一光傳寺印 生嶋原

四度太田盛吉 妻

ノ一人女

一光傳寺印 生嶋原

尾崎源右衛門印

一安養寺印 生嶋原

源右衛門妻〇

一光傳寺印 同

娘 すゑ〇

一同寺印 同

同 か祢

ノ四人内男三人
女一人

一晴雲寺印 生嶋原

小野嘉之右衛門 妻〇

ノ一人女

一崇台寺印 生嶋原

林田三郎右衛門 妻〇

一 崇台寺^印 生嶋原 片田笹右衛門 祖母○
一 浄源寺^印 同 同 妻○

一 晴雲寺^印 〆 忝人女 生嶋原 岡野庄左衛門 妻○

一 護国寺^印 〆 忝人女 生嶋原 田中惣右衛門 妻○

一 晴雲寺^印 〆 忝人女 生嶋原 原口喜三郎 祖母○

一 浄源寺 西田瀧左衛門 妻
七度
〆 忝人女

一 江東寺^印 生嶋原 柴田初大夫^印

〆 忝人男

一 江東寺^印 生嶋原

柴田主木之助 妻○
右兵衛改

〆 忝人女

一 安養寺^印 生嶋原

〆 忝人女

一 晴雲寺^印 生嶋原

〆 忝人女

一 桜井寺^印 生嶋原

○ 江東寺^印 同

一 桜井寺^印 同

〆 三人内^男 〆 三人内^女

崇台寺

波多野健兵衛^印

忝 慎平

娘 きく

一善法寺	生嶋原	寺田龍右衛門 ^印
一崇台寺 ^印	生嶋原	龍右衛門娘 いす
ノ式人内 <small>女男</small>		
一崇台寺 ^印	生嶋原	寺田馬之進 ^印
ノ耆人男		
一崇台寺 ^印	生嶋原	草村鬼十郎 妻○
ノ耆人女		
一江東寺 ^印	生嶋原	谷口金市 妻○
ノ耆人女		
一江東寺 ^印	生嶋原	上田平内 ^印
ノ耆人男		
一晴雲寺 ^印	生嶋原	高橋左平 妻○
ノ耆人女		
一光傳寺 ^印	生嶋原	松尾久平 ^印
ノ耆人男		
一晴雲寺 ^印	生嶋原	松本新五右衛門 妻○
ノ耆人女		
一安養寺 ^印	生嶋原	齋宮文内 妻○
ノ耆人女		
一快光院 ^印	生嶋原	林瀬大夫 妻
ノ耆人女		
一安養寺 ^印	生嶋原	林田吉右衛門 ^印
ノ耆人男		
一桜井寺 ^印	生嶋原	山本實兵衛 ^印
一同 寺 ^印	同	悴 豊吉
ノ式人男		

- | | | | |
|--------------------------------|-----|---------------------|----|
| 一 浄源寺 ^印 | 生嶋原 | 岩堀久左衛門 | 妻○ |
| ノ 老人女 | | | |
| 一 晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 山本弥寿男 | |
| ○ 同 寺 ^印 | 同 | 妹 二能○ | |
| ノ 式人内 <small>釋妹</small> | | | |
| ○ 浄源寺 ^印 | 生嶋原 | 渡邊安右衛門 | 母○ |
| 一 晴雲寺 ^印 | 同 | 同 妻○ | |
| ノ 式人女 | | | |
| 一 安養寺 ^印 | 生嶋原 | 下田勝左衛門 ^印 | |
| 一 善法寺 ^印 | 同 | 妻○ | |
| 一 安養寺 ^印 | 同 | 悴 金一郎○ | |
| 一 同 寺 ^印 | 同 | 同 鈿次郎○ | |
| 一 同 寺 ^印 | 同 | 娘 里き○ | |
| ノ 五人 <small>男三人 女二人</small> | | | |
| 一 晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 小川源兵衛 | 妻 |
| ノ 老人女 | | | |
| 一 晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 梅雪 ^印 | |
| ノ 老人男 | | | |
| 一 晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 伊藤大之丞 ^印 | |
| 一 同 寺 ^印 | 同 | 大之丞孫 栄喜太○ | |
| 一 同 寺 ^印 | 同 | 同 と羅○ | |
| ノ 三人内 <small>男式二人 女式一人</small> | | | |
| 一 護国寺 ^印 | 生嶋原 | 稻田曾平治 | 妻 |
| ノ 老人女 | | | |
| 一 江東寺 ^印 | 生嶋原 | 白井怡寿馬 | 母○ |
| ノ 老人女 | | | |

ノ老人男

一晴雲寺^印 生嶋原

松平勘解由家来稲田恒左衛門 母○

ノ老人女

一晴雲寺^印 生嶋原

松平勘解由家来 小柳津治大夫

ノ老人男

一崇台寺^印 生嶋原

天野兵左衛門^印

一同 寺^印 同

倅 鶴之助○

一同 寺^印 同

同 岩三郎○

一同 寺^印 同

娘 ゆき○

一同 寺^印 同

同 ひて○

ノ五人内^{男三人 女二人}

一善法寺

清宮財右衛門 母

ノ老人女

当病

一晴雲寺^印 生嶋原

岡野林右衛門 妻○

ノ老人女

一江東寺^印 生嶋原

藤田愛蔵^印

一安養寺^印 同

娘 か川○

一同 寺^印 同

倅 金太郎○

ノ三人内^{男一人 女二人}

一晴雲寺^印 生嶋原

成瀬勝之丞 母○

ノ老人女

一崇台寺^印 生嶋原

西村数兵衛 母○

ノ老人女

一安養寺^印 生嶋原

松村元太郎 祖母○

ノ老人女

一 善法寺^印 生嶋原

吉見嘉藤治^印

一 安養寺^印 同

姉 すか〇

○ 善法寺^印 同

死娘 きち〇

一同 寺 悴 世蔵 出生

ノ三人内^{男三人}

一 晴雲寺 田淵与八郎〇

一同 寺 娘 か祢〇

ノ式人内^{男三人}

一 護国寺^印 生嶋原

西川嘉平^印

一 晴雲寺^印 同 妻〇

一 護国寺^印 同 悴 亀太郎〇

一同 寺^印 同 忠治郎〇

一 護国寺^印 生嶋原 嘉平娘 ゆき〇

一同 寺^印 同 ま川〇

一同 寺^印 同 志免〇

ノ七人内^{男三人 女四人}

一 護国寺 寺田滿平治 母〇

ノ一人女

一 西方寺^印 生嶋原 小野田喜平 妻〇

ノ一人女

一 桜井寺^印 生嶋原 福田儀右衛門^印

ノ一人男

一 桜井寺^印 生嶋原 福田傳左衛門 妻〇

ノ一人女

一本光寺^印 生嶋原 吉田丹波^印

一 浄源寺^印 生嶋原

ノ 老人女

加藤平八郎 母〇

一 浄源寺^印 生嶋原

ノ 老人女

鈴木恒兵衛 母〇

一 晴雲寺^印 生嶋原

ノ 老人女

渡邊良兵衛 母〇

一 快光院^印 生嶋原

一 同 寺^印 同

成田喜藤太^印

悴 栄蔵〇

ノ 老人男

一 護國寺^印 生嶋原

雨森権五郎^印

一 同 寺^印 同

死妻〇

ノ 式人内^{男 女 老人}

一 晴雲寺^印 生嶋原

鈴木鉄左衛門^印

一 同 寺^印 同

娘 むま〇

一 晴雲寺^印 生嶋原

鉄左衛門娘 た川〇

一 浄林寺^印 同

同 ちよ〇

ノ 四人内^{男 女 老人}

一 善法寺^印 生嶋原

幸悦^印

ノ 老人男

一 江東寺^印 生嶋原

小田登茂平^印

一 同 寺^印 同

娘 て川〇

ノ 式人内^{男 女 老人}

一 本光寺^印 生嶋原

吉田平十 妻〇

ノ 老人女

一 晴雲寺^印 生嶋原

岩瀬勇兵衛 妻〇

ノ 老人女

ノ三人内男老次女

一晴雲寺印 生嶋原

ノ老人男

一江東寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ四人内男三人女一人

一江東寺印 生嶋原

ノ老人男

一江東寺印 生嶋原

ノ老人女

一護國寺印 生嶋原

ノ老人女

一浄源寺印 生嶋原

ノ老人男

一崇台寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

一崇台寺印 生嶋原

ノ三人内男老次女二人

一快光院印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ三人内男老次女二人

三度鈴木兵左衛門旅行

洞木為兵衛印

悴 莊助○

同 謙助○

娘 きん○

洞木謙三郎印

中村弥四郎 祖母○

横蔵改

松下程蔵 妻

森塚嘉久蔵印

鈴木与次右衛門印

悴 清次郎○

定馬 出生

与次右衛門娘 かく○

大槻丈平印

娘 て川○

同 きん○

一江東寺	谷川友八	母当病
ノ老人女	式度	

一浄源寺^印 生嶋原

ノ老人女

尾崎覚左衛門 妻○

一浄源寺^印 生嶋原

川野安左衛門^印

一護国寺^印 同

妻○

一浄源寺^印 同

悴 亀吉郎○

ノ三人内男試女老人

一浄源寺^印 生嶋原

川野安之進^印

ノ老人男

○晴雲寺^印 生嶋原

光永忠兵衛 妻

三ノ帳入

ノ老人女

一崇台寺^印 生嶋原

山村和助^印

ノ老人男

一晴雲寺^印 生嶋原

岡野太蔵 妻

ノ老人女

一快光院^印 生嶋原

尾崎六右衛門 妻○

ノ老人女

一快光院^印 生嶋原

金田傳蔵

一快光院^印 生嶋原

傳蔵悴 鎮八

一同 寺^印 同

娘 登も

一同 寺^印 同

ノ五人内^{女男三六}

一桜井寺^印 生嶋原

ノ老人男

一晴雲寺^印 生嶋原

ノ老人女

一浄源寺^印 生嶋原

ノ老人女

一光傳寺^印 生嶋原

ノ老人女

一善法寺^印 生嶋原

○善法寺^印 生嶋原

○善法寺^印 生嶋原

○善法寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

一同 寺^印 同

○晴雲寺^印 生嶋原

○晴雲寺^印 生嶋原

○晴雲寺^印 生嶋原

○晴雲寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

一同 寺^印 同

一德法寺^印 生嶋原

ノ老人女

同と羅

志岐勘左衛門

沢廣治 妻○

岡田斎兵衛 妻○

加藤金吾 妻○

池田幾左衛門^印

幾左衛門恠 廉之助○

死池田源齋

幾左衛門孫男 申太郎○

娘同女 きく○

朝倉祐藏 妻

離縁二成

本多甚左衛門^印

妻○

妻○

水谷市助 母○

水谷市助 母○

水谷市助 母○

水谷市助 母○

一 晴雲寺 ^印	生嶋原	稻田伊代治	母○
ノ 老人女			
一 晴雲寺 ^印	生嶋原	前田政治 ^印	妻○
一 快光院 ^印	同	娘 きん○	
一 同 寺 ^印	同	政治娘 とも○	
一 晴雲寺 ^印	同		
ノ 四人内 ^{男 老人 女 老人}		大竹大藏	妻○
一 浄源寺 ^印	生嶋原	死去林田右藤太 ^印	
ノ 老人女			
○ 崇台寺 ^印	生嶋原	栗原勇太左衛門 ^印	悴 伊曾馬○
ノ 老人男	新屋敷		
一 崇台寺 ^印	生嶋原		
一 同 寺 ^印	同		
一 同 寺 ^印	同		
ノ 三人男			
一 浄林寺 ^印	生嶋原	当病 加藤金右衛門	妻
ノ 老人女			
一 快光院 ^印	生嶋原	瀬崎徳左衛門 ^印	娘 さよ○
一 同 寺 ^印	同		
ノ 式人内 ^{男 老人 女 老人}			
一 崇台寺 ^印	生嶋原	井村豊左衛門	悴 幸三郎
一 同 寺 ^印	同		
一 同 寺 ^印	同	当病 同	寿弥
○ 同 寺 ^印	同	権六郎妻二 ^{ムシクイ}	娘 古と

嘉永五年

一

宗門改影踏帳

子正月

宗門方

一我々儀切死丹ニ^而無御座親祖父^方全轉ニ^而も無御座候付影踏宗門并頼置候寺又は生國銘々書付差
 上申候少も切死丹之儀心底ニ^二含不申候付切死丹之起證文ニ^二書載申候此旨相違御座候ハ、てうす伴
 天連ひひりよすひりつさんとふ始さんたまりや諸のあんしよへあとの罰を蒙りてうすのからさ終
 果しうたつのごとく頼母敷を失ひ終に頓死仕いんへるの、苦患に責られ浮事御座有間敷候事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上事

一^一只今迄之宗門替申度ニ^二付^而は御断申上其上ニ^二替可申候事

一我々儀弥切死丹ニ^而無御座候付又日本之起證文を以申上候若偽於申上者梵天帝釈四大天王惣^而日
 本國中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満大自在天神別^而温泉四面大明神猛島大明神之可蒙
 御罰者也依^而起證文如件

凡例

- 一、本書は、嶋原藩の宗門人別改帳である。
- 一、本書の原本は、西南学院大学博物館に所蔵されている。
- 一、刊行に際しては、なるべく原本の体裁を表すようにつとめたが、多少の修正を加えているところもある。
- 一、変体仮名は、江、而のみ活字を小さくして用い、他は平仮名に改めた。また^レはもとのままにした。
- 一、旧字は原文通りとした。
- 一、原本の虫損等により判読不能の文字は□で示した。
- 一、原本の抹消や書き直しなどによる訂正はその両方を示した。
- 一、氏名は原文通りとした。
- 一、原本にある貼紙は四角で囲んで表記し、貼紙で消された部分は「」で表記した。

策に関する変化と継続を示すことができる資料であるとも言える。

幕末の外交・社会の変化は島原藩へも影響を及ぼした。島原藩は従来長崎の警備と監視を幕府から与えられた任務のひとつとしてきたが、多数の外国船が長崎に訪れ、幕府の外交体制が揺らいだこの時期には、それらはいよいよ重要な課題となっていた。この頃の島原藩の様子を見ると、幕府の命に応じた防備の増強や、武器の修理、強化などを行い、長崎警備の課題に奔走した様子が見てとれる。また周囲を海で囲まれた島原藩領の防備も必要であり、島原城下へも海岸三ヶ所に砲台を築造し、大砲を鑄造して防備を固めた。このような幕府に対する奉公により藩財政は圧迫され、島原藩では人口や牛馬数などの調査を行い、年貢調達の強化を実施した。先に述べたように絵踏みや宗門改めは幕末にも九州の各地で継続され、島原藩では明治四(一八七二)年まで実施されているが、幕末にはこのような人口調査の一端を担った可能性もある。

島原藩主である松平家は三河以来の徳川譜代の大名であり、幕末期にも基本的に藩政府は佐幕的態度を取ったが、一方で下級武士の中にはこのような藩の態度に不満を持つ者もあらわれた。尊皇攘夷派が各地で起こした反乱である大和天誅組の変や天狗党事件には島原藩士の参加が見られ、また領内では佐幕派の藩の重臣が襲撃される事件も起こっている。このような思想は藩全体に行きわたることはなく、島原藩は積極的に倒幕運動に参加することはなかったが、日本を取り巻く西欧の国々や幕藩体制の変化と崩壊は島原へも確かに影響を与えていた。その後、島原藩は戊辰戦争には官軍側として出兵しており、明治四(一八七二)年、廃藩置県に伴い島原県(のちに長崎県)となる。

明治に入り、キリスト教禁制については、明治元(一八六八)年に出された五榜の掲示において改めてキリスト教の禁止が掲げられたが、欧米からの批判は強く、特に条約改正交渉の妨げとなったことにより、明治六(一八七三)年に政府はついにキリスト教禁止の高札を撤去するに至った。宗門改も戸籍法の施行により、明治四(一八七二)年に終了され、江戸初期より長きにわたり人々の宗教の統制と人口調査、戸籍としての役割を担ってきた宗門改帳はその役目を終えることとなる。このような歴史的背景の中で、本資料は幕府による宗教、領民統制や、人々の宗教観、地域の暮らし、日本キリスト教史の流れなど様々なことを現在に伝えている貴重な資料と言える。

約締結をせまると、安政元(一八五四)年には日米和親条約が締結された。日本は同様の条約をイギリスやロシア、オランダとも結んでいる。また、安政五(一八五八)年には日米修好通商条約が結ばれ、その後オランダ、ロシア、イギリス、フランスの五カ国とも同様の修好通商条約を締結する(安政の五カ国条約)。ここに日本は江戸初期より継続してきた海禁政策を転換し、欧米へも広く国を開くこととなった。

また幕末には、開国に伴い、日本で長く継続されてきた宗教政策に関しても変化が訪れた。日本が欧米諸国との交流を行うようになると、欧米からは日本のキリスト教禁止政策に対し懸念の声が挙がる。キリスト教信仰を禁止し、キリシタンに対し拷問までも行つて転宗を強制する日本の宗教統制は、欧米人の目に非道な行爲と認識されたのである。また、キリスト教の聖画像を人々に踏ませる絵踏みも、キリスト教徒である欧米人にとっては非難の対象であった。

出島オランダ商館長であったクルチウスは、安政三(一八五六)年、長崎奉行らに対し、絵踏みは外国人の日本に対する心象を悪化させ、外交問題を招きかねないことを警告して、キリスト教信仰の解禁や絵踏みの廃止を訴えている。この時、伝えられる海外情勢や欧米からのこのような批判等を受け、長崎奉行は幕府へ絵踏みの廃止を提案するに至った。

その際、絵踏みはすでに祭礼の一つで、異教徒であっても絵踏みを行つており、その意味が薄れているということが廃止の理由のひとつとして述べられている点が注目される。事実江戸後期の人々にとつてすでに絵踏みは年中行事のひとつのような存在であり、本来のキリシタン取締りの役割が薄れていたことが指摘されている。このような背景もあり、幕府はクルチウスの意見を認め、安政四(一八五七)年には、長崎奉行より翌年以降絵踏みを実施しない旨が通達された。

また安政の五カ国条約締結の際にも、同様に日本のキリシタン禁制や絵踏みに対する欧米からの批判の声が挙がった。通商条約議定のための日米会談においては、日本在住のアメリカ人の信教の自由や教会の建設の許可、そして絵踏みの廃止等が主張され、条約では居留地での信教の自由と教会の建設が認められた。また絵踏みの廃止の文言も条約に盛り込まれている。

一方、日本人に対するキリスト教信仰の禁止はその後も継続され、宗門改も各地で行われた。安政五(一八五八)年に廃止した絵踏みについても、廃止したのは長崎奉行所管内だけで、九州内ではその後も実施された。本資料はこのような時期に作られたものであり、幕末の日本のキリスト教政

資料紹介 西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」(3)

安高 啓明
稲益 あゆみ

解題

本稿は、西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」の翻刻である。これらは高原藩武家の宗門改帳であり、西南学院大学博物館では十一点を所蔵している。これまでに二〇一三年刊行の創刊号で天明、文化年間、二〇一四年刊行の第2号で天保年間の影踏帳の翻刻を掲載したが、本稿では引き続き嘉永五年(資料番号A11-001-08)、嘉永五年(資料番号A11-001-09)、嘉永七年(資料番号A11-001-010)、文久三年(資料番号A11-001-011)を掲載しており、これで所蔵されている全十一点の翻刻が完了することとなる。内容は前回までに紹介した形態とほぼ同様で、寺名、出身地、名前の下に押印もしくは筆軸印が押されたものであるが、今回掲載の資料中には印の場所に数字が記入されている個所も見られる。

江戸初期に絵踏みや寺請制度、宗門改の制度が確立したことにより、宗門改帳はそれ以降江戸時代を通じて作成されてきた。人々の宗教を統制するだけでなく、人口調査、戸籍としての役割も果たした宗門改は、幕府や藩による宗教や領民支配の体制を担った制度のひとつと言えるだろう。

しかし今回収録の資料が作成された嘉永(文久頃、日本は明治維新へと向かう大きな転換の中)にあり、幕府の支配体制にも揺らぎが見え始める。嘉永六(一八五三年)にペリーが浦賀へ来航し、条

資料紹介

西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」(3)

目次

目次	一
解題	二
凡例	五
「宗門御改影踏帳」(3)	六

執筆者一覧

宮崎 克則(みやざき かつのり)	西南学院大学教授・西南学院大学博物館館長 文学博士(九州大学)
安高 啓明(やすたか ひろあき)	西南学院大学博物館教員 博士(史学)(中央大学)
稲益 あゆみ(いなます あゆみ)	南島原市教育委員会 文化財課 文化財調査員 本学大学院国際文化研究科博士後期課程在学
内島 美奈子(うちじま みなこ)	西南学院大学博物館学芸研究員 本学大学院国際文化研究科博士後期課程在学
方 圓(ほう いん)	広州日立冷機有限公司社長秘書 本学大学院国際文化研究科博士前期課程修了
謝 靖(しゃ せい)	広州市花都自動車産業基地管理委員会職員 本学大学院国際文化研究科博士前期課程修了
下園 知弥(しもぞの ともや)	西南学院大学博物館学芸調査員 本学大学院国際文化研究科博士前期課程在学
濱野 貴司(はまの たかし)	福岡県立武蔵台高等学校教諭

西南学院大学博物館研究紀要

第3号

発行日 2015(平成27)年3月31日

発行 西南学院大学博物館
〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号

印刷 株式会社 インテックス福岡
